

宮行評委第17号  
平成18年10月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県行政評価委員会

委員長 大 村 虔



宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 関 田 康 慶



平成18年度政策評価・施策評価について（答申）

平成18年6月16日付け評価第24号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第1号及び同条第7項の規定に基づき、政策評価部会において調査審議を行った結果を別紙のとおり取りまとめたので、答申します。



平成 1 8 年度

政策評価・施策評価について

## - 目 次 -

答申に当たって	.....	1
調査審議の方法	.....	2
調査審議の結果	.....	5
1 全体的事項	.....	5
2 個別的事項	.....	6
福祉分科会	.....	7
環境分科会	.....	8
教育分科会	.....	9
産業分科会	.....	10
社会資本分科会	.....	11
3 平成18年度行政評価委員会政策評価部会 分科会審議結果一覧表	.....	12

### 行政評価委員会政策評価部会の意見

#### 〔福祉分科会〕

政策整理番号 2	「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」	.....	14
政策整理番号 4	「誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備」	.....	22
政策整理番号 5	「生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組」	.....	26
政策整理番号 6	「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」	.....	32
政策整理番号 24	「男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成」	.....	36

#### 〔環境分科会〕

政策整理番号 8	「地球環境の保全」	.....	40
政策整理番号 9	「環境負荷の少ない地域づくりの推進」	.....	44
政策整理番号 10	「豊かな自然環境の保全・創造」	.....	48
政策整理番号 11	「循環型社会の形成」	.....	52

### 〔教育分科会〕

政策整理番号 2 2	「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」	.....	5 8
政策整理番号 2 3	「生涯にわたって学び楽しめる環境の充実」	.....	6 8
政策整理番号 2 6	「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」	.....	7 0

### 〔産業分科会〕

政策整理番号 1 4	「新しい時代を担う産業人の育成」	.....	7 4
政策整理番号 1 5	「高度な産業技術の普及推進」	.....	7 8
政策整理番号 1 6	「産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出」	.....	8 0
政策整理番号 1 8	「産業基盤の整備による生産力の強化」	.....	8 6
政策整理番号 2 0	「産業・雇用の二ーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進」	.....	8 8

### 〔社会資本分科会〕

政策整理番号 7	「県土の保全と災害に強い地域づくり」	.....	9 4
政策整理番号 2 7	「多様な主体の協働による地域づくりの推進」	.....	1 0 2
政策整理番号 3 3	「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」	.....	1 0 6
政策整理番号 3 4	「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」	.....	1 1 4



## 答申に当たって

宮城県では、県民の視点に立って成果を重視する県政を推進することを目的として、「行政活動の評価に関する条例」を制定、平成14年4月1日から施行し、行政評価を実施している。

このうち政策評価・施策評価については、宮城県総合計画の第 期実施計画（平成15年度～平成17年度）の体系に基づいて、政策・施策・事業の階層性、各々の目標・手段の関係、目標の達成状況、手段の有効性等について県が評価を行うことになっており、具体的には、施策や事業の必要性、有効性、効率性や県民満足度調査結果、政策評価指標の達成状況、社会経済情勢等を判断材料として評価を実施している。

また、県が行うこの評価の厳格性や客観性を確保するため、知事の諮問に応じ、学識者や有識者等で構成される宮城県行政評価委員会に、政策等の評価に関する調査審議を行う政策評価部会が置かれている。

当委員会では、今年の6月16日に、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」について知事から諮問を受けた。その対象は、第 期実施計画で定める36政策、213施策のうち、政策を構成する施策に政策評価指標が設定され、かつ、その施策を構成する事業に平成17年度の実績がある、30政策とそれを構成する105施策である。

政策評価部会では、7月から8月にかけて「福祉」「環境」「教育」「産業」「社会資本」の5つの分科会に分かれて、各分科会を3回から4回開催し、専門的な立場や県民の視点から、21政策、66施策の評価について調査審議を行った。調査審議の結果の詳細については後記のとおりである。

現在、県においては平成19年度を初年度とし、優先的・重点的に取り組むべき施策を明らかにする「（仮称）みやぎの将来ビジョン」の策定が進められている。今後はその施策体系で評価が行われる予定であり、現在の総合計画での評価は今回が最後になると思われる。政策評価部会では、毎年度県政運営上特に重要と認められる政策、施策を選んで調査審議を行ってきたが、今回で30政策全てについて調査審議を一巡させることができた。

条例が施行されてから5年目を迎え、県が自ら行う評価についてはだいぶ定着してきたように思えるが、政策・施策の成果を表す政策評価指標の設定や県民満足度調査結果の分析方法など改善する余地も残っている。政策評価部会の意見等については、真摯に受け止めた上で、評価に適切に反映させるとともに、県の政策・施策・事業の見直し、企画立案等に結びつけ、活用することにより、県行政運営の効率性及び質の更なる向上が図られることを願っている。

平成18年10月13日

宮城県行政評価委員会

委員長 大村 虔 一

宮城県行政評価委員会政策評価部会

部会長 関田 康 慶

## 調査審議の方法

行政評価委員会政策評価部会は、平成18年度政策評価・施策評価に関し県からの諮問を受け、県自らが作成した「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行った。

### 1 調査審議の対象

諮問を受けた政策評価・施策評価は、「宮城県総合計画第 期実施計画（平成15～17年度）」で定められた全36政策213施策のうち、当該政策を構成する施策に政策評価指標が設定され、かつ、その施策を構成する事業に平成17年度実績がある30政策105施策である。

そのうち、今後の県政運営上特に重要と認められる21政策、66施策について調査審議を行った。

### 2 調査審議の方法

当部会では、福祉、環境、教育、産業、社会資本の5分科会を置き、県の担当部局職員の説明のもと、各基本票の記載内容について施策評価・政策評価の順に調査審議を行った。

政策評価は、基本票の評価シート（A）に基づいて、政策に対する施策設定の適切性及び施策の政策に対する有効性を評価したものである。当部会では、施策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。

施策評価は、基本票の評価シート（B）に基づいて、施策に対する事業設定の妥当性、事業の有効性、効率性を評価したものである。当部会では、政策評価との整合性等を念頭におき、その記載内容を検証した。



**福祉分科会**  
( 5 政策 1 6 施策 )

〔担当委員〕  
**濃沼信夫委員** ( 東北大学大学院医学系研究科教授 )  
**関田康慶委員** ( 東北大学大学院経済学研究科教授 )

	日時	審議政策 ( 審議施策数 )
第 1 回	平成 18 年 7 月 25 日	政策 2 ・どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり ( 6 施策 )
第 2 回	平成 18 年 7 月 31 日	政策 6 ・県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり ( 2 施策 ) 政策 24 ・男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成 ( 2 施策 )
第 3 回	平成 18 年 8 月 2 日	政策 4 ・誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備 ( 2 施策 ) 政策 5 ・生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組 ( 3 施策 ) 政策 24 ・男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成 ( 1 施策 )
第 4 回	平成 18 年 8 月 24 日	政策 24 ・男女共同参画社会の実現と全ての人に参加できる社会の形成

**環境分科会**  
( 4 政策 1 1 施策 )

〔担当委員〕  
**長谷川信夫委員** ( 東北学院大学名誉教授 )  
**山本玲子委員** ( 尚絅学院大学総合人間科学部教授 )

	日時	審議政策 ( 審議施策数 )
第 1 回	平成 18 年 7 月 12 日	政策 8 ・地球環境の保全 ( 2 施策 ) 政策 10 ・豊かな自然環境の保全・創造 ( 3 施策 )
第 2 回	平成 18 年 7 月 19 日	政策 9 ・環境負荷の少ない地域づくりの推進 ( 3 施策 )
第 3 回	平成 18 年 7 月 26 日	政策 11 ・循環型社会の形成 ( 3 施策 )

**教育分科会**  
( 3 政策 1 0 施策 )

〔担当委員〕  
**水原克敏委員** ( 東北大学大学院教育学研究科教授 )  
**宇田川一夫委員** ( 東北福祉大学総合福祉学部教授 )

	日時	審議政策 ( 審議施策数 )
第 1 回	平成 18 年 7 月 13 日	政策 22 ・個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 ( 1 施策 ) 政策 23 ・生涯にわたって学び楽しめる環境の充実 ( 1 施策 )
第 2 回	平成 18 年 7 月 14 日	政策 22 ・個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進 ( 5 施策 )
第 3 回	平成 18 年 7 月 20 日	政策 26 ・地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興 ( 3 施策 )

**産業分科会**  
( 5 政策 1 6 施策 )

〔担当委員〕  
大滝精一委員 ( 東北大学大学院経済学研究科教授 )  
小林豊弘委員 ( ( 財 ) みやぎ産業振興機構プロジェクトマネジャー )

	日時	審議政策 ( 審議施策数 )
第 1 回	平成 18 年 7 月 11 日	政策 15 ・ 高度な産業技術の普及推進 ( 1 施策 ) 政策 18 ・ 産業基盤の整備による生産力の強化 ( 1 施策 )
第 2 回	平成 18 年 8 月 1 日	政策 14 ・ 新しい時代を担う産業人の育成 ( 4 施策 )
第 3 回	平成 18 年 8 月 3 日	政策 16 ・ 産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出 ( 4 施策 )
第 4 回	平成 18 年 8 月 8 日	政策 20 ・ 産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進 ( 6 施策 )

**社会資本分科会**  
( 4 政策 1 3 施策 )

〔担当委員〕  
林一成委員 ( ( 財 ) 計量計画研究所東北事務所部長 )  
安藤朝夫委員 ( 東北大学大学院情報科学研究科教授 )

	日時	審議政策 ( 審議施策数 )
第 1 回	平成 18 年 7 月 7 日	政策 7 ・ 県土の保全と災害に強い地域づくり ( 5 施策 )
第 2 回	平成 18 年 7 月 20 日	政策 33 ・ 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化 ( 4 施策 )
第 3 回	平成 18 年 7 月 24 日	政策 27 ・ 多様な主体の協働による地域づくりの推進 ( 1 施策 ) 政策 34 ・ 国内の交流を進めるための交通基盤の整備 ( 3 施策 )

太字の委員は分科会コーディネーター

## 調査審議の結果

当部会で審議を行った政策評価・施策評価について、各々に意見を付し、併せて数字による判定を行った。

判定結果は次のとおりである（7段階で判定。7段階判定は県の自己評価について数字が大きいほど妥当性が高い。4が中央。）。

### 【政策評価に対する判定】

判定 (7段階)	1 (最低)	2	3	4 (中央)	5	6	7 (最高)	計
政策数			8	9	4			21

### 【施策評価に対する判定】

判定 (7段階)	1 (最低)	2	3	4 (中央)	5	6	7 (最高)	計
施策数		2	24	27	10	1	2	66

各政策評価・施策評価の調査審議結果は、「行政評価委員会政策評価部会の意見」のとおりである。

## 1 全体的事項

今回、調査審議を行った政策評価・施策評価について、各分科会から出された主な意見は次のとおりである。

### (1) 評価制度全般について

- ・現在進められている平成19年度を初年度とする「(仮称)みやぎの将来ビジョン」の策定に当たっては、可能な限り当部会の意見を反映されたい。

- ・政策評価指標が変更されると、政策、施策の有効性・効率性等の判定が困難になるので、新たな政策評価指標は可能な限り遡及的に調査・計上されたい。

- ・政策評価・施策評価の判定は、「適切」「概ね適切」「課題有」の3区分であるが、県が自ら「課題有」と評価しにくいと思われる。現在の3区分を5区分とすることにより、きめ細かい評価が可能になるので検討されたい。

・政策を構成している施策のうち、政策評価指標を設定している施策が少ない場合は、政策を総合評価するための情報が不足するので、政策評価指標群の妥当性、施策群の有効性の記述は省略するなど、工夫されたい。

・昨年度に部会が出した評価手法及び事業手法についての意見に対し、適宜改善のうえ今年度の評価に臨んだ政策・施策が多く見られた。次年度以降においても当部会の意見を十分に踏まえられたい。

## (2) 政策評価指標について

・当部会の意見に基づき新たな政策評価指標を設定するなど、改善された政策評価指標が見られたが、まだ検討が必要な指標も多く見られる。

政策、施策の有効性や効率性等を評価するためには、適切な政策評価指標の設定が必要なので、専門家を交えた指標の整備を検討されたい。

・政策評価指標が設定されていない施策のうち、県民満足度調査結果で優先度が高い施策や、重視度と満足度のかい離が大きい施策は、政策評価指標が設定できるよう検討されたい。

・事業の成果を政策評価指標に反映しきれない部分はあると思うが、成果があっても基本票に反映されなければ評価できないので、複数の政策評価指標を設定するなどして、できるだけ成果が反映されるよう工夫されたい。

・政策評価指標のうち、施策の成果を把握するまでに一定程度の期間を要するものについては、途中のプロセスを評価できる政策評価指標の設定を検討されたい。

## (3) 県民満足度調査結果の活用について

・県民満足度調査結果の分析に関して、例えば、政策・施策に係る対象集団の分析や、圏域別分析など、もっと工夫をして政策や施策の方針決定に反映されたい。

## (4) 部局間の連携について

・複数の部局が関連する政策、施策については、特に連携に配慮して効果的な施策展開を図られたい。

## 2 個別的事項

今回、調査審議を行った政策評価・施策評価について、各分科会から出された主な意見は次のとおりである。

## 福祉分科会

福祉分科会では、5政策16施策について審議を行った。

政策評価では、「3」と判定した政策が2件、「4」と判定した政策が2件、「5」と判定した政策が1件だった。

施策評価では、「3」と判定した施策が6件、「4」と判定した施策が9件、「5」と判定した施策が1件だった。

分科会審議を通しての総括的な意見は次のとおりである。

- ・ 政策評価指標が適切でなければそれに基づく評価も適切ではなくなるので、政策評価指標の改善に積極的に取り組んで欲しい。
- ・ 過去と同様の意見が出された事例が見られたので、再び同じ意見が出されないように改善に取り組んで欲しい。
- ・ 複数の部局が関連する政策、施策については、特に連携に配慮して効果的な施策展開を図られたい。また、施策体系についても縦割りの弊害がなくなるよう見直して欲しい。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 二次医療圏は5医療圏から10医療圏になったが、1つの医療圏で医療が完結しないものが出てきているので、広域の医療圏を設定することを考えてはどうか。全ての施策を10の二次医療圏で完結させるのは現実的ではないのではないかと。  
例えば、施策2の小児周産期医療は広域（複数の二次医療圏）で対応し、施策3の救急医療は二次医療圏ごとに対応するなど、施策ごとに対応を変えることも必要ではないか。そして、政策評価では決めたとおりに対応されているかを確認するようにしてはどうか。（政策2「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」）
- ・ 政策評価指標「周産期死亡率（出産千当たり）」は県民の求めるものを十分反映していない。県民満足度からみても県民の不満が大きい。また、周産期死亡率は低い値で推移していて、感度が悪い。小児医療へのアクセスの状況を示す指標や周産期医療の連携の状況を示すような指標（例えばオープン化を目指すなら、オープン化の進捗状況を示す指標）にしてはどうか。（政策2 施策2「周産期・小児医療体制の充実」）
- ・ 政策評価指標「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」では、未充足の病院がどの程度の充足率なのか見えないため、施策が進んでいるのか進んでいないのかが分からない。指標は「病院の（医療法に基づく医師数の標準に対する）平均充足率」に改めて、充足率を上げる努力が見えるものにしてはどうか。（政策2 施策6「医療・保健を担う人材の養成・確保」）
- ・ 救急の指標として「救急車現場到着時間の全国対比值」は有効だが、加えて「救急車に収容する時間がどのくらいか」、「現場をスタートしてから病院までの搬送時間がどのくらいか」の3つくらいにしないと、問題が見えない。例えば、救急隊は迅速に現場に到着しているのに結果的に病院の到着時間が遅い場合に、どこに時間がかかっているかが把握できる指標を作らなければならないのではないかと。（政策6「県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり」 施策1「救急搬送体制の整備」）

## 環境分科会

環境分科会では、4政策11施策について審議を行った。

政策評価では、「4」と判定した政策が3件、「5」と判定した政策が1件だった。

施策評価では、「3」と判定した施策が3件、「4」と判定した施策が5件、「5」と判定した施策が3件だった。

分科会審議を通しての総括的な意見は次のとおりである。

- ・ 県の関与の程度に見合った政策評価指標が設定されていないため、判定が困難だった事例があった。
- ・ 県が投入した資源が施策の目的に対して十分に活用されているか評価されていない事例が見られた。
- ・ 県民満足度調査結果で県民の優先度が高い施策は、政策評価指標が設定しにくい場合もあると思われるが、できる限り指標を設定して評価に取り組んで欲しい。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」は昨年度と同じであるが、特に本年は電力消費値も提示し、より排出量に占める排出源を把握しやすくしていることは評価できる。今後、その他の排出源についても状況把握できれば、よりの確な政策・対応に益すると考えられる。あわせて、炭酸ガス排出量年次推移とも照らし合わせるにより、効果予測も可能となると思われる。  
(政策8「地球環境の保全」施策1「地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減」)
- ・ 施策2「河川や湖沼、海等の水環境の保全」の政策評価指標「公共用水域の水質」は目標値を達成しているが、湖沼など水質環境が悪い水域もあるので、これらが評価できるような指標が求められる。  
また、この指標は満足度とのかい離が大きい。水質を示す指標としては妥当な指標と思われるが、満足度における実感は身近な水路の清流化により改善できるので、今後水環境も代表できる指標を検討してほしい。  
(政策9「環境負荷の少ない地域づくりの推進」施策2「河川や湖沼、海等の水環境の保全」)
- ・ 政策評価指標「民有林の人口林間伐材実行面積割合」は森林を守るために大切な作業を示している。その数値が民有人工林の適切な管理の一端を担うものであることは疑うまでもない。だからこそ、同時に適正な管理が民有人工林において行われているか否かを示すデータも必要である。  
結果としての間伐事業の有効性(すなわち、投入された事業費が、5年後、10年後、さらに後世に役立った事)を示すために、事業費を投入した山がその後どのようなになっているか、投入前や投入しなかった山と比べることの出来るデータを経時的・時系列で比較できるようにする必要があると考えられる。  
(政策10「豊かな自然環境の保全・創造」 施策5「森林の適正な管理」)
- ・ 産業廃棄物では、法律によって事業者自ら行うことになっているので、かなりのリサイクル率が達成できている。一方、一般廃棄物では目標に達していない。直接的にリサイクルを実施するのは市町村であるが、県の指導力を発揮する余地があると思われる。(政策11「循環型社会の形成」 施策2「廃棄物の資源化によるリサイクル」)

## 教育分科会

教育分科会では、3政策10施策について審議を行った。  
政策評価では、「3」と判定した政策が1件、「5」と判定した政策が2件だった。  
施策評価では、「3」と判定した施策が4件、「4」と判定した施策が2件、「5」と判定した施策が3件、「7」と判定した施策が1件だった。

分科会審議を通しての総括的な意見は次のとおりである。

- ・ 多くの政策評価指標に改善のあとが見られたことは評価される。
- ・ 県民満足度調査を評価に活用してからだいぶ年月が経過しており、満足度調査を細かく分析して政策、施策に活かす時期に来ているものと考えられる。
- ・ 政策評価指標の目標が右肩上がりに設定されているものが多いが、現実的ではないものもあるので、全国の平均的な水準や全国での位置を示すなどして目標値の客観性を担保する必要があるものと考えられる。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 学習意欲・学習理解度あるいは進学達成率などを政策評価指標として設定しており、これを向上させようという政策への意気込みが感じられる。  
(政策22「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」施策1「特色ある学校づくり」)
- ・ 中学校1年生で不登校の発生が増加するのは全国的な傾向であるが、小学校までの児童と教員との人間関係のあり方と、中学校に入ってから取り締まり的な生徒指導のあり方を含めた人間関係のあり方との違い、小中の学校文化の違いが一つ大きい要因なのではないかと思う。例えば小中学校をつなぐ教員の交流、教科専門担当や課外活動などの交流がより細やかにあっても良いのではないかと感じる。  
(政策22 施策2「不登校児童生徒等への支援」)
- ・ 学校では様々な事件・事故が発生しており、「地域の安全性」に対する地域住民の協力を欲しているのではないかと。  
県民満足度調査結果を見ると、施策7「地域社会と学校教育との協働の推進」の優先度が非常に高いというのは、従来地域が崩壊していくことへの危機感、もう一度地域や学校を作り直していくことの必要性を感じる県民が非常に多いことを示しているのではないかと。  
安全・安心の問題も含めて、地域全体が疲弊し、崩壊し、地域の教育力も減退していく中で、地域と学校をどうにかして立て直すということを県民が待ち望んでいるのではないかと。  
(政策22 施策7「地域社会と学校教育との協働の推進」)
- ・ 施策2「美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり」、施策3「県民が行う創作活動や表現活動への支援」の目的が違うのに、政策評価指標(県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数)が同じなので、政策評価指標で何を測定するのか不明瞭になってしまう。入場者数と参加者数は、数の意味が違うのでそれを区別した指標を検討するべきではないかと。  
(政策26「地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興」)

## 産業分科会

産業分科会では、5政策16施策について審議を行った。

政策評価では、「3」と判定した政策が3件、「4」と判定した政策が2件だった。

施策評価では、「3」と判定した施策が9件、「4」と判定した施策が6件、「5」と判定した施策が1件だった。

分科会審議を通しての総括的な意見は次のとおりである。

- ・ すぐ目に見える成果を政策評価指標に現すことが難しい政策、施策を審議したこともあり評価が若干厳しくなったが、大いに期待される県の取組も多く見られた。
- ・ 政策に対してきちんとした政策評価指標が設定されていない施策や、施策間の体系や関係性が十分に整理されていない施策が見られた。
- ・ 県民満足度調査で重視度や優先度が高い施策には政策評価指標を設定して取り組んで欲しい。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 全体として県側の育成体制が産業界の変化やスピードに適切に対応できていない面が散見される。今後さらに、産業界と提携したり、産業界を幅広く巻き込んだ外部資源活用型の能力開発方法を大胆に推進する必要がある。  
(政策14「新しい時代を担う産業人の育成」)
- ・ 基盤技術高度化支援センターの設置は、極めて効果的・機動的な取り組みであり、今後の成果を大いに期待したい。  
(政策15「高度な産業技術の普及推進」 施策6「産学官連携による技術の普及」)
- ・ 施策4「地域間の連携による地域産業の育成」・施策5「地域資源を活用するための情報集積・情報提供」・施策6「農林水産業者、商工業者、NPOなどによる地域ネットワークの形成」には特に政策評価指標が設定されていないが、知事の提唱する「富県戦略」を実現するための重要な施策であり、また2008年の「デスティネーション・キャンペーン」に向け本格的な取組みが期待される施策といえる。特に施策6は県民の優先度は7位と低いものの、全体の施策群の中心的エンジンとしての役割を果たすものと考えられるため、戦略的な取組みが必要である。  
(政策16「産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出」)
- ・ 政策評価指標「全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合」については産業再生戦略により一定の成果を上げているが、企業誘致全体を考えると大型の誘致案件に乏しく、施策の有効性としては課題がある。また、県民からの期待も大きいため、さらにきめ細かな戦略的誘致を着実に推進して欲しい。  
(政策18「産業基盤の整備による生産力の強化」 施策5「戦略的な企業誘致」)
- ・ 色々な分野において技能者が不足している。社会を支える技能者の人材が不足する時代が来ると思われるので、人材育成は重要である。技能は若者を早くから訓練しなければ優れた人材が育たないし、若者の雇用促進についても真剣に考える必要がある。施策の内容が実効性を伴っているか確認し、訓練のあり方を近代化して魅力のある技能教育環境を整えてほしい。  
(政策20「産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進」)



## 社会資本分科会

社会資本分科会では、4政策13施策について審議を行った。

政策評価では、「3」と判定した政策が2件、「4」と判定した政策が2件だった。

施策評価では、「2」と判定した施策が2件、「3」と判定した施策が2件、「4」と判定した施策が5件、「5」と判定した施策が2件、「6」と判定した施策が1件、「7」と判定した施策が1件だった。

分科会審議を通しての総括的な意見は次のとおりである。

- ・ 政策評価指標について、改善されたが現況値が測定できない等のために判定不能となったものが見られた。政策評価指標の改善にあたっては現実的に評価が可能かどうかとも考慮して欲しい。
- ・ 市町村数など変動の可能性があるものを基準に把握されている政策評価指標が見られるが、面積や人口などの安定的な単位を基準にして把握されることが望まれる。

各政策評価、施策評価についての主な意見は次のとおりである。

- ・ 「防災」には財源的にも限界があり、「減災」を主体にすべきことは現実的であり評価できる。
- ・ 土木部所管の施策は、ハード・ソフト両面での施策を展開しており、また、河川、砂防が一体となった情報システムを構築し、国・県・市町村が連携して稼働するところまでくるなど評価される。
- ・ 震災対策を中心とする総務部所管の施策は、所管課の特性に引きずられ、施策名と事業構成との対応が悪く、各施策相互の連携も理解しづらい。震災対策を網羅した震災対策アクションプランを実施しているところであり、これとの関連整理を行い、震災対策に関する総合的な施策体系に向けた再構築を希望する。  
(政策7「県土の保全と災害に強い地域づくり」)
- ・ 地域振興、環境、文化、福祉の各セクションからの施策で構成されているが、多様な主体の協働による地域づくりとはどのようなものか、その定義と範囲が不明瞭である。官民パートナーシップで官が期待する協働とはどの分野なのか、民間が担う意向のある分野はどうか等を整理し、メリハリのある施策群の設定とその事業推進が望まれる。  
施策1「県・市町村・住民協働による地域づくり」の優先度が高いが、施策評価の対象となっておらず、この施策に対する対応が必要ではないか。政策評価指標を設けて評価されるべきである。(政策27「多様な主体の協働による地域づくりの推進」)
- ・ 空港、港湾のみならず仙台空港アクセス鉄道、周辺地域の区画整理事業等の基盤整備が一定進捗した時期であり、これまでのハード整備を中心とした施策構成からインフラを有効活用するソフト施策の更なる充実が望まれる。  
(政策33「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」)
- ・ 従来は事業面から道路整備のみが評価対象となっていたが、公共交通を対象として取り上げたことは評価できる。公共交通の現状は厳しいが、高齢化や地球温暖化等に鑑み積極的に生かす施策が必要である。(政策34「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」)

### 3 平成18年度行政評価委員会政策評価部会 分科会審議結果一覧表

7段階判定(1～7)は、県の自己評価について、数字が大きいくほど妥当性が高い判定となる。4が中央。

政策評価・施策評価(県の評価原案)は、県が行った政策・施策に関する評価(「適切」、「おおむね適切」、「課題有」の3区分)を記載している。

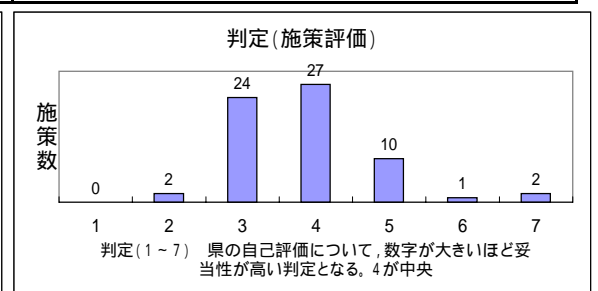
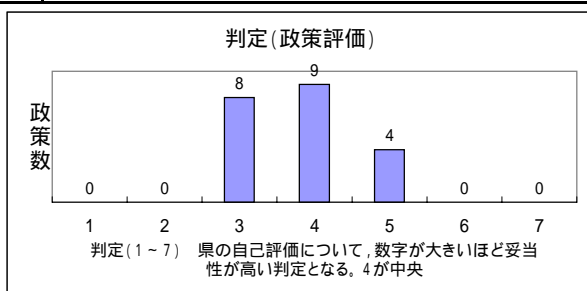
(政策・施策に付した番号は、政策整理番号及び施策番号をさす。)

審議対象:21政策66施策

分科会名	政策	政策評価 (県の評価原案)	7段階判定	施策	施策評価 (県の評価原案)	7段階判定
<b>福祉分科会</b>  審議対象政策・施策数 [政策] 5政策 [施策] 16施策	2 どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり	適切	4	1 地域の中核的な病院の整備	適切	4
				2 周産期・小児医療体制の充実	適切	4
				3 救急医療体制の充実	おおむね適切	3
				4 精神医療体制の充実	おおむね適切	4
				5 在宅ホスピスケアの推進	おおむね適切	4
				6 医療・保健を担う人材の養成・確保	おおむね適切	3
	4 誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備	おおむね適切	5	1 バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発	おおむね適切	4
				2 誰もが利用しやすい施設や道路等の整備	おおむね適切	5
	5 生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取組	おおむね適切	4	1 健康づくりに関する意識の向上	おおむね適切	4
				2 生活習慣病の早期発見と予防	おおむね適切	4
				6 地域リハビリテーションサービスの提供	おおむね適切	3
	6 県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり	おおむね適切	3	1 救急搬送体制の整備	おおむね適切	3
				4 食品や水道水などの安全確保	おおむね適切	4
	24 男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成	おおむね適切	3	1 男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり	おおむね適切	3
				4 高齢者がいきいきと生活する社会づくり	おおむね適切	4
				5 女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護	おおむね適切	3
<b>環境分科会</b>  審議対象政策・施策数 [政策] 4政策 [施策] 11施策	8 地球環境の保全	おおむね適切	5	1 地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	おおむね適切	4
				2 新エネルギー等の導入促進	おおむね適切	5
	9 環境負荷の少ない地域づくりの推進	おおむね適切	4	1 大気環境の保全	おおむね適切	4
				2 河川や湖沼、海等の水環境の保全	おおむね適切	5
				6 ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進	適切	4
	10 豊かな自然環境の保全・創造	おおむね適切	4	1 自然公園等の優れた自然環境の保全	おおむね適切	5
				5 森林の適正な管理	おおむね適切	3
				6 自然とふれあう場や機会の提供	おおむね適切	3
	11 循環型社会の形成	おおむね適切	4	1 廃棄物の排出量の抑制	おおむね適切	3
				2 廃棄物の資源化によるリサイクル	適切	4
3 廃棄物の適正処理の推進				おおむね適切	4	
<b>教育分科会</b>  審議対象政策・施策数 [政策] 3政策 [施策] 10施策	22 個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進	おおむね適切	5	1 特色ある学校づくり	適切	5
				2 不登校児童生徒等への支援	おおむね適切	4
				3 障害児教育の充実	おおむね適切	3
				5 大学等高等教育の充実	おおむね適切	4
				6 地域に開かれた学校づくり	適切	5
				7 地域社会と学校教育との協働の推進	おおむね適切	7
				23 生涯にわたって学び楽しめる環境の充実	おおむね適切	5
	26 地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興	おおむね適切	3	2 美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり	おおむね適切	3
				3 県民が行う創作活動や表現活動への支援	おおむね適切	3
				4 食文化等の生活文化の保存・継承・活用	おおむね適切	3

分科会名	政策	政策評価 (県の評価 原案)	7段階 判定	施策	施策評価 (県の評価 原案)	7段階 判定
産業 分科会  審議対象 政策・施策数  【政策】 5政策 【施策】 16施策	14 新しい時代を担う産業人の育成	おおむね 適切	3	1 農林水産業の発展を担う人材の育成	おおむね 適切	3
				2 製造業等の発展を担う人材の育成	おおむね 適切	4
				3 商業・サービス業の発展を担う人材の育成	おおむね 適切	3
				4 IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成	おおむね 適切	4
	15 高度な産業技術の普及推進	適切	4	6 産学官連携による技術の普及	適切	5
	16 産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出	おおむね 適切	3	1 農林水産物の付加価値の向上	適切	4
				2 農林水産業や観光産業などの産業間の連携	おおむね 適切	3
				3 地域資源を活用した観光産業の振興	おおむね 適切	4
				7 魅力ある商店街づくりによる商業の振興	おおむね 適切	3
	18 産業基盤の整備による生産力の強化	おおむね 適切	4	5 戦略的な企業誘致	おおむね 適切	4
	20 産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進	おおむね 適切	3	1 IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発	おおむね 適切	4
				2 より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制	おおむね 適切	3
				3 職業能力開発のための施設、設備の充実	おおむね 適切	3
				4 高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成	おおむね 適切	3
				5 企業内における職業能力開発の推進	おおむね 適切	3
				6 個人が自ら職業能力開発できる環境整備	おおむね 適切	3
社会資本 分科会  審議対象 政策・施策数  【政策】 4政策 【施策】 13施策	7 県土の保全と災害に強い地域づくり	おおむね 適切	4	1 地域ぐるみの防災体制整備	おおむね 適切	3
				2 水害から地域を守る河川等の整備	おおむね 適切	6
				3 土砂災害から地域を守る地すべり対策等	適切	7
				5 震災対策の推進	おおむね 適切	4
				6 地震防災のために必要な施設、設備の整備	おおむね 適切	2
				27 多様な主体の協働による地域づくりの推進	おおむね 適切	3
	33 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化	おおむね 適切	4	1 仙台空港の機能の強化と活用	おおむね 適切	4
				2 仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	おおむね 適切	4
				3 仙台国際貿易港の整備と活用	適切	5
				4 仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	おおむね 適切	5
34 国内の交流を進めるための交通基盤の整備	おおむね 適切	3	1 高速道路の整備	おおむね 適切	4	
			2 国道、県道、市町村道の整備	おおむね 適切	4	
			3 バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	おおむね 適切	2	

各分科会 合計	政策評価対象政策	計30政策	施策評価対象施策	計105施策
	うち分科会の審議対象政策 【審議結果】	21政策	うち分科会の審議対象施策 【審議結果】	66施策
	判定7		判定7	
	判定6		判定6	
	判定5	4政策	判定5	
	判定4	9政策	判定4	
	判定3	8政策	判定3	
	判定2		判定2	
	判定1		判定1	





行政評価委員会  
政策評価部会の意見

政策整理番号 2

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)			
						施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり				重視度	満足度			
						85	50	
1	地域の中核的な病院の整備	入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率	...	1位	32.8%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、国の医療施設等施設整備費補助金のほか、地域の中核的な公的病院の重点的な支援である。地域の中核的な病院を支援することは、救急医療やへき地医療、リハビリテーション医療など特殊分野の充実に不可欠である。市町村合併が進むなど公的病院を取り巻く状況は激変しており、病病間及び病診間の連携・機能分担の推進は益々重要性を増している。その中心になる中核的な病院を支援することは時宜にかなう。</p> <p>【事業群の有効性:有効】 満足度は50点と低調であるが、本事業は病院の施設・設備への補助であり、県民の満足度は医師はじめ医療スタッフの数や応対態度など多くの要因に大きく左右されることから一概に有効性を論じられない。政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」は最新の調査結果がないので不明である。また、地域の中核的な病院(栗原中央病院(H13:205床 H14:277床)、公立刈田総合病院(H13:275床 H14:317床)、みやぎ県南中核病院(H13:135床 H14:300床))への病床及び機能の集積が進んでおり、病院経営と医療資源の効率性も確保されている。</p> <p>県民満足度は低調だが、社会経済情勢データ及び業績指標からは有効性が確認できる。全体としては有効と判断する。</p> <p>【事業群の効率性:効率的】 民間医療機関や小規模公的病院への支援では、十分な効果が期待できない救急医療及びへき地医療等を推進するためには、地域の中核的な病院を集中的に整備することが効率的である。政策評価指標から効率性は判断できないが、社会情勢データからは効率性が認められる。施策全体としては有効と判断する。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	<p style="text-align: center;">政策評価</p> <hr/> <p style="text-align: center;">施策評価</p>
4	<p>・二次医療圏は5医療圏から10医療圏になったが、1つの医療圏で医療が完結しないものが出てきているので、広域の医療圏を設定することを考えてはどうか。全ての施策を10の二次医療圏で完結させるのは現実的ではないのではないか。</p> <p>例えば、施策2の小児周産期医療は広域(複数の二次医療圏)で対応し、施策3の救急医療は二次医療圏ごとに対応するなど、施策ごとに対応を変えることも必要ではないか。そして、政策評価では決めたとおりに対応されているかを確認するようにしてはどうか。</p> <p>・政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」などは10の二次医療圏で整理しているのに、県民満足度は7圏域で分析されている。県民満足度と医療圏を整合性をとったかたちで分析して、それに基づいて評価してはどうか。</p> <p>・評価結果の「適切」という言葉はいろいろな視点で見られてしまう。変更なしでこのままでよいとか、努力の結果「適切」になったという見方もある。関係者がどのように理解するかだが、あまり努力しなくてもよいと間違ったシグナルになる可能性がある。</p> <p>・政策評価指標の達成度は、数値の変動がほとんどない「周産期死亡率」だけが「A」で、それ以外は「B」で目標を達成していないのに、政策全体では「適切」という評価になっている。政策評価は政策評価指標の達成度だけで評価するわけではないが、政策評価指標の達成度をもっと重く見る必要があるのではないか。</p> <p>・満足度が低い圏域があるので、圏域別の満足度を考慮して施策決定をしてほしい。</p> <p>・県の事業の成果を政策評価指標に表現しきれない部分はどうしてもあると思うが、成果があっても基本票に表現されなければ評価できない。複数の政策評価指標を設定するなどして、できるだけ施策の成果が表現されるようにしてほしい。</p> <p>また、政策評価指標は短期的に効果があがるもの、効果があがるまでに時間がかかるものがあるので、効果があがる途中のプロセスを評価できるものとの組み合わせも考えてほしい。</p> <p>・評価を客観的でわかりやすいものにするために数値化したり、「A」「B」、「大」「小」などを付けているが、総合評価で「適切」とか「概ね適切」という表現になると、なぜそうなるのかが見えなくなる。そこをつなげる文言を書いてほしい。</p> <p>例えば、結果は「概ね適切」であるが、政策評価指標が実態を反映していないためであった場合、より実態を反映した政策評価指標に変更した場合には「適切」となる可能性があるなどの記述があってもよいのではないか。</p> <p>・政策評価指標や県民満足度などは数値化されているが、最後の評価で「適切」とか「概ね適切」などの表現を用いることで誤解が生じるおそれがある。総合評価でも「75点」とか「Bプラス」「Bマイナス」のような判定の方が客観性があるのではないか。</p> <p>また、評価担当課は「課題有」はつけにくいのではないか。「課題有」と「概ね適切」の間にももう一段階あれば、つけやすいのではないか。「適切」「概ね適切」「課題有」の3段階から、5段階にすることも検討してはどうか。</p>
4	<p>・政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」で、国勢調査の人口推計のように動態データを使ったり、代表的な病気の入院率で値を出してはどうか。そうでないといつまでも「判定不能」のみである。</p> <p>・基本票の記述で「判定不能」が多いが、今後どうするのが書いていない。データがなければ他のものを検討するのか、どうするのかコメントを記載するべきではないか。</p> <p>・医療圏をどのように設定するのか、医療圏に中核病院をどのように整備するのか、その考え方の違いで政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」の意味が違ってくる。圏域別の評価をする方法も変わってくる。医療圏の設定と中核病院の整備はどのように考えているのか。</p> <p>・保健福祉と医療の圏域を整合性をもって設定してほしい。医療制度改革の流れを見ると、都道府県で地域の実情にあわせて保健福祉と医療と介護を合体して機能させる方向にある。分野ごとの圏域を整合性をもって今から設定しないと、後で結果を評価しづらくなるのではないか。</p> <p>・政策評価指標「入院患者の自圏域内(二次医療圏内)入院率」は、広域の医療圏で考えるなど、合理的、現実的な目標を設定してほしい。</p> <p>・政策評価指標の圏域内の入院率は病気によって異なるはずである。全体だけではなく、代表的な病気領域での入院率で分析してはどうか。圏域内で入院率が非常に高い病気があった場合、圏域内で入院できない病気が隠れてしまう危険がある。</p> <p>・圏域によって政策の満足度・重視度が異なっているが、これは中核病院との関連が強いのではないか。県全体の満足度だけでは大雑把な捉え方になるので、圏域別の満足度などを勘案して評価してほしい。</p> <p>・ベッド数や入院率の密度と満足度は高い相関を持っているので、満足度が低い圏域を重点的に整備する必要がある。現状分析をするとどこが弱いところか分かるので、そういうところまで掘り下げて評価してほしい。</p> <p>・評価の記述について、エビデンス(根拠)が入っていないので作文のような印象を受ける。根拠となる数値を入れてほしい。</p>



政策整理番号 2

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
2	周産期・小児医療体制の充実	周産期死亡率(出産千当たり)	A	6位	5.3%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、国の小児科病院群輪番制運営費補助事業や総合周産期母子医療センター運営費補助事業のほか、周産期・小児医療協議会の運営により関係者の連携を推進することである。周産期死亡率の低下のためには、関係者の連携が不可欠であり、事業群の設定は妥当である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は40点と低く、施策の有効性は確認できないが、政策評価指標「周産期死亡率(出産千当たり)」は目標値を達成しており事業効果が出ている。</p> <p>【事業群の効率性:効率的】</p> <p>政策評価指標達成状況からは効率的と判定できる。また、周産期・小児医療を志す医師は減少しており、安定的なサービスの確保のためには、行政による体制の整備は不可欠である。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>確実に死亡率は低下しており、総合周産期母子医療センターを中心とした周産期医療システムの充実を一層推進する。</p> <p>少子化の中で周産期及び小児医療を志す者が減少しており、現在この分野で活躍している医療関係者を支援することが効率的である。</p> <p>県がイニシアチブを持ち周産期・小児医療体制の充実を図るためには、県立こども病院を活用し、県内医療機関を牽引することが有効である。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>施策重視度(90)と施策満足度(40)のかい離が極めて高くなっているが、関係者の連携の促進及び医療資源の効率的活用により、施策効果の最大化を図る。</p> <p>国からも周産期・小児医療の集約化・重点化の推進の通知がきており、本県としても地域及び大学等の関係者の意見を聴きながら、効果的な周産期・小児医療体制の整備に努める。</p>
3	救急医療体制の充実	救急搬送患者の二次医療圏内搬送率	B	2位	18.1%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】本施策での県の役割は、三次救急医療体制の整備や地域間の機能分担などを中心に調整することである。救急医療は、医師や行政、医師会、消防など多くの関係者により支えられており、それぞれに対する様々な施策が必要であり、事業群は目的にかなっていない。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】施策満足度は50と低く、有効とは言えない。政策評価指標「救急搬送患者の二次医療圏内搬送率」も目標値を達成していないが、医療圏別には5つの医療圏において搬送率は向上している。これ以上の充実のためには各圏域に新型救命救急センターを整備するなど別な施策も必要である。また、黒川医療圏のように医療機関が少ないことから他圏に依存しているところがあり、医療圏の見直しが必要である。三位一体改革により平成18年度から公的病院への施設整備補助金は市町村に税源移譲されており県が関わる範囲が狭くなっている。また、本県の救急科医は34人で人口10万人当たり1.44人で全国38位と少ないことから、救急患者の受入体制が十分に確保できない中で救急搬送患者(平成16年74,632人から平成17年78,387人)が激増している中では、消防の協力も含め十分対応している。</p> <p>以上のことから、施策はおおむね有効と判断する。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】病院数(平成12年150病院、平成18年151病院)、救急搬送患者数(平成12年61,062人、平成17年78,387人)の推移からも限られた医療機関により対応しており効率的である。救急患者の一貫した増加傾向の中で、二次医療圏に病院が少ない地域もあり、他医療圏に入院を依存しているところもあるなど、医療資源の偏在という条件の下では、現在の結果はおおむね効率的である。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>いつ、どこで発生するか予測出来ない救急患者に対する体制整備は、各種の施策が必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>今後、県は三次救急医療の充実や圏域間調整、研修・普及啓発事業に重点を移す。</p> <p>この政策の中で県民の優先度は2位であり、施策重視度と施策満足度のかい離も35点と高いことから、拡充して取り組む必要がある。</p> <p>三次救急医療として、東北大学病院高度救命救急センターの活用を促進する。</p>



行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・政策評価指標「周産期死亡率(出産千当たり)」は県民の求めるものを十分反映していない。県民満足度からみても県民の不満が大きい。また、周産期死亡率は低い値で推移していて、感度が悪い。 小児医療へのアクセスの状況を示す指標や周産期医療の連携の状況を示すような指標(例えばオープン化を目指すなら、オープン化の進捗状況を示す指標)にしてはどうか。</p> <p>・地域周産期母子医療センターの整備が仙台に偏在していて、ネットワークは全県を網羅していない。センターが一つもない二次医療圏がいくつもあり、バランスを欠いているように見える。その地域は産科医が少ないような地域である。むしろそういう圏域ほど、整備が必要だったのではないか。</p> <p>・センターが各圏域で整備されるように、補助金を交付するなどして、県は体制の整備をしなければいけないのではないか。</p> <p>・施策1で中核的な病院に指定されている栗原中央病院や登米市立佐沼病院は周産期母子医療センターとして指定されていない。周産期母子医療センターの整備が中核的な病院の構想とは別の考え方になるのであれば、別な病院を指定しなければならないのではないか。</p> <p>・高齢出産の割合や母親の喫煙の割合などの変動を把握する必要がある。それらが安定していて政策評価指標「周産期死亡率」が変動しているのであれば、場所を調べる必要がある。高齢出産や喫煙者の出産が多ければ、それが原因かもしれない。</p> <p>・中核的な病院にしても、周産期母子医療センターにしても、医療圏ごとの基礎データに基づいて整備しないと行けない。例えば、周産期死亡率が高い医療圏は、周産期母子医療センターが遠すぎて間に合わないということがあるかもしれない。 地域周産期母子医療センターに来る患者の所在医療圏など、医療圏単位のデータをとって分析してほしい。</p> <p>・少ない資源を有効に活用するには連携が重要である。例えば、開業医の産科医は検診中心に対応して、分娩やハイリスクの人たちは基幹病院で対応して、さらには助産婦も入れるという、地域の役割分担を連携モデルで考えると、それが各医療圏でどの程度進んでいるかということが政策評価指標になるのではないか。それが遅れている場合は、連携を進めるための情報整理・打合せの事業なども考えられる。</p>
3	<p>・政策評価指標には、救急医療体制の充実の本来の目的である「医療へのアクセス時間」を反映させるべきではないか。</p> <p>・現実の厳しさから考えると、施策評価が「概ね適切」になるという論理はあるかもしれないが、評価にメリハリをつけることも必要ではないか。優先度の高い施策で問題が多い場合は「課題有」として、今後全力をあげて取り組む方が自己評価として意味があるのではないか。</p> <p>・政策や施策をよりよくするための基礎的なデータが少ない。データ収集からはじめるべきではないか。時々基礎的なデータをそろえて議論するべきである。</p>

政策整理番号 2

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)			
						施策の必要性	施策・事業展開シート(C)の内容	
4	精神医療体制の充実	精神障害者の措置入院者の県内対応率	B	8位	1.5%	中	<p>[県関与・事業群設定: おおむね適切] 本施策での県の役割は、一医療機関や一市町村で対応できず、また、採算ベースに乗らないなど緊急な医療を必要とする際のシステム整備である。本施策は、緊急な医療を必要とする際のシステムとして救急医療システム整備に関する事業で構成されており妥当と考える。 [事業群の有効性: おおむね有効] 施策満足度は50点と低調であり、事業の有効性を確認できない。政策評価指標「精神障害者の措置入院者の県内対応率」は前年度に比べて現況値は上がったものの、目標値との乖離は前年度とほぼ同じマイナスとなっている。今後とも精神医療体制の充実を図る必要がある。また、精神障害者保健福祉手帳所持者数(仙台市除く)は、増加傾向にあること(H14年度2,514人、H15年度2,584人)や、当該施策を構成する事業の実施結果として、対応件数等が10,000件以上となっている。 ・精神障害者数が増加傾向にある中、継続して当該施策を行った結果、前年度より2.9ポイント上昇したことにより当該施策の有効性が確認できる。</p> <p>[事業群の効率性: おおむね効率的] 成果指標が増加しているにも関わらず、政策評価指標は目標値を達成していないが、政策評価指標の未達成要因は、短期間に措置入院の対応が必要となったことであり、当該精神科救急医療システムがない場合は、さらに措置入院対応率が低下することが予想されるため、政策評価指標と事業群の実施に伴う成果指標とは連動性があるものと思われる。各事業の効率性指標自体は、横ばいもしくは低下となっているが、夜間相談窓口運営事業は、事業費が減額であったが相談件数はほぼ前年と変わらなかった。また、精神科救急医療システムでは、事業費が減額であったにも関わらず、対応件数は1.2倍となっており、概ね効率的に事業が実施されているものと思われる。 [総括] 上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>[施策・事業の方向性] 精神障害者は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により措置症状を呈し、措置入院が必要となる場合、又はそれ以外にも緊急な医療を必要とすることがあるので、今後も継続して精神科医療救急システムの円滑な運営を行っていく必要がある。 24時間安心して医療を受けられることを目指し、今後とも精神科医療救急システムの円滑な運営を行うとともに、さらにシステム内容の充実(時間延長等)を図るための精神医療体制(医師確保等)の充実を図る必要がある。</p>	
5	在宅ホスピスケアの推進	がん患者在宅看取り率	...	7位	3.0%	大	<p>[県関与・事業群設定: 適切] 本施策での県の役割は、国の実施要綱に基づき、がん患者が望む場所で最期の時期を過ごせるよう、市町村・民間団体と協働しながら、体制づくり・医療福祉等人材育成・県民への普及啓発事業を実施することである。各圏域では、がん患者やその家族へ保健・医療・福祉の総合的なサービスを総合的に提供することにより、患者が望む場所(自宅)で最期を迎えることができるようになってきている。各圏域で医師・看護師・介護職員等のネットワークが強化されてきている。 [事業群の有効性: おおむね有効] 施策満足度は17年度45点と低調であり、施策の有効性は確認できない。なお、施策の重視度が80点と高いことから、今後事業を推進して傾向を見ていきたい。政策評価指標はH17年度「がん患者在宅看取り率」に変更しているために、有効性は判定できない。今後達成にむけて事業を推進していく。また、在院日数の短縮化や平成18年度の診療報酬の改訂により、在宅医療における24時間体制の評価・ターミナルケア加算等国の動きも在宅医療への動きが強くなっている。また、平成16年度から国の補助事業として末期がん患者の疼痛緩和や精神的ケアを修得するための「在宅ホスピスケア研修」を行う訪問看護推進事業が開始され、全国17都道府県で実施されており、有効であると判断される。 [事業群の効率性: 効率的] 社会経済情勢のデータ等との比較はできないが、社会情勢の動きと連動した形で施策の目指す方向に進んでおり、事業は効率的に実施されているものと判断される。 [総括] 上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] がん患者が自宅を最期を迎える場所として選択できるように、継続して事業を実施していく必要がある。 がん患者が在宅で最期を迎える事ができるように、ケア体制整備・人材育成をさらに推進する。</p> <p>[施策・事業の方向性] この施策は、施策重視度(80)と施策満足度(45)の乖離が35点と非常に高く、がん死亡者の割合が年々増加傾向にあることから重点的に取り組んでいくべき施策である。 がん患者の死亡数が増加傾向にあり、介護保険の特定疾病にもがん末期患者が含まれることとなったことや在宅医療の推進など医療提供体制の見直しなどにより、在宅で最期を迎えられることができるような地域の体制整備・人材育成等を推進していく。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・政策評価指標の「精神障害者の措置入院患者の県内対応率」について、他県で対応しても問題がないのであれば、100%を目指すのは合理的でないのではないか。精神科救急の24時間の対応状況を示すような政策評価指標にして、それに向けて努力できるような目標をたてる方が現実的ではないか。</p> <p>または、精神科救急にとっては宮城県はあまりにも広いという議論もあるので、全県での対応率ではなく、医療圏を4つくらいに分けた場合の圏内対応率などを政策評価指標として検討してはどうか。</p>
4	<p>・政策評価指標や県民満足度の状況を見ると、まだ在宅ホスピスケアはサービスが受けられる環境にはなっていない。施策の充実が望まれる。今は施策の予算規模は小さいが、やるならもっと強力に、戦略をたてて進めるべきではないか。</p> <p>・在宅療養支援診療所が診療報酬で認められたので、今後在宅ホスピスケアを受ける患者が増え、政策評価指標の「がん患者在宅看取り率」は急激に上がることが予想される。現実の推移を見ながら、目標はもう少し高めに設定するべきではないか。</p> <p>・在宅ホスピスケア推進事業の参加者数が減少傾向だが、人材育成のための事業であれば、研修内容が新鮮みを失わないように工夫が必要である。参加者数が減少している理由を調べて対応しないと、今後も参加者数は伸びないのではないか。不足しているテーマやどういう対象者がいるのかを把握するため、参加者にアンケートをとってはどうか。</p> <p>また、参加者が目標とした人材になっているか調査するなど、フォローをする必要があるのではないか。</p> <p>・在宅ホスピスケアの割合を増やすには、これまで関わってこなかった人が関わってくるようにしなければならない。現在在宅ホスピスケアに関わっている人に対する研修だけでは、在宅ホスピスケアのすそ野が広がらないのではないか。ターゲットを広げることも目的のひとつだとすれば、すそ野を広げるようなテーマとか、呼びかけがないといけないのではないか。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
6	医療・保健を担う人材の養成・確保	医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合	B	4位	13.3%			大
						中	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。医師確保を支援するには、「医師の絶対的な不足・偏在に対応する視点」及び「地域医療システムの整備により効率的な医師の配置を可能にする視点」の両方からの事業推進が重要であり、事業群全体として実効ある事業展開を推進する。 【施策・事業の方向性】 医師確保の具体的な成果が上がるよう、できる限りの事業展開を図ることとしている。 医師確保支援のための各事業の実績評価等を踏まえて、次年度以降の施策展開の方向性を検討・判断する必要があるが、地域における医師不足が深刻な状況であることから、事業群を積極的に推進し、事業を拡大させる。</p>	
7	医療・保健・福祉の総合的な情報システムの構築			5位	9.5%	中		
8	子どもや障害者等の医療費の負担の軽減等医療費制度の充実			3位	14.9%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・政策評価指標「医療法に基づく医師数の標準を充足している病院の割合」では、未充足の病院がどの程度の充足率なのか見えないため、施策が進んでいるのか進んでいないのかが分からない。指標は「病院の(医療法に基づく医師数の標準に対する)平均充足率」に改めて、充足率を上げる努力が見えるものにしてはどうか。</p> <p>・県民満足度や施策の達成状況を見ると、解決する課題が多い。特に小児科医や産科医などの確保、医師の偏在への取り組みは、途についたばかりでまだ不十分である。</p> <p>・県は政策評価指標の改善のために医師確保支援事業などに取り組んでいるが、必ずしも医師が少ないところに集中的に医師が配置されていないのではないかと。どのようにして医師の充足の目標を実現するのかを具体的に示してほしい。</p> <p>・病院ごとの医師の充足率の状況を積極的に公表すべきではないか。病院の医師の充足率を公表して、市民の力をかりて充足率を高めようとしている都道府県もある。公表にはマイナス面もあると思うが、事実を事実として公表してよいのではないかと。</p> <p>・医師不足も領域によって異なる。公的病院の小児科や産婦人科はいないが、開業医には多い。例えば、病院の中に開業してもらおうような方法など、公的病院と開業医を組み合わせるような連携のあり方を進めてはどうか。</p> <p>・政策評価指標「医療法に基づく医師数を充足している病院の割合」について、分野ごと、圏域ごとに示してほしい。</p> <p>・充足率は病院だけではなく、小児科や産科がその地域にどれだけのいるかなどの指標も確認してはどうか。</p>



政策整理番号 4

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
誰もが暮らしやすいバリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備				80	50	おおむね適切	<p>[施策群設定:適切] 政策の実現のためには5施策全てが引き続き必要である。「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、バリアフリー社会の実現に向け支援が必要である。</p> <p>[政策評価指標群:適切] 政策評価指標「外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合」は、障害を持つ県民や高齢者に直接アンケート調査をしており、県民の満足度を知る上で有効な評価手段であり、適切な政策評価指標と判断する。また、必要性を「大」とした施策全てに指標が設定されており適切である。</p> <p>[施策群の有効性:おおむね有効] 政策全体の政策評価指標達成状況(A:1指標)から「有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢からは「おおむね有効」と判定した。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	A	4位	8.1%	大	おおむね適切	<p>[県開与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例により、本県全体の指針や基準を制定し、バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発について主導的役割を担っている。バリアフリーに関する普及・啓発を行うことにより、施設のバリアフリー化の促進、県民意識の向上を図るものであり、施策目的を達成する上で適切な事業である。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度は50点となっており、「満足度60点以上の回答者割合」が38.2%となっていることから、課題有と言える。政策評価指標「外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合」は目標値を上回っており、バリアフリー社会への取り組みが効果を現しつつあり、有効と言える。ただし、指標の達成度は調査対象者の状況や主観等により大きく影響されるものであることから、中期的なスパンで推移を見守る必要がある。介護保険制度による宮城県内の住宅改修費申請件数の推移は、平成14年度4,571件、平成15年度5,008件、平成16年度5,454件と継続して拡大傾向にある。このことはバリアフリーに関する県民意識の高揚の一端であると考えられ、施策の効果が認められ有効と言える。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標達成度、社会経済情勢データ及び業績指標の割合(効率性指標)から、事業群は概ね効率的と判断する。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] バリアフリー社会を一層推進していくためには、施設整備などのハード的なバリアフリー化とともに、バリアフリーに関する県民意識の高揚、心のバリアフリーを進めることが重要である。バリアフリーみやぎ推進事業は、県民のバリアフリーに対する理解や意識の浸透を図るものである。施策重視度と施策満足度のかい離は25点と大きいことから、小学校児童及び一般県民を中心とした普及・啓発に加え、中学生以上の学生や民間事業者等も対象とした事業についても施策を展開していく必要がある。</p> <p>[施策・事業の方向性] 高齢化社会の進展、要介護高齢者等の増加に伴い、バリアフリー社会の推進は一層重要となっており、バリアフリーの普及・啓発についての事業対象者を拡大し、効果的・効率的に事業を実施する。 バリアフリーの普及・啓発はバリアフリー社会を実現する上での基本であることから、これまでの一般県民へのパンフレットやホームページ等による啓発を推進していくとともに、小学生への「福祉のまちづくり読本」の配布による普及・啓発に加え、中学生以上の学生への福祉教育や福祉活動実施の際の協働化(民間と県)を充実・拡大し、より効果的な事業の推進手法について検討する。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
5	<p>・政策評価指標「外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合」は障害者と高齢者を混ぜているが、障害者の不自由と、高齢者の不自由は内容が異なると思われるので、別にした方がもう少しきめ細かい分析ができるのではないかと。</p> <p>・施策1「バリアフリー・ユニバーサルデザインの意識啓発」は県民の優先度が4位なのに必要性総括は「大」である。一方、施策3「誰もが利用しやすい情報の提供」は優先度は2位だが、必要性は「中」になっている。</p> <p>・施策3は、どこに利用しやすい施設があるかなど、関係者にとって重要なのではないかと。基本票Aシート「社会経済情勢に適合した施策か」でも「視覚障害者や聴覚障害者・高齢者はまだ情報を得にくい状況にあり、引き続き施策を推進する必要がある」と記載があるので、情報の整備をしなければいけないのではないかと。施策1よりも、情報提供を行う施策3が重要と思われる。</p> <p>・政策評価指標の体系化が不十分で整備されていない。県民満足度のかい離度が大きいにもかかわらず、圏域別、年齢別等の分析・考察が不十分である。重視すべき施策に政策評価指標が設定されているか否かについて、適切と判断されているが、県民満足度2位の施策(施策3)には政策評価指標は設定されていない。</p>
4	<p>・事業1「バリアフリーみやぎ推進事業(福祉のまちづくり普及啓発事業)」で配布されている副読本は主に小学生向けだが、中高生向けにも活用してはどうか。</p> <p>・「だれもが住みよいまちづくり条例」では建物のバリアフリーの基準は定めているが、鉄道などの移動手段のバリアフリーの基準については、努力義務にとどまっている。建物と移動手段は一体のものであり、建物ばかりバリアフリーでも、移動手段はバリアフリーではないというのは問題ではないかと。移動手段にも建物に準じたバリアフリーの基準を定めてはどうか。</p> <p>・この施策を展開することにより公益的施設などの拠点のバリアフリー化は進むが、そこまでの移動空間がバリアフリーでないために障害者がそこまで行けないことが考えられる。その場合、拠点の場所を選ぶ際の条件などはどう考えているのか。</p> <p>・車いすの方に対してはバリアフリーが必要だが、車いすを使用しない高齢者などは、過度にバリアフリーになることで身体機能の向上が失われることも考えられ、バリアフリーをすることが必ずしも適切かどうかわからない。利用対象者がどんな人なのかということを考えるように意識啓発をしてほしい。</p>

政策整理番号 4

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
2	誰もが利用しやすい施設や道路等の整備	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合	A	1位	65.5%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】 本施策での県の役割は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例により、本県全体の指針や基準を制定し、バリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発について主導的役割を担っている。鉄道駅舎等のバリアフリー化に関しては、補助制度により民間誘導を行っている。離島航路を運航する船舶のバリアフリー化に対して補助している。事業群はそれぞれ施策目的をふまえた事業内容となっており適切である。</p> <p>【事業群の有効性: おおむね有効】 「施策満足度」は50点となっており、「満足度60点以上の回答者割合」が36.6%となっていることから、課題有と言える。政策評価指標「外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合」は目標値を上回っており、バリアフリー社会への取り組みが効果を現しつつあり、有効と言える。ただし、指標の達成度は調査対象者の状況や主観等により大きく影響されるものであることから、中期的なスパンで推移を見守る必要がある。介護保険制度による宮城県内の住宅改修費申請件数の推移は、平成14年度4,571件、平成15年度5,008件、平成16年度5,454件と継続して拡大傾向にある。このことはバリアフリーに関する県民意識の高揚の一端であると考えられ、施策の効果が認められ有効と言える。</p> <p>【事業群の効率性: おおむね効率的】政策評価指標は目標を達成しているものの、調査以来初めて低下した。業績指標は「バリアフリー化した県有施設数」は伸びているが、「適合証の交付件数」、「整備したエレベーター数」は低下している。ただし、目標の達成度は調査対象者の状況や主観等に大きく影響されるものであることから、中期的なスパンで推移を見守る必要がある。また、介護保険制度による宮城県内の住宅改修費申請件数の推移は、平成15年度5,008件、平成16年度5,454件と継続して拡大傾向にあり、4つの業績指標のうち2つの指標が伸びてきていることから、概ね効率的と判断する。バリアフリー又はユニバーサルデザイン化された施設は着実に増加していることから、事業群は施策に対して概ね効率的であると判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
						維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策満足度は50点と低調であり、政策重視度とのかい離も30点と非常に高いことから、施設や道路等のバリアフリー化をより一層進める必要がある。 バリアフリーみやぎ推進事業は、県民のバリアフリーに対する理解や意識の浸透を目的に普及・啓発を実施しているが、バリアフリー化を一層推進するため、建築士等事業者への普及啓発及びバリアフリー社会づくりのための支援のあり方について検討していく必要がある。 離島航路を運航する船舶のバリアフリー化率は低く、継続的な取り組みが必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】 高齢化社会の進展、要介護高齢者の増加に伴い、バリアフリー社会の推進は一層重要となってくることから、鉄道駅舎等バリアフリー整備事業を引き続き実施するほか、離島航路を運航する船舶のバリアフリー化が必要である。 鉄道駅舎等バリアフリー整備事業については、市町村と鉄道事業者との協議未了により当分の間は事業計画がないことから、事業を休止する。 離島住民の高齢化が進展していることから、離島航路を運航する船舶のバリアフリー化を引き続き促進する。 県有施設以外の施設のバリアフリー化を促進するため、建築士等事業者への啓発や支援策のあり方について検討する。</p>	
3	誰もが利用しやすい情報の提供			2位	12.6%	中		
4	誰もが使いやすい製品づくり			5位	3.0%	中		
5	バリアフリー等を進める専門家、NPO、ボランティアの育成			3位	9.7%	中		



行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
5	<p>・鉄道駅舎等バリアフリー整備事業では駅のエレベーター整備に対して補助をしているが、バリアフリーにして障害者の利用が増えているのかの評価が難しい。 エレベータは障害者だけでなく、健常者でも荷物を持った人も利用する時に非常に便利である。根拠が必要だが、バリアフリーによる直接的な効果だけでなく、付帯的な効果も記載してもよいのではないか。</p> <p>・施策の指標体系の整備ができていない。駅等のエレベーター整備補助事業は、移動する際のインフラとしての意義はあるが、各種施設等の利用アクセスについても評価することが望まれる。 県民満足度と重視度のかい離が大きいため、対応策について検討が望まれる。</p>

政策整理番号 5

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
				重視度	満足度			
1	健康づくりに関する意識の向上	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	...	2位	34.2%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、県の健康増進計画である「みやぎ21健康プラン」の推進等に関する全県的な普及啓発、人材育成、環境整備を行うとともに、市町村及び関係団体等への技術支援及び情報提供を行うことである。県民一人ひとりが生きがいを持って充実した人生を健やかに暮らすことができるよう「みやぎ21健康プラン」を策定し、プランの重点項目である食生活、運動、たばこ対策等の各種普及啓発及び環境整備事業の実施とともに市町村における健康増進計画の策定を支援し、市町村の特色に応じた健康づくり施策の推進を図っている。健康づくりは、県民一人ひとりが主体的に取り組むことが必要であるが、県がこれらの事業を実施することで、県民の健康づくりへの意識を高め、個人の取り組みを支援するものであり、施策目的に沿った事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は60点であり、有効であると判断する。政策評価指標「健康寿命」については、毎年算出できないため判定不能である。本県の老人保健事業の各市町村における基本健診受診率は、平成12年49.8%、平成15年49.9%、平成16年51.4%と向上しており、県民の健康づくりの意識の向上が見られる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標は達成度を判定することができない。社会経済情勢データは、施策の目指す方向に進んでおり、事業全体の業績指標・成果指標の推移と比して効率的と認められる。事業は、概ね効率的に実施されていると判断される。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 健康寿命の延伸を図るため、引き続き県民の健康づくりの意識向上を図る必要がある。 平成17年度に「みやぎ21健康プラン」に掲げる目標(指標)の中間評価を行ったところ、約半数の指標が改善されているものの、改善がみられない指標も半数近くあり、今後のプランの目標達成に向け、事業の重点化やより一層の効率化を図っていく必要がある。 【施策・事業の方向性】 平成17年度に「みやぎ21健康プラン」の中間評価を実施したが、健康づくりと病気の予防への取組のためには、より一層の県民意識の向上を図ることが必要であり、今後さらに事業を強化していく必要がある。 健康づくりは県民一人ひとりの取り組みが重要であることから、栄養・食生活、運動、たばこ等健康づくりに関する県民意識の一層の向上を図る。 特に働き盛り世代への働きかけを強化するためには、職域保健との連携が必要であり、地域・職域連携体制を整備する。 推進基盤となる市町村、関係機関との連携強化を図る。 直接住民に働きかける市町村の役割が大きいことから、全ての市町村での健康増進計画の策定と計画の推進についての支援を強化する。 生涯を通じた健康づくりのための食育を推進する。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・政策評価指標は毎年度データが把握できないなど未整備であるので、適切な指標を検討してほしい。</p> <p>・施策5「難病患者等の健康維持の支援」の満足度(満足度60点以上の回答者割合)が低い。評価の対象になっていないので、評価の対象にしてはどうか。どこかに課題があるから満足度が低いのではないか。なぜ満足度が低いのか、その原因を検討することは必要ではないか。</p> <p>・政策・施策の満足度を事業レベルに結びつけるには、政策・施策のレベルで圏域ごとや住民属性をある程度意識して分析しなくてはならない。ターゲットとする圏域や住民を絞らないと介入の効果があまり上がらない。県民満足度を向上させるためには、全県一区ではなくて、満足度の低いところにターゲットを絞った方がいいのではないか。</p>
4	<p>・政策評価指標「健康寿命(65歳時の平均自立期間)」は長期的には意味のある指標で良いと思うが、現況値を把握できるのが15年に1回であり、毎年度の評価には使えないので、短期・中期的な指標など、適切な指標を検討してほしい。引き続き「健康寿命(65歳時の平均自立期間)」を政策評価指標とするならば、線型で推計値をとるなどしてはどうか。または、BMIや喫煙率や要介護率など、複数の指標をレーダーチャートで見えるようにしてはどうか。年度ごとにどのような変化があるかを見ながら、介入の種類を変えていくということが根拠性があると思う。どのような指標を設定するかは、県が重点をおくものや、禁煙対策などのなかなか対策が進まないものを設定してはどうか。</p>

政策整理番号 5

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
2	生活習慣病の早期発見と予防	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	…	1位	44.2%	大	<p>【おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、全県的な普及啓発、人材育成、環境整備を行うとともに、市町村が行う事業への財政的、技術的支援を行うことである。県民一人ひとりが生きがいを持って充実した人生を健やかに暮らせることができるよう「みやぎ21健康プラン」を策定し、県民の健康づくりや生活習慣病予防の普及啓発事業、住民への健康診査等を実施する市町村老人保健事業の補助、検診従事者の資質の向上を図る講習、生活習慣病の罹患等の実態を把握し今後の対策ための基礎資料を作成する事業、検診の精度管理により質の高い検診実施体制を整備する事業、健康的な食生活を指導実践する栄養士・調理師等のマンパワー育成事業、女性特有の病気等に対応するための健康相談事業等の事業に取り組んでいる。健康づくりは、県民一人ひとりの取組が重要であるが、県がこれらの事業を実施することにより生活習慣病の早期発見と予防対策をより推進するものであり、各事業は施策目的に沿った事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は60点であり、有効であると判断する。政策評価指標「健康寿命」については、毎年算出できないため評価不能である。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標は達成度を判定することができない。社会経済情勢データは、施策の目指す方向に進んでおり、事業全体の業績指標・成果指標の推移と比して効率的と認められる。事業は、概ね効率的に実施されていると判断される。政策評価指標については達成度が評価できないが、施策満足度は高い。成果指標及び社会経済情勢を示すデータから、一定の施策の効果が認められることから、事業群は概ね有効と判断される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>健康寿命の延伸を図るため、引き続き生活習慣病の早期発見と予防対策を推進する必要がある。</p> <p>平成17年度に実施した「みやぎ21健康プラン」の中間評価結果では、約半数の指標が改善されているものの、改善がみられない指標も半数近くあり、今後の目標達成に向け、より一層の成果を上げるため事業の強化を図っていく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>平成17年度に実施した「みやぎ21健康プラン」の中間評価でも、生活習慣病の発症予防・重症化予防のためには、さらに対策を強化していくことが必要とされており、この施策は次年度も重点的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>健康づくりは県民一人ひとりの取組が重要であることから、生活習慣病予防に関する県民意識の一層の向上を図る。</p> <p>特に働き盛り世代の健康意識が低いことから、これらの世代への働きかけを強化し、ターゲットを絞った事業の展開を図る。</p> <p>直接住民と接する市町村の取組が重要であることから、市町村において、より一層実効性のある事業が実施できるよう支援を行う。</p> <p>生活習慣病の早期発見につながる検診体制の充実、質的向上を図る。</p> <p>国では今後の生活習慣病対策の推進のため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の概念を導入した対策の推進を打ち出し、現在進めている医療制度改革の中でも、生活習慣病の予防を国民運動として展開し、都道府県健康増進計画にメタボリックシンドロームの有病者・予備群等に関する目標を設定することが盛り込まれている。今後は、これに沿って対策を強化・推進していく。</p> <p>本県の総死亡数の3割を占め、死因の1位となっているがんの予防対策を強化する。</p>	
3	歯と歯ぐきの健康づくり			7位	1.6%	中		
4	結核等感染症の予防と正しい知識の普及			6位	2.2%	中		
5	難病患者等の健康維持の支援			4位	3.5%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1と同様に、現在の指標では成果の測定が不十分なので、喫煙率やBMIなど分かりやすく測定しやすい指標が必要である。</li> <li>・検診団体が行う検診の質のチェックに引き続き取り組んでほしい。</li> <li>・健康診査の受診率が向上しているということだが、要精密検査の場合の受診率についても圏域別のデータを把握をもとに受診率向上のための対策をとってほしい。</li> </ul>

政策整理番号 5

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
6	地域リハビリテーションサービスの提供	健康寿命(65歳時の平均自立期間)	...	3位	10.8%			大
		65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受けている人の数)の占める割合	...				拡充	
7	薬物乱用防止啓発活動の推進			5位	2.6%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・政策評価指標「65歳以上人口の中で重度要介護者数(介護保険の要介護度4及び5の認定を受ける人の数)の占める割合」は、推計値から減ずる割合としてはどうか。</p> <p>・重度要介護者がこのままで放置すると平成22年度に4.7%になると推計されることを、重度要介護者数を少なくしようという政策の効果で4.4%に押さえ込むようにということが表現されないといけない。今の指標では、ただ重度要介護者が増えていくように見えてしまう。</p> <p>・リハビリテーションの効果を求める場合、この分野はマンパワーが必要な部分なので、人的資源に関する指標をとっておく必要があるのではないかと。また、連携の度合いを示す指標もあるとよいのではないかと。</p> <p>・入院期間の短縮で退院がかなり早まって、療養型の方でリハビリを必要とする人が増える可能性があるが、その場合に看護師で対応できるかという問題がある。実態調査などの結果を見ながら、地域リハビリテーションの人的資源の確保を検討してほしい。</p> <p>・PT(理学療法士)・OT(作業療法士)の県内定着率が低いと、魅力的な医療施設がないと人材は県内に定着せず、県外に流出してしまうのではないかと。</p> <p>・地域リハビリテーションの医療施設の拠点を整備するべきではないかと。</p>



施策体系				県民満足度		評価原素					
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容				
				重視度	満足度						
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容				
				優先度(順位)	優先度(割合)						
						施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容				
県民が安心して安全な生活を送るための環境づくり				重視度	満足度				おおむね適切	【施策群設定:適切】 政策を実現するため7施策全てが必要と認められる。しかし、本政策に含まれるべき施策内容は非常に多岐にわたり、同一の枠組みで論ずるのは困難である。特に、施策1「救急搬送体制の整備」については、政策2の施策3「救急医療体制の充実」の枠組みの中で総合的に議論することが適切であるため、次期実施計画策定時に施策体系の見直しを検討すべきと考えられる。なお、施策6「生活保護や雇用保険など生活を保障する制度の充実」について、雇用保険に関する施策は国の施策であるため施策名を変更する必要がある。 【政策評価指標群:おおむね適切】 評価対象の2施策の指標は適切と判定した。施策3(事故のない安全で快適な交通社会の実現)は17年度において違法駐車に係るシステムの構築のみを行ったため評価できない。優先度が1位となっている施策2(犯罪のない安心して暮らせるまちづくり)に指標が設定されていないことから、今後、妥当な指標の設定について検討する必要がある。 【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:3指標,B:1指標,判定不能1指標)から「おおむね有効」,政策満足度結果(中央値55点)から「おおむね有効」,社会経済情勢からは「おおむね有効」と判定した。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。	
				80	55						
1	救急搬送体制の整備	救急車現場到着時間の全国対比值	...	3位	9.6%	大	【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、救急隊の増隊に伴う一般救急自動車の整備及び消防力の整備指針を下回る団体の高規格救急自動車の整備につき、県単補助助を行い整備を促進することである。救急業務高度化推進事業に関しては、メディカルコントロール協議会を運営し、また、救急救命士の養成を支援することである。高規格救急自動車の整備や救急救命士の養成は、多額の費用を要するため市町村・消防本部等が単独で行った場合には長い年数を要し、又は整備が行えないことが考えられるため、救急搬送体制高度化を促進する観点から、県と市町村・消防本部が連携して整備を進める必要がある。 【事業群の有効性:おおむね有効】 満足度は50点で、施策満足度60点以上が41.4%で概ね有効と判断する。政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」は、現況値未確定のため判断不能。「県救急隊数に占める救急救命士運用隊数の割合」、「活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合」、「活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合」は目標値を達成し、各事業は概ね有効であったものと判断する。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 救急救命士による処置を受けた傷病者に占める1ヶ月後生存者の割合に向上が見られる(H14 6.3%, H15 6.6%, H16 7.1%)等、施策の目指す方向に推移しており、効率的であると判断する。政策評価指標達成度と社会経済情勢データの推移は事業の推移との相関性を示している。各事業も効率的に展開されていると判断できる。事業は施策の目的に対して概ね効率的に実施されていると判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。				
		県救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合	A						維持	【評価結果から抽出される課題と対応策】 増加する搬送患者数や、救急業務の高度化に対応するためには、当該施策群は妥当かつ有効であり、引き続き実施していく必要がある。 【施策・事業の方向性】 搬送患者数が増加していく中、救急搬送体制の確立は必要不可欠であり、今後も維持していくべき施策である。 救急隊数、高規格救急車運用救急隊数ともに充実を図るため、市町村・一部事務組合に対して補助を活用した整備を助言していく。 救急救命士の育成のため、救急振興財団での講習の効率的活用を助言していく。 気管挿管・薬剤投与を行う救急救命士の認定を円滑に進めるため、MC協議会、消防学校及び消防本部間の連携を密にしていく。	
		活動救急救命士に占める薬剤投与有資格者の割合	A								
		活動救急救命士に占める気管挿管有資格者の割合	A								
2	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり			1位	52.5%	大					



行政評価委員会政策評価部の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・政策評価(総括)で、「A - 1からA - 3を総合的に検証した結果～」のような記述はあまり意味がない。評価の結果、どのような課題があるのかなどを記載してほしい。</p> <p>・政策評価指標の体系化が不十分。施策2は県民満足度で優先順位の高い施策であるが、政策評価指標は設定されていない。</p>
3	<p>・全国平均に比べ、宮城県の救急車現場到着時間の悪化は少ないということだが、政策評価指標は全国平均との比較をするよりも、現場到着時間を短くする目標にしてはどうか。全国的に救急車現場到着時間が長くなっているという傾向であれば、目標を現状維持とか、少し長くなるように設定してもよい。</p> <p>・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」は救急車の現場到着までの時間になっているが、これでは救急車が現場に到着しても病院に到着する間に1時間立ち往生した場合など、病院までの時間はカウントされない。大事なものは、どちらかという病院に到着するまでの時間だと考えられるが、なぜ現場到着までの時間になっているのか。</p> <p>・救急の指標として「救急車現場到着時間の全国対比值」は有効だが、加えて「救急車に収容する時間がどのくらいか」、「現場をスタートしてから病院までの搬送時間がどのくらいか」の3つくらいにしないと、問題が見えない。例えば、救急隊は迅速に現場に到着しているのに結果的に病院の到着時間が遅い場合に、どこに時間がかかっているかが把握できる指標を作らなければならないのではないかと。</p> <p>・政策評価指標について検討しているのは評価に値する。</p> <p>・4つの政策評価指標のうち達成度が判定できる3つの指標で達成度が「A」なのに、政策評価指標達成状況からの施策の有効性評価が「有効」ではなく「概ね有効」となっている。何かネガティブな側面があるから「概ね有効」なのだと思うけれど、その記述はない。「概ね有効」と判断した理由を具体的に書くべきではないか。</p> <p>・政策評価指標「救急車現場到着時間の全国対比值」の分析カードで、指標の選定理由に「単純な本県の救急搬送時間の経年変化の比較では、救急搬送体制の充実の実態を示すものとは言えない」と言い切っているが、この記述はおかしいのではないかと。 現場到着時間が長くなっていることは問題であり、現場到着時間は実態を示していることは間違いがない。</p> <p>・医療機関や救急受入体制の整備は医療整備課が担当しているが、消防が把握している救急搬送の情報が提供されないと対応できないので、情報を共有して連携して対応してほしい。 また、収容してから病院に送るまでの時間を把握しないと、連携情報としては使えない。</p> <p>・確かに高規格救急自動車が行くことで救命率は上がるかもしれないが、やはり早く病院に搬送することが大事である。救急車に収容してからの時間も把握して、医療整備課と共有して解決してほしい。</p> <p>・救急車現場到着時間がどのような原因で時間が延びているのか分析しないと対策がたてられないのではないかと。采配が悪いことにより時間が延びているのか、しっかり采配されて効率的に動いているのに、救急電話が多すぎて搬送しきれないのかなどをよく考察してほしい。</p> <p>・救急車現場到着時間が延びる原因として確かに交通渋滞もあるかもしれないが、全ての原因が交通渋滞とは思えない。原因が交通渋滞と判断するには、救急車の走行距離や走行時間などのデータが必要だが、データがないのに交通渋滞と判断するのは、単なる思い込みかもしれない。 救急車の走行距離と時間を計ることにより平均時速が計算できるので、救急車の渋滞による影響を把握できるのではないかと。</p>

政策整理番号 6

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)			施策の 方向性	施策 評価
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
3	事故のない安全で快適な交通社会の実現	年間の交通事故死者数		5位	5.7%	大		
4	食品や水道水などの安全確保	食の安全安心取組宣言者数	B	4位	8.5%	中	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】 本施策での県の役割は、みやぎ食の安全安心推進条例に基づき、国、他都道府県及び市町村と密接な連携に努めるとともに、食の安全安心に関し、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民の参加の促進に関する必要な施策を実施する役割を担っている。食の安全安心を確保するためには、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して取り組むことが必要であり、消費者が参加する「食の安全安心消費者モニター制度」及び生産者・事業者が自ら取り組む「食の安全安心取組宣言」を中心に「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を推進することは、本施策目的を実現するために必要と判断される。 【事業群の有効性: おおむね有効】 施策満足度は60点となっており、ある程度満足している状況となっていることから、政策に対する施策の効果はある程度確認することができる。政策評価指標「食の安全安心取組宣言者数」について、本事業は平成16年度途中から登録受付を開始したため仮目標値を達成できなかったが、平成22年度目標値に向け今後事業を推進することにより目標値達成は可能であると考えられる。 【事業群の効率性: おおむね効率的】 本事業は平成16年度途中から登録受付を開始し、また17年度途中で指標を追加したため、明確な比較判定をすることはできないが、取り組み宣言者数については、一定の増加が図られており概ね効率的と判定できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p><b>維持</b></p> <p>【施策・事業の方向性】 食の安全安心確保のためには、今後も継続して事業を推進していく必要がある。みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業は、平成16年度途中から開始したものであり、社会経済情勢等からこの事業を引き続き着実に推進することが必要である。</p>	
5	建築物の安全性と適正な維持保全の確保			7位	2.1%	大		
6	生活保護や雇用保険など生活を保障する制度の充実			2位	17.6%	大		
7	消費者被害の防止			6位	3.2%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・政策評価指標「食の安心安全取組宣言者数」は生産者(事業者)全体に占める宣言者数の割合を明記してほしい。</p> <p>・満足度のかい離を圏域・年齢ごとに分析して、各圏域の産業などを考え合わせるといろいろなことが分かるので検討してほしい。</p> <p>・「みやぎ食の安全安心取組宣言」の趣旨はよく分かるが、県のチェック機能として事業者には買い取り検査がある一方、生産者には検査がない。チェック体制が十分でなく、罰則規定もない。消費者は「みやぎ食の安全安心取組宣言」のロゴマークがついた商品を行政が正当と認めたものと思うのではないか。</p> <p>宣言の信頼性を高めるには、生産者に対してもサンプル検査を行うなど県のチェック態勢の強化を図り、問題が起きた場合には宣言を取り消すこともできるようにしくみをつくる必要があるのではないか。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策の必要性	施策評価	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策評価・シート(B)の内容	
						施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成				重視度	満足度			<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【施策群設定:おおむね適切】 政策目的実現のためには、性別、年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、ともに責任を担う社会を実現する必要があり、各施策全てが必要と認められる。 【政策評価指標群:おおむね適切】 3つの指標のうち2指標をおおむね適切と判断した。施策4の指標(高齢者のうち就業・社会活動している者の割合)については、5年ごとの指標値であるため、施策の有効性を評価するうえであまり適切とは言えない。施策を適切に評価できる指標を検討したい。 【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:1指標,B:1指標,判定不能:1指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「有効」と判定した。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくり	県の審議会等委員の女性比率	B	1位	37.5%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】 本施策での県の役割は、宮城県男女共同参画推進条例、宮城県男女共同参画基本法により男女共同参画についての基本となる考え方、方向性を示し、県民等の考え方の拠り所とすることである。女性の社会参加を促進するために県が率先して人材の養成を行い、また、社会参加の重要性について県民、事業者理解を深めてもらうための意識啓発が重要であり、必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点であり満足度60点以上の回答者の割合も40%を超えていることから、事業の効果が全くなかったとは言えないが、今後、より多くの県民の満足度を高めていくという点では課題が残る。政策評価指標「県の審議会等委員の女性比率」は年々上昇しているが、仮目標には達していない。各事業の業績指標・成果指標では、多くが増加傾向を示しており、総合的に判断して、事業は概ね有効と判断する。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、業績指標・成果指標の増加と相関が認められる。また、各事業とも効率性が向上し、概ね効率的であると判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p> <p><b>維持</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。審議会等への女性参画については、医療関係等の専門性を必要とされる分野において女性の人材不足が認められ、課題となっている。そのため、引き続き女性の人材養成とともに、人材の発掘をしていくことが求められる。こうしたことから、引き続き重点的に実施する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】 この施策は、社会情勢や県民満足度調査の結果から見て非常に必要性が高いものであるが、男女がともに個性と能力を發揮できる社会づくりへの取組は即時に効果が明らかになるものではなく、継続的な取組が必要である。 県民にとって、市町村はより身近に感じられる存在であるため、これまで以上に市町村との連携を強化し、引き続き重点的に取り組む必要がある。</p>	
2	青少年の社会参加			4位	9.5%	大		
3	障害者の社会参加			5位	4.5%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策5は人権擁護の施策だが、他の施策と比べるとやや異質である。</li> <li>・各施策の政策評価指標の整備が必要である。</li> <li>・政策評価でそれぞれの施策がどの程度目的を達成したかということを総合的に判断するときに、県の関与の度合いなどを施策ごとにウェイトを考慮して評価してはどうか。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標「県の審議会等委員の女性比率」は、任命権を持つ県が比率を上げようと思えば上げられる難点がある。</li> <li>・例えば、県の幹部職員の女性比率は、男女共同参画の意識の徹底を把握するのに有用と思われる。</li> <li>・政策評価指標は実際の社会の男女共同参画の状況をできるだけ反映するものにする必要がある。</li> <li>・審議会の委員については県の努力により女性の登用が進んでいるが、実際の社会では、会社などでは男性が優遇されていて、それほど女性の登用は進んでいないのではないかと。県は社会や経済界に対して男女共同参画の要請をするべきではないか。</li> <li>・企業体における昇進、昇格、幹部登用などの面での男女共同参画に係るデータの把握と分析、検討が望まれる。</li> <li>・ポジティブ・アクション推進事業で、入札で有利になるような具体的なメリットを与えると、形だけのポストをつくるようなことになるおそれがあるので、実態調査で確認してもらいたい。</li> </ul>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
4	高齢者がいきいきと生活する社会づくり	高齢者のうち就業・社会活動している者の割合	…	2位	25.4%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、高齢者の生きがいと健康づくりのための各種事業を実施するため、県・市町村及び民間で協力して設立した宮城県の「明るい長寿社会づくり推進機構」である(財)宮城いきいき財団(現(社福)宮城県社会福祉協議会)のほか、市町村、県老人クラブ連合会等を支援することである。高齢者が行う様々な地域活動のリーダーとなる人材の養成、高齢者のスポーツや文化活動を通じて交流を深める場の提供など、元気高齢者の社会参加を促進する環境づくりのための象徴的な事業となっており、すべて施策目的を実現するために必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は今回は50点になっている。満足度を高める事業は広汎で、県の事業だけではないと考えており、県の取組みとしての限定した評価とすればやむを得ないが、一定の効果はあり、おおむね有効と認められる。また、政策評価指標「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」は現況値が把握できず判定不能である。社会経済情勢を示すデータの推移からは、内閣府の調査では、H5:42.3%、H10:43.7%、H15:54.8%と高齢者の社会参加活動は活発になっている。施策満足度、社会経済情勢、業績指標、成果指標から一定の施策の効果が認められることから、事業群は概ね有効と判定する。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標が判定不能であるが、業績指標、成果指標は施策の目指す方向に進んでいると判断できるので、事業群は、おおむね効率的に実施していると判定できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p><b>維持</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するため、取り組みを強化する必要がある。 【施策・事業の方向性】 10年先の高齢化社会を見据え、団塊世代など元気シニアを対象とした取組を強化する必要がある。 平成17年度から「元気シニアのいきいき生活応援プロジェクト」をスタートしているが、団塊世代向けの核となる事業化やシニアカレッジアカデミー等に継続的に取り組む必要がある。</p>	
5	女性や子ども、高齢者や障害者等の人権の擁護	提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合	A	3位	21.9%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、国の第三者評価制度の提示に伴う具体的実施、市町村が行う高齢者虐待防止の取組への支援をすることである。民間非営利団体による第三者評価など先導的な権利擁護活動の支援、市町村が行う高齢者虐待防止の取組への支援などの事業構成になっており、すべて施策目的を実現するために必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度(中央値)は50点、満足度60点以上の回答者割合は42.5%である。また、政策評価指標「提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合」は、仮目標値に達し、着実に増加している。社会経済情勢を示すデータの推移からは、県が行った身体拘束廃止取組状況調査では、介護保険施設等のうち、身体拘束を行っている事業所の割合は、平成13年度72.8%、平成14年度64.2%、平成15年度47.4%、平成16年度41.5%、平成17年度36.9%と着実に減少しており、施設での権利擁護の取組が進んでいる。以上から一定の施策の効果が認められるので、事業はおおむね有効と判断できる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標は目標値に達し、業績指標、成果指標でも施策の目指す方向に進んでいると判断できるので、概ね効率的と判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p><b>維持</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。介護保険や自立支援給付など、福祉サービスの在り方が大きく転換する中、利用者が適切なサービスを受けられるかどうか重要な課題となっている。こうした状況においては、福祉施設のサービス内容に係る第三者評価は、サービスの質の維持・向上に非常に重要な役割を担うものとなる。また、高齢者虐待の防止対策が求められる中、地域単位の虐待防止のためのネットワークづくりなどの取組が求められている。こうしたことから、引き続き重点的に実施する必要がある。 【施策・事業の方向性】 高齢者の権利擁護を推進するため、これまで民間活動の支援、介護サービスの第三者評価の推進を図ってきた。 平成17年には、介護保険法の改正や高齢者虐待防止法が制定され、介護サービスの一層の質の確保・向上や、家庭や施設での高齢者虐待の防止に対する取組が求められており、引き続き事業に取り組む必要がある。 また、福祉サービスについては、平成18年度から新たに福祉サービス第三者評価推進事業として、関係課による総合的な検討が開始されている。 これらの方向性を踏まえて、引き続き事業を推進する。</p>	



行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・みやぎシニアカレッジ運営事業は、高齢者が行う地域活動のリーダーとなる人材の育成が目的だが、シニアカレッジの卒業生が何人リーダーになって活動しているかが把握されていない。受講者が卒業後にどのような活動をしているのかアンケート調査をするなど、目的が達成されているかどうかフォローするべきではないか。</p> <p>・政策評価指標「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」は5年に1度の調査であり、1年間の変化が分からないので、毎年度把握できる指標を検討してほしい。</p> <p>「就業している者の割合」は高齢者の有業者数から把握できると思うが、「社会活動している者の割合」は、例えば、有業者数と社会福祉活動や社会奉仕活動をしている人の数が連動しているなどのデータがあれば、「高齢者のうち就業・社会活動している者の割合」の数値から推定できるのではないか。</p> <p>・満足度のかい離を圏域・年齢ごとに分析して、各圏域の産業などを考え合わせるといろいろなことが分かるので検討してほしい。</p> <p>・地域活動のリーダーを養成することはどんな意味があるのか。リーダーができることで、地域の高齢者にどんなメリットがあるのかが分からない。</p> <p>・地域のリーダーとしてのニーズは多いのではないか。例えば、県庁の中でも「地域にこういう高齢者のリーダーがいてくれたらいい」というニーズはあるのではないか。そういうニーズの情報をシニアカレッジの受講者に提供すれば、卒業者は「こういうことを自分はやっていきたい」という風に動いていくのではないか。何もなければ地域のリーダーとは何かも分からず、受け皿もないので、なかなかリーダーにはなれないかもしれない。</p> <p>・高齢者の自立を促すならもっと幅広く事業を展開するべきではないか。</p>
3	<p>・政策評価指標「提供するサービスに関し第三者評価を実施した入所施設の割合」は施策を評価するものとなっていない。第三者評価は必要だが、実施割合が指標になっているのはおかしい。第三者評価をしたからといって、人権が擁護されるということではないのではないか。見直しは不可欠である。</p> <p>例えば、子どもの人権の擁護を考えた場合、政策評価指標は「虐待の件数」のような指標が適切なのではないか。</p> <p>・「提供するサービスに第三者評価を実施している入所施設の割合」で対象となっている入所施設について、子どもや女性が入所する施設と、高齢者が入所する施設では性格が異なるのではないか。高齢者が入所する施設と人権を侵害されるおそれがある人が入所する施設とで評価指標を分けるべきではないか。</p> <p>全ての施設で第三者評価を導入するという目的かもしれないが、そうであれば子どもや母子についても、広く一般の人が利用するような、保育所などの施設も対象にするべきではないか。</p> <p>・政策評価指標はいろいろな形態の入所施設が混在しているが、虐待などの人権侵害の危険が起きやすい施設とそうではない施設があると思う。起きやすい施設と起きにくい施設を混在させて評価すると、起きやすい施設が隠れてしまう恐れがあるので、分けて考えた方がよいのではないか。</p> <p>・第三者評価体制整備事業について、第三者評価を実施する団体に補助をして何がどう良くなるのか、事業のアウトプット・アウトカムを整理してほしい。第三者評価を実施して情報提供をしても、それが利用者にほとんど使われていない場合は、事業の成果は少ないのではないか。</p> <p>例えば、どのくらい利用されたかは、webサイトのアクセス数などで分かるのではないか。</p> <p>・第三者評価の情報が多様にありすぎて、利用者が本当に使えるかどうかという問題はないか。その場合、専門家・コーディネーター（介護の分野ならケアマネージャーなど）が関わることで情報の解釈をしたり、情報に付加価値をつけることができるので、場合によってはむしろそちらを支援する方がよいかもしれない。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
地球環境の保全				重視度	満足度			
				80	50		おおむね適切	<p>【施策群設定:おおむね適切】</p> <p>政策目的(地球環境の保全)の実現に向け、1～3の各施策はその主要な課題の直接的解決に向けて、また4～6の各施策は課題解決の環境整備等に関連し欠くことのできないものである。なお、政策目的に照らし、その実現のためには様々な施策アプローチが相乗的に効果を発揮する必要がある、事業対象等が重複する施策構成となっていることが阻害的な意味を持つものではない。政策重視度の高さ(80:重要)に対し満足度が低く(50:やや不満)、県民はこの分野での県の政策対応の強化を求めているものと考ええる。</p> <p>【政策評価指標群:おおむね適切】</p> <p>施策1の指標(1人当たり温室効果ガス年間排出量)は各種関連施策の取組を通じて実現を目指す政策目標の達成度そのものを示すものであり、中長期的に施策の有効性を評価する上では適切なものである。施策2の指標(自然エネルギー等導入量(原油換算kl))については、前回の評価結果を踏まえ、施策の成果をより直接的に表現できる自然エネルギー等の導入量を評価指標とすることに変更するとともに、評価に当たってより早期に把握できる実績値を施策の成果指標として参照できるような改善に取り組んでいる。</p> <p>優先度2位の施策についても優先度1位の施策の具体化の中で(例:脱・炭モデル事業は環境に配慮した事業活動促進に向けた取組である。)一体的に推進していることから、おおむね適切である。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】</p> <p>政策全体の政策評価指標達成状況(B:1指標,判定不能:1指標)から「判定不能」、政策満足度結果(中央値:50)から「おおむね有効」、社会経済情勢からは「おおむね有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の削減	1人当たり温室効果ガス年間排出量	B	1位	26.5%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等の施策を推進することである(地球温暖化対策の推進に関する法律第4条)。県レベルの地球温暖化対策としては、地域における大規模事業所としての県自らの率先的取組のほか、県全体の温室効果ガスの推移の状況や将来目標を県民に提示し、県民、事業者等それぞれの立場、責任(温室効果ガス排出状況)に応じた自主的な取組を促す普及啓発活動が中心となるものである。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点(やや不満)となっているが、満足度60点以上の回答者割合が41.8%であり、概ね有効である。政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」は2001(平成13)年から微増(0.2%)の状況である。過去10年間で2割以上の増加だったのに比べ、構造的傾向となっている。ただし、統計データ収集時期との関係で、直近の施策の評価数値が3～4年ズレることから、前年度の施策の有効性を直接判断する指標としては不適。なお、県が率先実行の一環として取組んでいる県庁舎からの二酸化炭素排出量削減(空調管理徹底等)に関連しては、2005(平成17)年は前年度比4.5%の排出量削減(前々年度比でも2.4%)を実現している。県内における地球温暖化対策を推進するために県が有志市町村等と設置・運営している県地球温暖化対策地域協議会への市町村加入率が向上(H16末:43% H17末:86%)した。県協議会とは別に、市町村や事業者レベルで独自の活動を行う地域協議会も増加しつつある。(H16末:2協議会 H17末:4協議会)</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>事業費が漸減傾向にある中、社会経済情勢データ、業績指標・成果指標の数値が拡大(向上)してきていることから事業群の効率性は向上しつつあるものと考ええる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【施策・事業の方向性】</p> <p>地球温暖化の原因となる温室効果ガス、特に二酸化炭素の排出削減は県民一人ひとりに課せられた課題で、環境政策上も非常に大きな意味を持つ。特に、民生部門等の排出量の増加傾向が著しく、排出削減のための誘導施策を継続的かつ幅広く講じていく必要がある。</p> <p>平成17年2月16日には、先進国における温室効果ガス排出量の具体的な削減義務を取り決めた京都議定書が発効し、国全体としてその達成に向けた取組を進めることが喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、平成16年3月に策定した“脱・二酸化炭素”連邦みやぎ推進計画(新・地球温暖化対策地域推進計画)を柱とし、現在取り組んでいる二酸化炭素排出削減に向けたモデル事業の成果等の全県的な波及や、宮城県地球温暖化防止活動推進員を活用した普及啓発活動の拡充を図り、地域レベルから温室効果ガス排出削減の成果をあげていきたい。</p>



行政評価委員会政策評価部の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
5	<p>・施策群の設定はおおむね妥当であり、いくつかの課題はあるが、概ね順調に政策が実行されていると思われる。</p> <p>・県民満足度調査からは「環境に配慮した生活様式、事業活動の促進(施策番号6)」に対する要望が第2位と高く、また、65歳未満、県北部地域では優先度1位であることから、次回からの具体的指標設定とともに目に見える活動推進の検討が望まれる。</p> <p>・県民満足度(政策)は過去5年の内でもっとも低く、重視度と満足度のかい離も30と非常に大きい。にもかかわらず、概ね有効とすると、奇異な印象をもたれるのではないかと。課題あり」として、猶、どの方向に改善を進めるか適切な対応を示す方が、より良い評価といえるのではないだろうか。</p>
	<p>・指標そのものが有効であるか、あるいは指標に多少問題があっても対応が適切であるかによって有効性を認めるのかの判別が出来るような判定表が望ましい。</p>
4	<p>・政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」は昨年度と同じであるが、特に本年は電力消費値も提示し、より排出量に占める排出源を把握しやすくしていることは評価できる。今後、その他の排出源についても状況把握できれば、よりの確な政策・対応に益すると考えられる。 あわせて、炭酸ガス排出量年次推移とも照らし合わせるにより、効果予測も可能となるとと思われる。</p> <p>・政策評価指標「1人当たり温室効果ガス年間排出量」のデータが数年前のものであるため判定不能との評価がされているのは、何のための指標であるかとの疑問を呈されることになる。数値の確定には若干遅れを伴うのは致し方ないが、政策評価のための速報値、あるいは報告累積値のようなものを評価値に使用しないか検討をお願いしたい。</p> <p>・事業番号1「みやぎ地球温暖化対策地域推進事業(地域協議会、温暖化防止活動推進員)」の業績指標(推進員の活動実績)と成果指標(県庁舎管理に係る二酸化炭素排出量)の結びつきが薄く、事業効率を評価するには問題がある。</p> <p>・脱・二酸化炭素連邦みやぎ形成事業で、事業費(630万円)は昨年度(1,391万円)に比べて半減したが、成果(二酸化炭素排出削減量)は989トンで昨年度から変化していない。事業に対する効果が不透明である。</p> <p>・普及啓発運動の内容を吟味して、県民の重視度と満足度のかい離が小さくなるように取り組んで欲しい。</p>
	<p>・CO2削減の対策の効果が直接的ではないからかもしれないが、県がどのように関与しているのかよく分からないので、目標達成のための有効で具体的な対策がないように思われる。グリーン購入や環境家計簿などがCO2削減にどのような効果があるのか検証して欲しい。</p> <p>・目標達成は直接的には社会経済活動規模ともあいまって難度が高いが、個別の事業の取組みには小規模ながら効果も見られている。</p> <p>・モデル地区における事業の試みは適切である。直接的な効果としては小さいが、住民参加企画が増えていることは今後の意識変容に効果が期待できる。</p> <p>・車の増加を止めることができないならば、タクシーやバス業界へアイドリングストップなどについて指導をしてはどうか。省エネ・クリーン環境・健康などのメリットだけでなく、ガソリン代の減少など企業利益向上の見地からもアイドリングストップの導入を検討するよう働きかけて欲しい。異論はあるかもしれないが、内外地域例の検討をして欲しい。</p>

政策整理番号 8

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
2	新エネルギー等の導入促進	自然エネルギー等導入量(原油換算k)	…	3位	18.4%			大
3	オゾン層の破壊の原因となるフロン対策の推進			5位	7.4%	大	<p>【施策・事業の方向性】</p> <p>地球温暖化問題は、京都議定書の発効などを受けて近年の環境政策上の重要なテーマになっている。その原因とされる二酸化炭素の排出削減に向けては、化石燃料の消費に依存した社会構造の変革が必要であり、解決策としては自然エネルギー等の導入や省エネルギーの促進が中核となる。</p> <p>一方、この分野での実効性ある成果は一朝一夕に得られるものではなく、その推進に向けた不断の取組が望まれる。多額の経済(社会)的負担を要するこの分野において、現在の県の施策、事業に関する予算は極めて限られた規模ではあるが、県民の過度の負担を招くことなく施策目的を実現するためにも、普及啓発や地域での様々な取組を促す施策、事業を着実に進める必要がある。</p> <p>平成17年度には、宮城県の今後の自然エネルギー等の導入促進に向けた基本計画を策定している。平成18年度は、これを具体化する各種事業の調査・検討(エネルギーの地産地消や県施設でのESCO事業等)を行うこととしており、次年度はその結果に基づき事業展開を積極的に推進する予定である。</p>	
4	国際的な環境保全活動への積極的な関与			6位	6.6%	中		
5	環境教育の推進、環境情報の提供			4位	16.1%	大		
6	環境に配慮した生活様式、事業活動の促進			2位	24.1%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
5	<p>・新たな政策評価指標「自然エネルギー等導入量」の設定は大いに評価できるが、自然エネルギーには、バイオマスとしての木材などの燃焼によるエネルギーも含まれている。この量が占める割合が非常に大きいので、この施策の成果である新エネルギーの太陽光による発電量が評価されにくいのが問題である。そのため、これらによる、エネルギー量を別個に表示することも検討すべきである(特に、政策評価指標分析カードのグラフの表示を検討する必要がある)。 今後なお、自然エネルギー導入量と事業費とのバランス、業績指標、成果指標との整合性などの見地から、指標内容が適正であるかの確認が必要と考えられる。</p> <p>・新エネルギーとしての太陽光発電が経済的に成り立つかどうかについて、検証する必要がある。特に、経済的に成り立たない時には、どのような点を改善するかなどの提案も必要である(例えば、ドイツでは、売電量が少ないほど高価で電力会社が購入している)。</p> <p>・県民の重要度と満足度のかい離が大きい。原因分析を行い、適切な施策に反映するよう望まれる。</p> <p>・当面太陽光発電設備の設置促進は進んでいるが、コスト・ベネフィット(費用便益)の見地からも導入促進のための施策検討が求められる。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)			施策評価	施策評価・シート(B)の内容
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
環境負荷の少ない地域づくりの推進				重視度	満足度			
				80	50	おおむね適切	<p>【施策群設定:おおむね適切】 本政策は、県民一人ひとりの生活活動や事業者の事業活動を通して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音・振動・悪臭などの都市・生活型公害などを未然防止し、また改善を図り、環境に対する負荷を軽減しようとするものである。7つの施策はこの政策目的に沿ったものと判断できる。 【政策評価指標群:おおむね適切】 3指標とも施策の有効性の把握に合致しており、今後も継続する。また、必要性を「大」とした施策の大部分に指標が設定されている。 【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:2指標、B:1指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「おおむね有効」と判定した。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
1	大気環境の保全	窒素酸化物排出量(自動車からの)	B	4位	13.0%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、大気汚染防止法の運用、公害防止条例の整備・運用、自動車交通公害防止計画の策定・事業実施・進行管理を行うことである。大気汚染物質の主たる発生源となっている自動車交通について、国、市町村、民間団体との連携を図り、総合的な対策の推進を図っている。自動車交通公害という急速に発達した車社会の弊害を改善することは、全国的にも国、地方公共団体、業界が積極的に取り組んでおり、本県の社会経済情勢にも適合している。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度55点で、満足度60点以上の割合は43.8%だった。政策評価指標「窒素酸化物排出量(自動車からの)」の平成17年度の値は8,956tと目標を達成していないが、毎年着実に減少しており、各事業は概ね有効であったと判断する。また、本県の低公害車保有率は東北6県で一番高く、施策の効果があつたものと判断される。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標は施策の目指す方向に推移していることから、事業は施策の目的に対して概ね効率的に実施されていると判定される。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
						維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 大気環境の保全は、県民の健康を保護し生活環境を保全する上で重要であり、環境基準が一部達成されない状況にあることから、引き続き推進する必要がある。 大気汚染の要因となっている自動車排ガスからの窒素酸化物等の削減対策を引き続き推進する必要がある。 【施策・事業の方向性】 自動車交通公害防止計画(平成9年～平成17年)の点検評価を行い、平成18年度内に次期計画を策定し新たな目標を定めて対策を推進することとしており、方向性は維持とする。 車社会の急激な発展は、窒素酸化物等による大気汚染だけでなく、二酸化炭素排出量の増加を招き、地球温暖化の一因にもなっていることから、大気汚染だけでなく地球温暖化対策の視点も加えて施策を推進する。</p>	
2	河川や湖沼、海等の水環境の保全	公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質	A	1位	28.8%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】 本施策での県の役割は、公共用水域の水質を常時監視し、その結果をもとに施策の推進を図ることである。下水道整備・家畜排せつ物処理施設整備等は、県内の河川、湖沼、海域の水質を保全するための事業であり、施策目的を実現するために必要な事業である。環境に対する県民の関心度は高いことから、公共用水域の保全は社会情勢に適応した事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点であり、県民はより上位の環境を求めていると思われる。政策評価指標「公共用水域(河川・湖沼・海域)の水質」は全環境基準点(河川69地点・湖沼12地点・海域47地点)におけるBOD及びCODの年平均値の平均は1.7mg/lと目標値を満足している。環境基準達成率(河川)、下水道普及率の向上、家畜排せつ物処理施設の整備数が増加していることから施策の目指す方向に向かっている。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 下水道及び家畜排せつ物処理施設等の整備を進め、政策評価指標を満足している。事業群は概ね効率的に実施していると判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
						維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 公共用水域の水質保全是飲水など直接県民の生活や健康に関わるものであり、政策評価指標の目標達成維持のため、引き続き重点的に実施する必要がある。 この施策の基本となる公共用水域の水質監視データの収集・解析及び生活排水対策である下水道整備を今後も実施していく必要がある。 【施策・事業の方向性】 県民の水質保全に対する重視度が高いこと、また、公共用水域における閉鎖性水域の環境基準達成率が低いことから、引き続き推進していく。 湖沼、内湾などの閉鎖性水域では、水質の悪化が顕在化しているため、中小河川の直接浄化などのハード事業や水生生物など生態系を利用した浄化方法の具体化等、より効果的な水質保全施策を継続して推進する必要がある。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・満足度調査の結果を見ると、施策7「環境負荷を減らす仕組みづくり」が優先度の3位(19.3%)となっている。県民はこの施策を必要と感じているが、政策評価指標が設定されておらず、評価はされていない。 この施策は評価すべきと思われるが、現状ではそれぞれの施策で適切な環境にやさしい(負荷削減など)事業として展開されていると思われる。今後もそれぞれの施策に含めて評価するのか、適切な指標を設定して施策7で評価するのか検討してほしい。</p> <p>・県民満足度調査では重視度80に対し満足度50とかい離度が高く、課題がある。市町村職員の満足度も考えると、特に、仙南、気仙沼・本吉地区においてその傾向が強い。地域特性を生かした施策が、地域重点的にも行われるよう検討を要する。</p>
4	<p>・施策1の政策評価指標「窒素酸化物排出量(自動車からの)」は、現行環境基準で達成しにくい窒素酸化物濃度を用いている。県全体でなく都市部と渋滞地を重点的に測定している自動車排気ガス測定局測定値による評価もあり概ね妥当。ただし、大気汚染指標として窒素酸化物だけでは住民にわかりにくいので、サブ指標として炭酸ガスなどのごく一般的な指標を併記することが望ましい。</p> <p>・窒素酸化物排出量の目標値6,608tに対して、現況値が8,958tと目標を達成していない。目標値達成のための有効な事業が求められるが、直接的な事業は事業1(自動車交通公害防止計画進行管理事業)のみで、基礎的・予防的の事業が主では成果はあまり期待できないのではないかと。</p> <p>・市町村などとの連携による事業の促進は評価できるが、パーク＆ライド事業にしてもその利用者が1,000以下であり、その増加傾向も小さいので、更なる施策の発展(パーク場からライドまでの利用のしやすさなど)が望まれる。</p> <p>・エコドライブ運動の推進は妥当だが、ラジオスポットのみでなく、その他企業への指導、クリーンディーゼル、黒煙規制などの手段の活用を徹底を図る事業も必要ではないかと。</p> <p>・低公害車の保有台数は208,590台(全体の18%)とその普及率は増加してきており、事業の効果が上がってきている。</p>
5	<p>・施策2の政策評価指標「公共用水域の水質」は目標値を達成しているが、湖沼など水質環境が悪い水域もあるので、これらが評価できるような指標が求められる。 また、この指標は満足度とのかい離が大きい。水質を示す指標としては妥当な指標と思われるが、満足度における実感は身近な水路の清流化により改善できるので、今後水環境も代表できる指標を検討してほしい。</p> <p>・施策推進のため、総合的な見地からの、生活排水処理、水循環保全などへの取り組みが、市町村などとも連携しより一層推進される必要がある。</p> <p>・ぎばさ(アカモク)による水質浄化を図ると共に、ぎばさの食料としての利用についても検討している。その成果は早期に水質の改善に反映されないが、県の事業の発展と努力は評価できる。</p>



政策整理番号 9

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
3	土壌汚染や地盤沈下の防止			5位	5.9%			中
4	騒音や振動の防止			6位	3.3%	中		
5	悪臭の防止			7位	2.8%	中		
6	ダイオキシン類やPCB廃棄物等の化学物質の低減及び適正処理の推進	ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)	A	2位	26.7%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、市町村の意向を踏まえ施設整備に対する補助を行うほか、ダイオキシン類の発生抑制に向けて、事業者及び市町村の指導を行うことである。一般廃棄物焼却炉及び一般廃棄物最終処分場から排出されるダイオキシン類の濃度を低減することで、環境負荷の少ない地域づくりを推進する事業である。廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類に対する社会的関心は高く、事業目的はこれに合致した事業である。 【事業群の有効性:有効】 施策満足度は55点であり、事業の有効性が認められる結果となっている。政策評価指標「ダイオキシン類排出量(一般廃棄物焼却施設からの)」は、仮目標値を大幅に達成している状況である。ダイオキシン類対策の強化にともない、一般廃棄物焼却施設のみならず、産業廃棄物焼却施設及び小型焼却施設ともに、高度な除外施設設置が困難なことから、施設数は減少傾向にあり、このことからダイオキシン類の発生抑制が図られており、有効である。 【事業群の効率性:効率的】 業績指標は維持傾向にある状況下で、大きな成果を挙げている。このことは、すでに施設の廃止及び改善が進んだことによるものと考えられるが、成果指標は高く、事業は効果的であると言える。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【施策・事業の方向性】 環境負荷の低減に対する県民の要望は高く、また、事業の効果が顕著に現れていることから、当面はこの事業を維持することが望ましい。 一般廃棄物処理施設の立入検査を実施し、ダイオキシン類の排出基準に適合するよう継続して指導する必要がある。 一般廃棄物焼却施設の新設及び改造を確実に実施させるために重要な事業であることから、次年度以降も維持させる必要がある。</p>
7	環境負荷を減らす仕組みづくり			3位	19.3%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・ダイオキシンについては、県の指導のもと市町村での焼却施設からは、基準を大幅に下回る値となっており、今後も持続できると判断されるが、目標をもっと高く設定しても良かったのではないかと。</p> <p>・平成10年に31箇所あった一般廃棄物焼却炉中、恒久対策基準達成施設は13箇所だった。平成17年には、平成14年のダイオキシン類排出規制強化対策をへて、19施設に集約されているというが、集約化によりその当時の40分の1以下のダイオキシン排出量となっている。ダイオキシン類などの対応は一般廃棄物に関しては十分な成果をあげた。今後は一般廃棄物のみを対象とする段階から産業廃棄物をも含めて年間焼却量、原単位、実測値を基に排出量に対応する必要な段階になっていると考えられる。維持だけでなく対応の拡充を考えるべきではないか。</p> <p>・ダイオキシン対策事業は、有効に機能している。広域化計画は遅れているが、市町村の合併などによって再計画がなされているので、今後の推進状況に期待したい。</p> <p>・PCBその他の化学物質の低減、適正処理については、今後県が適正に関与すべき課題である。全国ネットワークの中での処理計画の立案と、実施が必要と思われる。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
豊かな自然環境の保全・創造				重視度	満足度			
				80	55		おおむね適切	<p>[施策群設定:おおむね適切]</p> <p>6施策全てが必要と認められる。なお、景観・歴史的環境の保全は、優れた景観や歴史的環境を保全することにより、自然環境と一体となった豊かな環境を創出するものである。</p> <p>森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能や身近な緑の保全や再生は、地球温暖化対策に直接、効果を発揮するものであり、対策における重要な位置付けがなされており、施策の担う役割は大きい。</p> <p>[政策評価指標群:おおむね適切]</p> <p>3指標とも存続しており、今後も継続する。なお、予算措置と密接に関係のある施策6(みどりとふれあえる空間の面積)は前回から面積の増加がなく、今後も目標の達成は厳しい状況にある。</p> <p>また、かい離度の高い施策や優先度・重視度の高い施策に指標が設定されている。なお、施策2は優先度が高く、必要性も高い施策になっていることから、今後、取組について検討を進める。</p> <p>[施策群の有効性:おおむね有効]</p> <p>政策全体の政策評価指標達成状況(A:1指標、B:2指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値55点)から「おおむね有効」と判定した。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	自然公園等の優れた自然環境の保全	自然環境が保護されている地域の割合	A	3位	18.4%	中	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切]</p> <p>本施策での県の役割は、自然公園関係法令の各種事業の事業主体、自然公園等の指定地域での中心的な関与である。各事業は、自然環境保全における特に重要な地域に係るものであり、関与は概ね適切である。県民の自然環境に対する関心が高まる中、近年、自然と共存しながら持続的な発展が可能な地域社会を目指すという意識が浸透し、その実現に向けた必要性の高い事業である。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効]</p> <p>施策満足度は60点と高い数値となっており有効と判断される。政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」は指標制定以来、達成度はAであり有効と判断する。伊豆沼・内沼保全対策については、横ばい傾向にあるが毎年、計画的に実施されていることから概ね有効である。栗駒山の保全対策は、14年度に指標に係る事業を実施して以来、維持・補修に努めている。</p> <p>[事業群の効率性:課題有]</p> <p>伊豆沼・内沼環境保全対策事業は、業績指標の割合の動きは少ないが継続的に実施していることから、概ね効率的と判断される。栗駒山自然景観修復事業は対策工事や植栽工事が14年度までに終了し、現在は維持管理補修程度の事業費となっており、事業費に対する業績指標の割合による効率性の判断は難しい。個別の事業については、毎年、計画的に実施しており、効果は上がっているが、業績指標、成果指標による効率性は認められないことから課題有と判断する。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>[施策・事業の方向性]</p> <p>自然環境の保全・再生については、それぞれの地域ごとに個別の施策を継続的に実施することが有効である。また、自然環境の保全を巡る社会情勢の変化に対応するため、従来策定の基本方針等の見直しが必要である。</p> <p>現在、実施している伊豆沼・内沼環境保全対策事業を継続して実施するとともに、個別の保全・再生事業として、蒲生干潟自然再生事業を平成18年度以降実施する予定である。また、金華山復元対策など、それぞれの地域の特性に応じた自然環境の保全・再生の施策を積極的に展開する。</p> <p>近年、希少野生動植物の保護や生物多様性など、自然環境の保全を巡る社会環境の変化に対応するため、現在の「自然環境保全基本方針」の改正を18年度中に予定している。同様に、「伊豆沼内沼自然環境保全基本計画」についても、見直しを行っている。</p>
2	身近な緑の保全・再生・創造			1位	34.5%	大		
3	景観・歴史的環境の保全			5位	7.2%	中		
4	野生動植物の保護			6位	6.1%	中		



行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・施策の設定はほぼ妥当であるが、施策2「身近な緑の保全・再生・創造」と施策6「自然とふれあう場や機会の提供」の区別がわかりにくいので、県民に理解されているかどうか疑問である。</p> <p>・重視度が年々高くなってきているのに比べて、満足度が低い(55点)。このような満足度の低下の原因は県民の優先度と関係するのではないか。県民の自然環境保全意識の向上によるのみならず、施策2に関連する身近な地域の開発などによる緑の喪失、里山・農地の減少による可能性もある。</p> <p>この点で、施策2には指標を設定せず、施策6にのみ政策評価指標「森林公園等の面積」をあげるのは適切ではないと考えられる。</p> <p>ニーズの把握、再確認を行う必要があるのではないか。</p> <p>・施策2の県民優先度は1位である。「身近な緑とは何か」を把握した上で、その保全・再生・創造にふさわしい指標を検討すべきではないか。</p> <p>・漫然と従来の指標を使用するばかりでなく、その推移から、有効な政策であるかどうか評価する必要がある。</p> <p>・指標とする数値の変動や推移が、どの程度施策の直接的有効性に寄与するかというフィードバックデータがない。そのため、有効性の判定が的確に行なえない。根拠に基づいた有効性評価を提示する意識をもっと高めて欲しい。</p>
5	<p>・市町村、ボランティアなどとの協力により環境保全がなされており、高く評価される。県の関与、事業群の設定は妥当である。</p> <p>・政策評価指標「自然環境が保護されている地域の割合」の妥当性について概ね適切と自己評価しているが、この施策で展開されている事業は面積保持よりも自然保護地域の保全と悪化した生態系の復元が事業群の内容であるため、指標とのずれを起こしているといえる。</p> <p>自然環境の保全は面積のみで測れるものでなく、生態系の保全が確保されていることが重要である。当面、自然保護対象の地域の縮小を食い止めることは必要であるが、今後優れた生態系保全を示すサブデータの提示が可能になることが望ましい。</p> <p>・各事業は少ない予算で、水質浄化を図ったり、ヨシ・ササの侵入を除去することにより湿原保全がはかられた。PR効果が大きく、県民の認識も高く、期待も大きいものと判断される。</p> <p>事業群の有効性は長期の観察を要するので、水質データなどの提示が今後事業の有効性の判定に役立つのではないか。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
5	森林の適正な管理	民有林の人工林 間伐実行面積割合	B	2位	19.3%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、国との連携を図り、市町村・森林所有者等に対する補助制度の周知及び実施に際しての指導・助言を行うことである。健全な森林の育成を目指す目的からして、全てが施策目的を実現するために必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点であり、満足度60点以上の回答者も33%程度であることから、事業を一層推進し県民の満足度を高めていくということが課題である。政策評価指標「民有林の人工林間伐実行面積割合」はここ数年達成度は上向きの状況であったが、今回の現況値は、仮目標値を10.6ポイント下回った結果となった。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 豊かな森林づくり推進対策事業は、事業量・事業費は減少しているが、効率性は前回とさほど変化はない。くらしを守る森林整備対策事業は、前年度に対して事業量は増加し、事業費は減少しているが、コスト削減等に取り組み、効率性を高めている。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策への期待と充実感が不均衡であり、一層の間伐推進が必要である。 森林の持つ多面的機能を発揮させるためには、森林の適正な管理が必要である。事業1は、補助事業として森林所有者を支援し間伐等の事業を推進するとともに、森林の適正な管理を促すものである。事業2は、保安林の機能の維持増進を図るため県が直接事業を行うものであり、多面的機能増進に有効である。  【施策・事業の方向性】 森林を健全に育成するためには、事業の実施が不可欠である。 森林の有する多面的機能の高度発揮を図るため、「間伐等推進3ヶ年対策事業」を強力に推進していく。</p>
6	自然とふれあう場 や機会の提供	みどりとふれあえる 空間の面積(森林公園等の面積)	B	4位	13.4%	中	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】 本施策での県の役割は、計画に基づいて生活環境保全林整備事業・みやぎ未来の森整備事業の実施・森林公園内で観察会や森林林業について解説する人材の育成・自然観察会・地域づくりの支援を行っている。各事業は自然とふれあう場や機会の提供という目的に沿った事業である。特に「市民の川づくり支援事業」は、河川に関する様々な市民団体の活動や河川を題材とした総合学習の支援を実施することにより、貴重な自然環境である水辺空間にふれる場や機会を提供している。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は、50点と中程度であり、満足度60点以上と回答している割合が4割を超えていることから概ね有効と判断する。政策評価指標「みどりとふれあえる空間の面積(森林公園等の面積)」のこれまでの達成度は、生活環境保全林事業によるところが大きい。16年度以降の公共事業の縮減により、面積が増加できず、今後も厳しい状況である。 【事業群の効率性:課題有】 個々の事業については、必要な事業であり、政策評価指標の達成に寄与するものであるが、事業の性質上、成果指標が設定できず、活動による成果が見えないことや業績指標も一部設定できないことから事業の効率性については、課題有りと判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【施策・事業の方向性】 最近、森林セラピーなど、森林の持つ効能が見直され、県民の自然に対する関心は高くなっており、自然とふれあう機会や場を提供することが必要と考えられる。 みやぎ未来の森林整備事業(七ツ森地区)については、既存取得地の森林などを計画的に整備し、県民の学習・保健増進等に供することが必要である。また、早期に今後の利活用の方針を決定することが必要である。 生活環境保全林については、市町村と連携を図りながら計画的に事業を推進する。 河川事業については、自然とのふれあう場や機会の提供を行うために必要なソフト事業であり、今後とも事業の推進が必要である。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・事業群の目的については妥当性があると考えられる。しかし、その事業の成果を評価する事がなければ、関与が適切とは言いがたい。タイムラグがあっても成果指標となるものを提示できるよう調査すべきではないか。成果指標がなければ事業群の有効性や効率性などを判定できない。</p> <p>・県民の施策重視度が高く、満足度とのかい離は大きい。そのかい離の原因を明らかにし、かい離を小さくするための方策が採られるべきである。</p> <p>・事業群の有効性の判定について、満足度が低いことをもっと重く受けとめるべきではないか。課題ありが半分あるのに、概ね有効と判定しているが、甘い評価ではないか。</p> <p>・整備水準を示す指標としての間伐実行面積割合は今年度低下したが、気候により達成率が左右される指標で有効性を判定するのは問題があるので、工夫してほしい。</p> <p>・政策評価指標「民有林の人口林間伐材実行面積割合」は森林を守るために大切な作業を示している。その数値が民有人工林の適切な管理の一端を担うものであることは疑うまでもない。だからこそ、同時に適正な管理が民有人工林において行われているか否かを示すデータも必要である。</p> <p>結果としての間伐事業の有効性(すなわち、投入された事業費が、5年後、10年後、さらに後世に役立った事)を示すために、事業費を投入した山がその後どのようにになっているか、投入前や投入しなかった山と比べることの出来るデータを経時的・時系列で比較できるようにする必要があると考えられる。</p> <p>・森林の保全は重要であるが、その補助金の使い方を十分チェックすべきである。人工林に対する補助金の詳細なデータを示すことが重要ではないか。県のデータを少し整理すると、植林時に51.6万円/ha、間伐など12.6万円/ha、枝打ち12.5万円/haなどの補助金があり、これらが売却されるまで、どの程度の補助金が支給され、それによる収入がどのくらいなのかを把握することが必要である。それに対応する計画(CO2吸収、緑のダムなどの効果を明記して、森林税などの導入など)の検討が必要ではないか。</p> <p>・この事業によって人工林の生育環境が保全された状況を行政で調査するとともに、補助金を受けた林業の人々からの報告も検討すべきではないか。間伐などの補助金を交付するのみでなく、そのチェックもする必要がある。</p> <p>・間伐による下草・低木生育の水源涵養機能や土砂の流出機能の重要性が強調されているが、混交林造成についての検討も必要ではないか。税金を使う行政の説明責任をきっち果たすことにより県民からの理解も得られると考えられる。</p>
3	<p>・成果を示すデータなどが示されていないため、保養休養・レクリエーションの場として十分に有効性を発揮したかについては判定できない。また、これも判定できる内容ではないが、少額予算で適正に維持できているか疑問である。</p> <p>・政策評価指標「みどりとふれあえる空間の面積(森林公園等の面積)」は、公園の面積をこれからも増加させることは困難なうえ、行政の対応がこれとは異なったもの(公園等の維持管理整備などに注力している)なので、今後も検討すべきものと思われる。</p> <p>たとえば、利用者数、利用者の声分析など、自然とのふれあいを示すほかの指標の検討も必要ではないか。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
循環型社会の形成				重視度	満足度			
1	廃棄物の排出量の抑制	1日1人当たりごみ排出量	C	6位	10.2%	大	<p>【県関与・事業群設定:適切】                      本施策での県の役割は,県民,市町村,事業者に対して,廃棄物の排出抑制・再生利用に係る普及啓発及び支援を行うことである。循環型社会形成推進基本法をはじめ,各種リサイクル法等が整備・施行され,事業者並びに県民の意識が高まっており,適切な事業である。                      【事業群の有効性:おおむね有効】                      施策満足度は60(満足度60以上の割合:50.9%)と高く,これらの事業は有効であると考え。政策評価指標「一人一日当たりごみ排出量」は平成13年以降減少傾向にあり,全国平均の前後を推移しており,平成15年度は一時増加に転じたものの,平成16年度は減少した。政策評価指標「産業廃棄物排出量」についても若干増加したものの指標との目標の乖離はわずかであるが減少した。(なお,産業廃棄物排出量に係る目標値は,平成15年度を基準年として平成17年度に再設定し,排出抑制に一層努めることとしている。)目標値との乖離は大きく一層の施策の推進が必要と考えられるが,現状は目指す方向に進んでおり,概ね有効とする。また,産業廃棄物の排出量が平成15年度は全国的に増加し,一日一人当たりのごみ排出量は減少傾向にあるが,最終処分場の逼迫状況等から一層の排出抑制を行う必要がある。                      【事業群の効率性:おおむね効率的】                      評価指標は目標との乖離が見られるが,平成17年度は若干乖離が減少しており,業績指標・成果指標も改善方向で推移していることから概ね効率的に実施されていると考えられる。                      【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
		産業廃棄物排出量	C			拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】                      ごみ処理に関する主体である市町村の取組や,産業廃棄物処理に関する主体である事業者自らの取組を一層促進するための施策を充実・工夫する必要がある。                      市町村に対して,事業効率化の技術的支援やレベルアップ,情報提供等の支援を継続的かつ充実して行う必要がある。                      ごみ排出量は,個々人の意識の問題などで左右されるため,子どもから大人まで演劇・講習会・各種行事を通じて環境教育や普及啓発を行うことで,県民の意識を「ごみ問題」に向け,県民個々人の自主的な取組を促す。                      産業廃棄物排出量の削減についても,景気等により排出量は左右されるものの,排出企業や業界に対し,産学官が連携した技術的支援体制の整備や情報の提供,再生資源利用製品の普及や拡大等による廃棄物の再資源化の誘導をセットで推進する必要がある。従って,循環型社会を支える産業分野として不可欠なリサイクル産業の振興を図る事業や,リサイクルシステム等の基盤環境の整備事業を一層推進する必要がある。                      【施策・事業の方向性】                      環境負荷の少ない循環型社会を形成するためには,廃棄物の排出量を低減しながら再生利用率を高めることが緊急の課題である。県は,排出者自身による再資源化や廃棄物の資源としての流通を促進するとともに,リサイクル産業の集中的な配置やリサイクル施設の設置を支援する。                      県民の生活におけるごみの減量化は重要な課題であり,これまでの普及啓発活動の頻度や内容の拡大充実を図るとともに,制度の改善(条例,有料化)など,より効果的な施策の展開を研究・検討する。</p>	



行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・県民優先度の高い(2位)施策5「県民や民間団体などの自発的なリサイクル活動の促進」、4,5位だがい離度(30)の高い施策4「資源循環に配慮した企業活動の促進」、施策6「限りある資源の持続的な利用」に政策評価指標が設定されていない。今後の検討が必要である。</p> <p>・各施策で実施している事業がほとんど全ての施策に関連しており重複している。無理に関連事業を入れず、関連していても主たる施策に事業を分類・整理することも検討してはどうか。 現状の記載のままとするにしても、施策の中で重要な事業から順番に記載するなど工夫して欲しい。 また、関連他課との連携事業の場合は、その全体内容がわかるよう記載して欲しい。</p> <p>・施策1「廃棄物排出量の抑制」は、困難ではあるが意識的に働きかけていかなければならない。しかし、施策の内容はむしろ環境負荷低減をめざしているものであって、必ずしも量的抑制に適切に対応したものとは考えられない。また、県の重視度は高いが、県民優先度は低い。県民のニーズを分析して、施策と県民の考え方のずれを小さくする努力、および施策としての重視度順位の見直し、再編も検討すべきである。</p> <p>・各施策は政策目的に沿っており概ね妥当と思われる。県民重視度(80点)と満足度(60点)とのかい離も20とそう大きくない。 しかし、地域による満足度の差(たとえば、仙南地区での一般県民の満足度は50点と低い)からこのままの施策でよいか、改善する余地はないかなどが十分に解析されていない。地域にあった施策を検討する余地があると思われる。</p>
3	<p>・政策評価指標「1日1人当たりごみ排出量」は 施策目的に適い、社会・経済状態の現状把握としては良い指標であるが、事業には直接廃棄物排出抑制にかかわる事業がない。事業内容との対応からするとあまりに間接的との感が否めない。</p> <p>・一般・産業廃棄物の排出量の抑制についての県の具体的な対応が見られない。事業の多くは施策2のリサイクルに関する事業と思われる。</p> <p>・ごみの排出抑制やリサイクルは市町村が独自に計画を立て、実施している。県はそれらに対して指導ができればよいが、政令指定都市である仙台市も県内のそれ以外の市町村も含めて、目標を達成したかどうかを自己評価している。市町村と連携し協力して排出量抑制やリサイクルの目標達成のため努力しているとしているが、そのための事業を記載してはどうか。</p> <p>・事業の有効性については成果指標が事業番号1(ごみ減量化・リサイクル普及啓発演劇上演事業)、4(環境情報システム構築事業)を除き示されていない又は必ずしも有効性を示す指標でないため、明確に判断することはできない(たとえば、奨励金交付後の事業者の状況が提示されていないなど)。</p> <p>・間接的効果を期待した事業については、県のほか市町村の企業立地促進奨励金、工業立地促進資金融資制度や、企業立地促進貸付制度などの全体像が把握できるデータの提示が望まれる。 たとえば、エコファクトリー立地促進事業などについては、県は市町村の判断による申請にしたがって支援している。このようなケースでは、審査実態把握がさらに厳密に行われ、地域住民の理解の下、優良企業が選定されるよう県がより適切な関与を行うべきである。この点、県の現在の関与は改善の余地があると思われる。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
2	廃棄物の資源化 によるリサイクル	産業廃棄物再生 利用率	A	1位	35.4%			大
		ごみのリサイクル 率	B			拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 目標達成のためには、県民、事業者、行政それぞれが廃棄物のリサイクルに取り組んでいかなければならない。 施策群は、県民・事業者自らの事業活動によるごみの減量化・リサイクルを推進するもので、ごみ処理の主体である市町村の取組や産業廃棄物処理の主体である事業者自らの取組を促進したり、資源循環システム構築を支援する等継続的かつ広範囲に行う必要がある。 ごみ減量化のためには、県民個人々々を含む各排出主体の自主的な取組が重要であり、ごみリサイクルに重要な直接的な事業を実施する市町村に対して、事業効率化の技術的支援やレベルアップ、情報提供等の支援を継続的かつ充実して行う必要がある。また、廃棄物のリサイクルに係る取組は、個人々々の意識の問題などで左右されるため、子どもから大人まで演劇・講習会・各種行事を通じて環境教育や普及啓発を行うことで、県民の意識を「ごみ問題」に向け、県民個人々々の自主的な取組を促す。 ごみ及び産業廃棄物に係る事業群は、「循環型社会」へ向かう基盤となるものであり、行政がイニシアティブをとり推進すべきものである。</p> <p>【施策・事業の方向性】 環境負荷の少ない循環型社会を形成するためには、廃棄物の排出量を低減しながら再生利用率を高めることが緊急の課題である。 一般廃棄物に関しては、市町村の取組に対する支援・助成の充実についても検討する必要がある。 産業廃棄物に関しては、平成17年度から負担措置としての税と支援措置としての技術開発等に対する補助を導入している。これらを効果的に推進し、排出者自身による再資源化や廃棄物の資源としての流通を促進するためのシステム構築やリサイクル産業の集中的な配置等を支援するとともに、情報の提供や廃棄物の再生利用等を促進する。 これまでの普及啓発活動の頻度や内容の拡大充実を図るとともに、制度の改善(条例、有料化)支援など、より直接的かつ効果的な施策の展開を研究・検討する。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・産業廃棄物では、法律によって事業者自ら行うことになっているので、かなりのリサイクル率が達成できている。一方、一般廃棄物では目標に達していない。直接的にリサイクルを実施するのは市町村であるが、県の指導力を発揮する余地があると思われる。</p> <p>なお、一般廃棄物については、県と市町村との話し合いがあるとのことであるが、具体的に記述しないと評価の対象とはならないので、これらを事業に加えるなど検討して欲しい。</p> <p>・平成11年以来、政策評価指標(産業廃棄物再生利用率)現況値は仮目標値を上回っており、有効と認められる。しかし、全国的には産業廃棄物排出量が横ばいから減少傾向にある中、再生利用率は約5割で(直接再利用率21%)あり、宮城県における設定値を基準とした評価で、施策の有効性を測ってよいか問題である。</p> <p>また、宮城県における再利用率頭打ちの状況改善がどの方策により可能かを今年度施策の来年度における評価によって見つける必要がある。</p> <p>・政策評価指標「ごみのリサイクル率」の計算に仙台市分を入れているが、県の関わりが他の市町村と異なるので除外してはどうか。</p> <p>・事業番号6(畜産環境総合整備事業)、10(地域リサイクルエネルギー資源利用促進事業)、11(地域におけるバイオディーゼル利活用推進事業)に関しては成果指標が間接的なため、有効性は直接的には評価できないが、実施による効果がある程度期待される状況と思われる。</p> <p>・この施策に対する優先度の高い地域で、県民満足度が低い(たとえば仙南、仙台、気仙沼・本吉の一般県民および登米の市町村職員など)ことは、単に関心・意識の高低のみではなく、事業の実施との関連も検討されたい。</p> <p>・畜産環境事業、下水道・公共事業に関しては15.8億、50.8億円と大型事業である。本県の汚泥排出量が多いことから一定の成果が期待される。特定財源によるものであるならば財源による事業の明示と目標、年度計画明示によりさらに目標値達成への寄与を明らかにすることが可能であろう。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素				
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容		
				重視度	満足度					
				満足度(施策)						
		優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容					
3	廃棄物の適正処理の推進	不適正処分された産業廃棄物の残存量	…			3位	13.9%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】 本施策での県の役割は、県民、市町村、事業者に対して、廃棄物の適正処理に係る普及啓発及び支援を行うことである。循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等が整備・施行されたことに加え廃棄物処理法も改正により罰則が強化されたこと等により、排出事業者や処理業者の意識が高まっており、適切な事業となっている。 【事業群の有効性：おおむね有効】 施策満足度は55であり、事業の有効性が認められる結果となっている。政策評価指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」は平成17年度に指標を変更したため、評価できない。廃棄物処理法の罰則が強化されていること、また循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法等の整備・施行に伴う適正処理の推進が進んでおり、社会情勢と施策の目指す方向が一致している。 【事業群の効率性：おおむね効率的】 全体的には事業費の削減傾向の中で、前年度並みの業績指標が維持されていることから、効率的に事業が実施されているもの判断できる。平成17年度から変更した政策評価指標での判断はできないが、社会経済情勢及び事業費に対する業績指標から判断すると、事業群は「概ね効率的」であると判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
									維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するため、各事業を継続的かつ重点的に実施する必要があり、廃棄物の適正処理の推進は、県組織だけでなく市町村、県民を巻き込んだ総合的な取組や事業が必要である。 政策評価指標の目標値の達成は、排出事業者及び処理業者の意識によるところが大きい。行政が適正処理の推進に取り組む意義は大きい。</p> <p>【施策・事業の方向性】 環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、廃棄物の適正処理を推進することが必要不可欠である。 不法投棄対策としては、第一に、廃棄物処理制度についての普及・啓発活動及び事業者への指導により、未然に発生防止することが重要である。また、違反行為が発生した場合は、早期発見・早期対応により事態の拡大を防止するとともに、悪質な事案については厳格に対応することが必要である。さらに、現在の産業廃棄物の処理過程では、安い業者に廃棄物が流れて結果的に不法投棄・不適正処理につながるという構図があるため、このような構図を廃し、違反行為がなされない処理システムを構築していくとともに、優良な事業者の育成が求められる。</p>
4	資源循環に配慮した企業活動の促進			5位	10.6%	大				
5	県民や民間団体等の自発的なリサイクル活動の促進			2位	17.1%	大				
6	限りある資源の持続的な利用			4位	11.8%	中				



行政評価委員会政策評価部の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新指標は「不適正処分された産廃の残存量」としており、県の適正処理に対しての努力が分りやすくなった。しかし、村田町での100万トン以上の残存量を含んでいるので、具体的な対策の効果が分りにくいのでこれを別に記述しておくなどの工夫が必要である。</li> <li>・施策3の指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」は、当面の問題に対してはそれなりに評価できるが、次のような問題点があると思われる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>この指標は累積していた不法投棄産業廃棄物と新規の発生量の合計を見ていくものと考えられる。当面、累積量が多い場合には、年々これらに対し適正処理が行われることにより減少が見られるであろうが、新規発生のみとなった場合は有効な指標とはなりえないと考えられる。また、ほかの県や地域との比較や、事業により適正処理がどれ位推進されているか、未然防止効果はあったかなどの効果の評価にも結びつけられるようにするには、将来的には両者の絶対量合計をみるだけでなく、当該年度産業廃棄物に占める新規不適正処分産業廃棄物割合、現存産業廃棄物(不適正処理累積量 + 当該年度新規発生量)に占める不適正処理産業廃棄物率、その他の指標の可能性なども検討してゆく必要があると考えられる。</li> </ul> </li> <li>・政策評価指標「不適正処分された産業廃棄物の残存量」の全国残存量と県残存量の比較は無意味である。</li> <li>・不正処理予防・新規発生抑制強化のための直接的事業(事業8産業廃棄物適正処理監視指導員設置事業、事業10産業廃棄物処理システム健全化促進事業、事業11産業廃棄物不法投棄監視強化事業、事業13産業廃棄物処理事業者指導強化事業)はそれなりの有効性があると考えられる。更なる対応を推進されたい。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物などの県外からの移入、県内からの移出の把握は現在できない状況であるが、対応を検討する必要があると思われる。</li> <li>・補助事業の有効性については評価が困難である。事業後のフォローを一定年限後に行う必要がある。</li> <li>・廃棄物の適正処理には、何らかのトレーサビリティ機能を必要とする。このような機能を発揮させるためのシステム構築と予算化の推進が望ましい。</li> </ul> </li> </ul>

施策体系				県民満足度		評価原素			
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度				
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)					施策 評価
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容		
個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進				重視度	満足度				
1	特色ある学校づくり	総合学科等の新しいタイプの県立学校数	A	2位	18.7%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】 「県立学校整備推進事業」、「学校活性化プロポーザル事業」、「キャリア教育総合推進事業」、「学校評価支援事業」、「基礎学力向上事業」の対象は県立高校であり、設置者として主体的に実施すべき事業である。また、「中高一貫教育推進事業」、「学校活性化プロポーザルモデル事業」は市町村の区域を越えた広域的な検討を要したり、全県のモデル校として取り組む事業であることから県が中心的な役割を担う必要がある。各事業は、生徒の多様な能力、適性、ニーズに対応し、個性や能力を伸ばす教育を展開するという共通の目的を有しており、いずれも施策の実現に不可欠である。 【事業群の有効性:有効】 施策満足度は50点だったが、一定の効果はあったと考えられる。政策評価指標「総合学科等新しいタイプの県立学校数」は仮目標値を上回っている。「児童生徒の学習意欲・学習理解度(小・中学校)」中、学習状況調査における正答率60%以上の問題数の割合は小学校においては仮目標値を下回ったものの、中学校においては仮目標値を若干上回った。授業内容理解度は小学校・中学校とも仮目標値を上回り、予習・復習や学習への興味は小学校・中学校とも仮目標値を下回った。「進学達成率(高等学校)」は仮目標値を若干下回るものの、前年より0.3ポイントアップした。「外部評価実施学校(小・中・高)の割合」は仮目標値を17ポイント上回った。目標を達成している状況であり事業群の有効性が認められる。 【事業群の効率性:効率的】 政策評価指標の達成状況からは効率的と言える。新しい学校の設置については、事前に多額の費用を要するため単純に効率性を論じられないところがあるが、他の事業に関しては事業費を大幅に増やすことなく業績指標を上げることができている。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>	
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(小学校)(正答率60%以上の問題数の割合)	C						
		(授業が分かると答えた児童生徒の割合)	A						
		(平日に家庭等で学習時間(30分以上)を確保している児童生徒の割合)	B						
		児童生徒の学習意欲・学習理解度(中学校)(正答率60%以上の問題数の割合)	A						
		(授業が分かると答えた児童生徒の割合)	A						
		(平日に家庭等で学習時間(1時間以上)を確保している児童生徒の割合)	C						
		生徒の学習意欲・進学達成率(高等学校)(平日に家庭等での学習時間が2時間以上の生徒の割合)	B						
		(現役進学達成率の全国平均との乖離)	...						
		外部評価実施学校(小・中・高)の割合	A						
								維持	<p>【施策・事業の方向性】 特色ある学校づくりは、今回の学習指導要領の改訂の中で第4の柱として位置付けられており、社会情勢にかなった時宜を得たものである。 中高一貫校は、平成16年4月現在で全国に152校あるが、本県では、平成17年4月によろやく2校目が開校したところであり、全県の教育機会の均等化を図るため、早期に増設が必要である。また、多彩なカリキュラムを備えた総合学科等の新しいタイプの学校のさらなる増設が必要である。 学校活性化プロポーザル(モデル)校は、全国的にも注目を集めているが、事業終了に当たってそのノウハウを継承しさらにレベルアップした事業を新規に展開したい。 キャリア教育総合推進事業は、確実に活用が進んでいるのでさらに力を入れ、生徒の望ましい職業観の育成と進路意識の高揚に努めていく。 学校評価支援システムは、ソフトウェアにさらに改善を加え、平成18年度当初にシステムを県サーバーに移管し本格稼働させる。 学力向上については、小中学校においては児童生徒の学力の定着状況を継続的かつ的確に把握し、その結果を教員の資質向上及び授業改善に生かすとともに、家庭との連携を強化しながら家庭学習の充実を図るなど、具体的な取組の一層の推進を図る。また、高校においては学校ごとの数値目標を設定しており、機会を捉えて家庭学習の確保を指導していく。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	<p style="text-align: center;">政策評価</p> <hr/> <p style="text-align: center;">施策評価</p>
5	<p>・施策6と施策7は重複するところがあり、それをうまく統合すればよりよいと思われる。施策6と7は、この政策全体に影響を及ぼす施策だと考えられ、この施策をより具体的に実行していけば重視度と満足度のかい離は減少すると思われる。これらの施策は、現代の日本が求めている教育の根幹を担っている施策と思われる。</p> <p>・施策の設定は概ね妥当と思われるが、政策重視度と満足度のかい離が大きいのは、施策群の設定より、各事業群の有効性・効率性に課題があるからではないか。</p>
5	<p>・学習意欲・学習理解度あるいは進学達成率などを政策評価指標として設定しており、これを向上させようという政策への意気込みが感じられる。</p> <p>・政策評価指標「外部評価実施学校の割合」は、適切と思われる。</p> <p>・政策評価指標の「家庭での学習時間を確保している割合」を小学校、中学校、高等学校と比較してみた場合に中学校、高等学校で落ち込みが見られる。中学生、高校生に勉強させる手だてとして、県教委などが主導的に対策を打ち出さなければ、中学、高校の自学自習率は伸び悩むのではないか。</p> <p>・「早寝・早起き・朝ごはん」という生活の基礎基本づくりの上に、家庭学習の習慣づけのために行われている「家庭学習記録ノート」のような取組を加えていくことなどで、幼・小学生から高校生まで含めて、生活の基礎的なリズムを作るという観点からの教育の立て直しが必要ではないか。</p> <p>・職業専門高校に限らず、普通科でも職業人を呼んで、生徒に社会的視野を与え、進路探しをさせるような取組をもっと進めても良いのではないか。単に社会人講師の教える日数や時間数を増やせば良いというものではなく、それによって何を目指して何を成果とするかが大切で、専門教育だけでなく「自分探し」の観点をに入れてはどうか。</p> <p>・学校評価事業の「学校評価支援システム」について、小中学校の学校評価に活用できないのか。 例えば、学力テストの結果をグラフ集計する場合、各高校が近隣の小中学校からデータを預かり、データのインプットとグラフ等のプリントアウトを行うという協力関係が取れば、各校がテストの都度外部の業者に発注するよりは効率的かと思う。小中高連携の学力対策の契機にもなるのではないか。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
2	不登校児童生徒等への支援	不登校生徒の在籍者比率(出現率) 小学校	A	4位	11.2%			大
		不登校生徒の在籍者比率(出現率) 中学校	C			おおむね維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>施策満足度は50点である。不登校児童生徒の出現率は、小学校においては0.3%台で、全国の不登校児童生徒の出現率より低い。中学校においては、2.8%台で微増している。施策満足度が低いこと、出現率が下がらないこと、不登校等は特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるものではなく、どの児童生徒にも起こりうるものであることを考えると、今後とも未然防止のための事業に積極的に取り組むことが求められている。</p> <p>不登校の状況が継続することは、本人の進路や社会的な自立のために望ましいことではない。事業の設定に当たっては、不登校状態の解消に向けた取組についても充実させていく必要がある。事業群の有効性、効率性を今後高めていくためには、中学校スクールカウンセラー全校配置実現を含め総合的に事業を展開し、市町村教育委員会の不登校対策事業を支援していく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>不登校の未然防止及び早期解消のためには、悩みを抱えた児童生徒及び保護者への広範な相談体制の整備や、不登校児童生徒への学校復帰に向けた支援のほか、児童生徒一人一人が互いに認め合い、尊重し合いながら生活する環境づくりが求められている。そのためには、従来の相談体制整備や不登校児童生徒支援に加え、思いやりの気持ちなどを育む心の教育が不可欠である。</p> <p>平成19年度においても、道徳教育の充実など心の教育を図る「子どもの心すこやか育成事業」として展開し、相互の関連を図りながら総合的に不登校対策を進めていく。さらに、中1不登校出現率減少を目指すために、小中学校間連携はもちろんだら、学校・家庭・地域・関係機関等との一層の連携を深め、未然防止の観点から生徒指導総合対策事業を拡大し、不登校児童生徒の再登校への支援を進めていく。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・政策評価指標「不登校児童生徒の在籍者比率」はひとつの指標と考えられるが、不登校児童生徒への支援の施策が有効であったかを把握しきれないのではないか。不登校児童生徒への支援の効果を表す指標が求められていると思われる。</p> <p>・中学校1年生で不登校の発生が増加するのは全国的な傾向であるが、小学校までの児童と教員との人間関係のあり方と、中学校に入ってからの取り締まり的な生徒指導のあり方を含めた人間関係のあり方との違い、小中の学校文化の違いが一つ大きい要因なのではないかと思う。何らかの方策はとれないものなのか。</p> <p>・中学校・高校くらいになると、青年期教育という別の視点からの指導も必要となってくることから、部活動などを含めた様々なストレスが子ども達に加わるということはどうしても出てくる。小中学校のより日常的な交流によって、両者の文化を融合調和する方策を考える必要があるのではないかと。スクールカウンセラーを導入すると言っても、受け入れる側の教員の体質とのズレがあれば、生徒の側は違和感を持たざるを得ないのではないかと。</p> <p>・小学校までは成績による序列なども余り意識しないで過ごしていた子ども達が、中学校で急にそういった序列を意識せざるを得ないなど、人間関係の変化だけではなく、受け入れなければならないことも多く、厳しいと言えば厳しいが、子ども達にはそういう新しい青年期のステージに移っても生き抜いて欲しいと思う。しかし、そのステージの切り替わりの際にここまで課題が出ているのであれば、何らかの方策があっても良いのではないかと。例えば小中学校をつなく教員の交流、教科専門担当や課外活動などの交流がより細やかにあっても良いのではないかと感じる。</p> <p>・不登校児童生徒への支援に対する各事業の有効性や効率性をより鮮明にし、費用対効果がどのように表れているのか検討する必要があるのではないかと。</p> <p>・補助金削減を受けやすい施策のひとつと思われるので、県としてどのように位置づけるかが重要である。</p>



施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
3	障害児教育の充実	県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合	A	5位	5.6%		大	おおむね適切
						<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 県では、国の動向を踏まえながら、「障害児教育の充実」を目指し各事業を展開している。さらにこれを進めるため、基本理念を「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」とする「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、「特別支援教育」を推進することとあわせて、ノーマライゼーション社会の一層の推進を図るため、教育関係者のみならず、広く県民の理解を求めるとともに意識啓発を推進する。 [施策・事業の方向性] 少子化の進展で児童生徒数が減少する中で、盲・聾・養護学校の児童生徒数は僅かではあるが増加している。 次年度以降も「宮城県障害児教育将来構想」実現のため、施策の更なる拡大が必要である。 国においても「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を図る方向性が示されるなど、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた質的な充実も必要となっている。 教育関係者のみならず、広く県民の理解を求めるとともに意識啓発を推進し、ノーマライゼーション社会の一層の推進を図る。</p>		
4	私立学校教育の振興			7位	1.8%	大		
5	大学等高等教育の充実	県立大学卒業生の就職率	B	6位	5.4%	中	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:適切] 本施策での県の役割は国の指導の下、県立大学を設置・運営することである。事業内容は宮城大学に新たに食産業学部を設置することであり施策目的を実現するために必要である。 [事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度や政策評価指標「県立大学卒業生の就職率」からは宮城大学新学部設置事業の有効性を判断することはできないが、学生の教育・研究環境の向上を図るため、事業の継続は必要である。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標及び社会経済情勢データから効率性を確認できないが、事業は計画どおり実施されたので、おおむね効率的であると判断できる。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
								<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 宮城大学食産業学部は開学して2年目を迎えるが、まだ、一部で仮設校舎を暫定使用しているため、完成年次(平成20年度)まで施設面での不足が見込まれる。 [施策・事業の方向性] 宮城大学新学部設置事業では、現在、前年度に引き続き校舎等の整備を実施しており、平成18年度末で終了する予定である。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・文部科学省の特別支援教育の推進の有効性を障害児と健常児との交流の指標で測定するには、無理があると思われる。</p> <p>・障害児教育の充実を考えた場合、健常児との交流もひとつの指標であるが、教育現場で困っていることは、軽度発達障害児等の普通学級在籍児童生徒をどのように教育していくかではないか。この施策の充実を考えた場合、そのように施策を実行していく指標を打ち出すことが緊急の課題と思われる。</p> <p>・特殊教育から特別支援教育に移行する中で、現場の教員の対応はなかなか大変だと聞いている。必要な条件が整わないまま進めると、かえって特別支援教育がマイナスの方向に働いたり、事件・事故が起きる恐れもあるのではないかと。国の方針で人員の加配が十分でなく、校内の支援体制強化で対応しているとのことだが、そのような方法でやり通せば良いが、長く続けるには無理があるように感じられる。退職教員を活用するなどの方策は考えられないか。</p> <p>・市町村が、特別支援教育についてどこまで丁寧な対応を出来るかについては疑問もある。何らかの独自の方策を県教委で立て、それに則って進めないと、体制が整わない中で特別支援教育を進めることには、事故・事件が発生し、その結果学校は「やる気がない」といった批判にさらされるといった事態になりかねないのではないかと。</p> <p>・軽度発達障害児は、人口比4～5%と言われている。しかも普通学級に在籍することが多い。従来の障害児の概念では定義できないダークゾーンに在籍する児童生徒たちである。このような子どもをどう教育していくか、なんらかの施策が求められていると思われる。障害児教育の研修会等の事業があるが、教育現場にどれほどの効果があるか疑問である。しかも、このような子どもは現場では何らかの問題行動を起こすことが多く、教員の能力、その子の保護者や関わり合った子どもとその保護者たちへ対応できる教育の充実が求められている。</p>
4	<p>・政策評価指標「県立大学卒業生の就職率」について、全国的に見れば就職率が上向いている状況の中で、宮城大学に関しては今まで順調だった就職率が下がり、陰りが見えてきたようにも受け取れる。就職指導についてキャリア開発室の奮闘は感じられるが、さまざまな学生たちがいるわけで、その職業観などを内面からどう構築していくのが今後の課題ではないか。</p> <p>・卒業後に起業して活躍する人材が出ているということや、看護学部の就職状況の良さが、大学全体にも良い刺激を与えているように思える。しかしながら、大学の目指すべき方向性として、一つのステージが終わり、次のステージに向けてどうすべきかを検討する時期に来ているのではないかという感じもある。これはどのように認識されているのか、またどのように行政は対応しているのか。</p> <p>・新しい食産業学部では、「食文化の普及」の施策との連携が求められる。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
6	地域に開かれた 学校づくり	全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(小学校)	A	3位	14.5%			大
		全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(中学校)	A					
		全授業日数中、 社会人講師等が 教えている日数 の割合(高等学校)	A					
		10日以上授業公開日を設定している学校の割合(小学校)	A					
		10日以上授業公開日を設定している学校の割合(中学校)	B					
10日以上授業公開日を設定している学校の割合(高等学校)	A	維持	<p>【施策・事業の方向性】 開かれた学校づくりの必要性・重要性は、県民満足度調査の結果から認識できる。今後は、施策・事業について地域住民や県民の理解と支持を一層得られるよう、社会人活用や学校公開について情報提供に努めたり、事業内容を工夫していくことが必要と考える。</p>					



行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
5	<p>・施策の目的がはっきりしており、県の関与と事業の設定は妥当である。また、政策評価指標と施策の有効性が連動しており、妥当である。</p> <p>・ひところとは比較にならないほどに学校を開放し、順調に進めているにもかかわらず、県民にはあまり認識されていない。この認識のズレをどう考えるか。 学校評議員、特別非常勤講師などと言う形で、学校側も社会からの指導・助言を求めていると思うのだが、学校は閉じられたものであるというイメージが社会的に先行しており、取り組みについては余り認知されていないように思われる。</p> <p>・「地域学習支援センター設置事業」は人気が高い。これは県教委のヒット商品になりつつあるように思われる。 ひところ、図書館から受験勉強する人達が閉め出されるということもあったが、どんな形であれ、学習の習慣付けが重要だと思われ、やはり勉強しやすい条件の場を作れば、子ども達も変わってくる。ただ、ボランティアの手助けがなければ出来ないという側面もあるが「地域学習支援センター設置事業」で県立高校の校舎を利用するというのは面白い発想だった。 中国などでは、夜遅くまで学校が開放され、子ども達は好きなだけそこで学習できるようになっている。学習の習慣づけと言う意味では、塾とはまた違う、いつでも学習できる場を準備すれば、子ども達はやる気を出すのではないか。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
7	地域社会と学校教育との協働の推進	小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合	A	1位	41.0%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定：適切】 本施策での県の役割は、市町村及び各学区で、地域社会と学校教育の協働を推進するための環境整備と普及啓発である。地域と学校の協働について、取組の継続性や内容の深まりを考慮したとき、組織を位置づけた協働の奨励は施策目的にあっている。 【事業群の有効性：おおむね有効】 施策満足度は55点と低調だったが、政策評価指標「小・中学校における「学社連携・融合事業」の実施割合」は目標値を大きく上回った。各市町村、地域、学校が地域と学校の協働の趣旨を理解し実践に力をいれたものと考えられる。施策はおおむね有効だったと判断する。 【事業群の効率性：おおむね効率的】 政策評価指標は施策の目指す方向に推移しており、業績指標及び成果指標の増加の推移と相関が認められる。各事業は概ね効率的に実施されていると判定できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 学力・体力の低下、青少年の凶悪犯罪の増加、ニート・フリーター問題、不登校、いじめ、校内暴力、生活習慣の未定着、虐待等、子どもたちの教育をとりまく新たな教育課題が噴出する中、「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」を強力に進めなければならない。</p> <p>【施策・事業の方向性】 この政策に属する7つの施策の中で、県民の優先度は1位の41.0%と、2位の18.7%を大きく引き離しており、施策重視度も80点と高いことから、県民はこの施策の必要性をかなり感じている。 噴出する新たな教育課題には、もはや学校だけでは対応しきれない状況がなく、今まさに、家庭・地域と学校が協働して地域全体で教育活動を展開することが必要であり、この施策を強力に推進していかなければならない。 家庭・地域と学校が協働し地域全体で教育活動を展開していく「地域社会と学校教育との協働」を、県内全市町村、全学区に広めていくために、施策・事業を拡充していく。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
7	<p>・この施策は、地域社会と学校教育の連携を目指すものであり、県民から強く求められている施策と思われる。そのことは、満足度調査の結果からも、政策評価指標が仮目標値を大きく上回っていることにも表れている。狭い意味の知識教育だけではなく、人間教育の施策であり、その有効性は大きい。県民が求めている児童生徒の社会との協働に適切な事業展開をしている。事業群もきめ細かく検討されておりその有効性は大きいと思われる。</p> <p>・施策を構成する事業群の目的が明確であるので効率性が高い。</p> <p>・県民満足度調査結果を見ると、施策7の優先度が非常に高いというのは、従来の地域が崩壊していくことへの危機感、もう一度地域や学校を作り直していくことの必要性を感じる県民が非常に多いことを示しているのではないかと。安全・安心の問題も含めて、地域全体が疲弊し、崩壊し、地域の教育力も減退していく中で、地域と学校をどうにかして立て直すということを県民が待ち望んでいるのではないかと。</p> <p>・学校では様々な事件・事故が発生しており、「地域の安全性」に対する地域住民の協力を欲しているのではないかと。「安全・安心の地域づくり」はこの施策の3つ目の柱として据えられるのではないかと。実際には現在実施している事業もその意味を含んでいると思われる。</p> <p>・「みやぎらしい協働教育推進事業」の県レベルでの協働推進組織「みやぎらしい協働教育推進会議」のメンバーには安全・安心の面で関連があると思われる警察等が含まれていない。趣旨がずれる点はあるかも知れないが、「地域と学校との協働教育の推進」を県レベルでも大々的に進めるのであれば、安心・安全に関する取組までを想定した組織の再編もあり得るのではないかと。防犯協会など、他の組織と重複する部分はあるかと思うが、その点については整理の上検討願いたい。</p> <p>・従来は学校側のメリットに着目した取組が多かったが、「みやぎらしい協働教育推進事業」については、地域の方々が取組に参加することで自らの成長と発達につながるという生涯学習のサイクルでもある点が従来の取組と異なる点である。</p> <p>・「みやぎらしい協働教育推進事業」について、MAP(みやぎ・アドベンチャー・プログラム)では指導者養成を行っていたかと思うが、その取組とはつなげられないのか。</p> <p>・ニート・フリーター対策としても、青年期の教育が非常に影響が大きいと考えられ、協働教育が効果を有してくる可能性はある。生きることを実感しながらの学びが出来れば、単なる机上の教育とは子ども達の感じ方も変わってくると思う。</p> <p>・今の若い学生などと接すると、人のために役立ちたいという想いを強く持っていると感じる。そういった「場」を与えることで、いきいきと活動ができるようになるので、「13歳の社会へのかけ橋づくり事業」はぜひ成功させて欲しい。</p> <p>・現在は小中学校での取組であるが、高校でも同じような取組は出来ないものか。モデル校として1・2校でも良いので、よりダイナミックな取組ができるということを示して行ければ非常に良いと思う。小中学校は伝統的に地域に支えられているという面があるが、高校は地域と疎遠であることが多い。地域との協働教育といった事業を契機にして地域とつながる、県民大学の開放講座などを通じて地域とつながることを考えないと、次の時代の経営は厳しいのではないかと。</p> <p>・保護者が不安に思っている「子どもの安全」について、地域住民の協働をより進めていけば目に見える有効性が得られると思われる。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
生涯にわたって学び楽しめる環境の充実				重視度	満足度		おおむね適切	<p>【施策群設定:適切】 政策を実現するためには5施策全てが必要である。少子高齢化が進展している中、教育分野において生涯学習の重要性は今後さらに増していくと予想される。 【政策評価指標群:適切】 2指標ともに適切であり今後も継続する。また、重視すべき施策に指標が設定されている。 【施策群の有効性:おおむね有効】 政策全体の政策評価指標達成状況(A:1指標、B:1指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢からは「有効」とした。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
			70	50				
1	多様なニーズに対応した学習機会の提供	みやぎ県民大学受講者数(累計)	A	2位	29.8%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】 本施策について、「みやぎ県民大学事業」においては、「出前講座」をはじめ、市町村と共催して行う講座を増やすとともに、NPO法人等の民間法人に講座を委託する「自主企画講座」を充実させるなど、連携・協力を推進する取り組みに努めている。また、政策評価指標「みやぎ県民大学受講者数」(累計)については、49,288人となり、目標値(49,000人)を達成している。「公立図書館における図書館資料貸出数」については、3.7冊で目標値(3.8冊)を達成出来なかった。このことは、目標がチャレンジ的目標値であり、公立図書館数が増えないと実現がかなり難しい目標としたためである。その他、個々の事業の業績指標や成果指標の数値は順調に推移しており、事業については概ね有効と認められる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標の推移と業績指標・成果指標との相関が認められ、各事業の効率性指標も高くなっていることから、事業はおおむね効率的に実施されているものと判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		公立図書館における図書資料貸出数(県民一人当たり)	B					
2	地域の主体的な生涯学習を支援する人材の育成			3位	17.6%	大		
3	行政、大学及びNPO等生涯学習に関わる様々な機関・団体のネットワーク化			5位	6.5%	中		
4	生涯学習を支援する関連施設の整備・充実			1位	31.3%	大		
5	生涯学習に関する様々な情報提供システムの充実			4位	13.8%	中		

行政評価委員会政策評価部の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
5	<p>・基本票の県民満足度分析カードから何らかの仮説が立てられないだろうか。圏域別、男女別、年齢別に分析して今後の対策をよりよいに立ててはどうか。</p>
5	<p>・各事業において高等学校や団体(NPO)等の協力を得て事業の展開をしており、県関与の適切性と事業群の妥当性は妥当である。</p> <p>・「みやぎ県民大学推進事業」について、平成17年度は平成16年度と比較して事業費が約2/3程度に減額されているが、主催事業会場数は逆に増加している。予算減額の中でも、開催回数を減らさないなどの努力をしていることが確認できた。</p> <p>・みやぎ県民大学の受講生のニーズは多様化していると思われるが、概ねそのニーズに対応していると思われる。</p> <p>・政策評価指標の「みやぎ県民大学受講者数」と「公立図書館における図書資料貸出数」の目標設定が右肩上がりとなっているが、現実的に達成が困難になるのではないかと。実態に即したより適切な指標を検討してはどうか。</p> <p>・政策評価指標について、設定している目標値が妥当であるかどうかを判断できるデータはないか。例えば読書率の全国値との比較で目標値を設定するなど、全国レベルで比較できる指標があれば良いと思う。 そうすることで、学校と連携して読書活動を展開するなど、実績を上げるための努力につながると良いと思う。</p> <p>・政策評価指標「公立図書館資料貸出数」は、新しい図書館が3つできたのにも関わらず期待したほどの伸び率が見られない。このことは新しい図書館を作れば、貸し出し数が伸びることを意味していない。利用者という「受け身の指標」なので施策の有効性を計りにくい面がある。</p> <p>5 ・政策評価指標「公立図書館図書資料貸出数」は、公民館の図書の貸し出し数が反映されていない。公民館の利用者数と貸し出し数の関係を政策評価指標とすることも可能ではないか。</p> <p>・みやぎ県民大学の受講者数の分析や図書館の利用者数の分析をすることで新たな政策評価指標設定の可能性が生まれるのではないかと。</p> <p>・指標「公立図書館における図書資料貸出数」が伸び悩んでおり、県図書館の施設を充実するという手法もあると思うが、市町村に対し何らかの支援を行う手法も考えられる。各市町村が図書館を設置する呼び水となるような施策はないものなのか。打開策としてすぐ思いつくのは補助金であるが、図書館の設置率が低い宮城県として打てる手はないのか。図書館づくりのよい事例を他市町村にも提供し刺激を与えることで、市町村同士がサービスを競うような形が望ましい。</p> <p>・高校の学校図書館と県図書館をつないだネットワーク貸出を試験的に実施(現在は高校の生徒のみが対象)しているが、今後地域に開放できるようになれば、図書館のない地域の住民も利用出来る可能性が出てくる。難しいかもしれないが、利便性からすればさらに身近な小学校図書室と連携出来ればよい。</p> <p>・「みやぎ県民大学推進事業」での高等学校開放講座の集客力は悪いのか。それぞれの高等学校がもう少しその気になるといいと思う。また、教員にとっても交際幅が広がり職能成長にもいいのではないだろうか。</p> <p>・「みやぎ県民大学推進事業」で、単位を取得し、資格試験などにパスした人を何らかの形で認定し、生涯学習のリーダーとして活用していくことは考えられる。他県で採用している「生涯学習指導者」といった資格制度を設けるなど、何らかのシステムが必要かと思われる。</p>



施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
地域の誇りとなる文化・芸術の保存や振興				70	50		おおむね適切	<p><b>【施策群設定:適切】</b>                      県民が日頃行っている創作活動や表現活動、美術や演劇などの文化・芸術活動に親しむための環境づくりなど政策目標に合った施策であり、政策目的に合致する。県民満足度調査の結果、重視度は高く、文化の重要性に関心が集まっている現れとみることができる一方で、満足度は低い。性別・年齢別等でもあまり差異は見られない。これは、これまでの事業の積み上げの中で、目標が段階的に高度化するとと思われること、また、県民が多様なライフスタイルを指向することから、多岐にわたる需要に発展していくものと考えられる。</p> <p>ライフスタイルの変化やいわゆる団塊の世代の人材の現役引退等により、県民の行う文化・芸術活動も今後ニーズが増え、多様化することが予想され、文化芸術活動にふれる機会や活動の発表の場を設けることにより、県内の活動が飛躍的に拡大することが期待される。</p> <p><b>【政策評価指標群:おおむね適切】</b>                      各個人の多様な価値観や満足度が反映されるような指標を検討する必要もあると思われるが、施策の性格上、短期的には県民満足度調査に反映しにくい面や、施策を支える事業の工夫次第で県民満足度調査に今後どのように反映されるのか、推移を見る必要があると思われるので、しばらくは、事業内容の工夫を図るなど、事業推進に力を注ぎ、状況を見極めたい。なお、重視すべき施策には殆ど指標が設定されている。</p> <p><b>【施策群の有効性:おおむね有効】</b>                      政策全体の政策評価指標達成状況(B:2指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「課題有」、社会経済情勢から「おおむね有効」と判定した。  <b>【総括】</b>上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	文化財、伝統文化の保存・継承・活用			1位	37.6%	大		
2	美術や演劇など文化・芸術活動に親しむための環境づくり	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)	B	2位	25.1%	大	おおむね適切	<p><b>【関与・事業群設定:おおむね適切】</b>                      本施策での県の役割は、文化芸術振興ビジョンに基づく県内の総合的な施策の策定・実施、全国的な団体との連絡調整である。県民より多くの人々が文化芸術に接する機会を得た。</p> <p><b>【事業群の有効性:おおむね有効】</b>                      満足度(中央値)は、50点と中位だが、同60点以上の回答が43.7%と低位なため、満足度を高める点で課題がある。政策評価指標達成状況「県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数」は、平成17年の仮目標値をほぼ達成した。</p> <p>また、平成15年内閣府世論調査によると、日常生活の中で、優れた文化芸術を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりすることは、大切だと思うが聞いたところ、「大切だ」とする者の割合が86.2%で、平成8年の前回調査の92.1%からは低下しているが、大切だと考えている国民が大多数だった。以上のことから概ね有効と判断するが、価値観の多様化により、県民の文化・芸術活動への取り組み方も高度化・多様化しており、事業の展開についてはそのような状況に対応していく必要がある。</p> <p><b>【事業群の効率性:おおむね効率的】</b>                      事業が定着し県民の支持を得た結果、入場者数が増加している状況から、その成果が政策評価指標に現れているものと思われる。費用対効果において高い効率性が認められる。各事業は効率的に実施されており、入場者数等の増につながった。事業群は施策の目標に対して概ね効率的であると思われる。</p> <p><b>【総括】</b>上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
						拡充	<p><b>【評価結果から抽出される課題と対応策】</b>                      県民満足度調査結果では、施策満足度が50、施策重視度が70と、かい離が大きい。県民の文化芸術振興事業に対する期待が高度化しており、県として芸術文化への一層の積極的な取組が必要である。</p> <p><b>【施策・事業の方向性】</b>                      住民との協働による行政運営を目指す県や市町村にとって、地域社会の活性化が課題となっている。地域の祭礼、伝統行事、住民の地域に根付いた創作活動等は、地域住民の結びつきを強め、地域間交流を生み出すものであることから、本県においては、文化芸術の力で地域社会を活性化させる必要がある。</p> <p>次年度は、地域文化及び県民の文化芸術活動の持つ力をそれぞれの地域の活性化につなげるために、教育分野、観光分野等他分野においても文化を念頭に置いた施策を、これまで実施してきた事業に加え、さらに推進していく必要がある(例えば、子どもの文化芸術活動を活かした地域づくり、文化芸術を活かした産業、観光による地域づくり、文化芸術施設等を核とした地域づくりなど)。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・施策2,3の目的が違うのに、政策評価指標が同じなので、政策評価指標で何を測定するのか不明瞭になってしまう。入場者数と参加者数は、数の意味が違うのでそれを区別した指標を検討するべきではないか。</p> <p>・政策評価指標の目標値の設定が右肩上がりだが、現実的には達成困難な目標なのではないか。設定された目標値を全国レベルや世界レベルなどと比較するなどして、目標設定の根拠を示して欲しい。</p> <p>・団塊の世代の大量退職により生じてくる人々が、地域社会でも自立した生活ができるようにしていく取り組みも必要ではないか。多少自分のお金を出しても、文化的取り組みとして、自分の絵の展覧会を開催したいという人も出てくるかも知れない。この種のをうまくとりこんで、個にとどまらず、「子ども」や「地域」をキーワードに広く文化的活動を企画してもらい、そのような場合には県も支援するという方法も考えられる。ぜひそのような事業を実現して欲しい。</p> <p>・団塊の世代が大量に退職する2007年問題に対して、何か積極的な構想があってもよいのではないか。例えば、食文化の企画が今年で終わりであるが、この種の企画か、市民手作りの芸術活動とか、次の時代の市民文化を創っていくような企画がほしい。</p>
3	<p>・政策評価指標「県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数」については、右肩上がりの目標設定が現実的かどうかという観点と、文化芸術の振興を測る指標として適切かどうかという観点から、修正を検討してほしい。</p> <p>・県民のニーズに合ったイベントを行う企画力が、指標の増加と今後の施策の有効性の鍵を握るのではないか。施設内部の者の知恵だけで進めようとしても限界があるのではないか。若い人々にメンバーに入ってもらい、意見を述べてもらうという取り組みも必要ではないか。</p>



施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
3	県民が行う創作活動や表現活動への支援	県立文化施設への入場者数と芸術文化事業への参加者数(主催事業参加者数)	B	4位	9.7%		大	おおむね適切
				維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>県民満足度調査結果では、施策満足度が50点で、施策重視度とのかい離が20点と大きい。県民の文化芸術振興事業に対する期待が高度化しており、県として芸術文化への一層の積極的な取組が必要である。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>住民との協働による行政運営を目指す県や市町村にとって、地域社会の活性化が課題となっている。県民参加の文化祭等による地域活性化という形で施策を展開して、地域社会の活力を再生する必要がある。</p> <p>次年度は、地域文化及び県民の文化芸術活動の持つ力をそれぞれの地域の活性化につなげるために、引き続き芸術協会など県内文化団体の文化活動への支援を継続していく。</p>			
4	食文化等の生活文化の保存・継承・活用	食文化の醸成に取り組む市町村の割合	B	3位	16.6%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定: おおむね適切]</p> <p>本施策での県の役割は、県内市町村の取組への支援である。事業は地道であるが施策目的を着実に踏まえた事業である。</p> <p>[事業群の有効性: 課題有]</p> <p>満足度(中央値)は、55点と中位だが、同60点以上の回答が43.6%と低位なため、満足度を高める点で課題がある。政策評価指標「食文化の醸成に取り組む市町村の割合」は仮目標値に達しなかった。他市町村への広報がさらに必要であると思われる、今後これまでの成果を情報発信することにより波及効果を図っていく。</p> <p>業績指標・成果指標が増加せず、課題がある。</p> <p>[事業群の効率性: 課題有]</p> <p>政策評価指標の推移では増加傾向が止まっており、課題がある。効率性を確認することはできない。</p> <p>[総括] 上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
				縮小	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>社会経済情勢等からこの取組の必要性に対する認識が高まってきており、国や市町村、地域有志等により類似の取組がそれぞれに行われるようになってきている。しかし、事業内容は類似しているが、施策目的は伝統的生活文化の保存、地場農産物の消費拡大、自律的・健康的な食生活運営能力の向上と様々である。しかも取組に当たっては多様な手法があることから、相互の関連性の確保や役割分担の明確化はなされていない状況にある。</p> <p>「事業」としての有意性、有効性は明白ではあるものの、類似の取組が各組織においてばらばらに行われていることから、現場では少なからず混乱が生じている。</p> <p>そのため、県全体の視野に立った、施策レベルでの分類及び総合化が必要なものと思われる。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>食文化をメインとした予算事業の取組は終了して、18年度以降はこれまでのモデル市町村での取組成果を庁内の産業経済や教育分野での食育の総合的な取組の中に取り入れていってもらう。</p> <p>これまでのモデル市町村での取組成果を踏まえたアドバイス等をしていき、その波及効果を図る。</p>			
5	文化・芸術活動を創造・先導する人材の育成			5位	7.4%	中		
6	海外との文化交流等の推進			6位	3.2%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・政策評価指標について、県民に「親しんでもらう、観てもらい、聴いてもらう」ことを主たる目的としている施策2と同一の指標としているが、施策3は目的からしても、主体的に自ら文化芸術活動に取り組んでいる人の人数などを指標とするのが望ましいのではないかと。</p> <p>・記載内容からは、新しい文化芸術の動きへの支援が何もしなされていないように受け取られるが、県は財団法人宮城県文化振興財団を通じて、県民のサークル活動への支援助成費を支出している。 県からの直接補助ではなく、財団を通じての間接補助のため、基本票には記載されないということなのだろうが、県のこの施策に対する取組内容がもっと見えるように、県民への文化芸術活動への支援の状況についても示して欲しい。</p> <p>・「宮城県芸術祭」の事業費は、既成団体への助成金ということだが、何か今までにない新しい活動をしたいと考える人に支援することはできないか。</p>
3	<p>・政策評価指標「食文化の醸成に取り組む市町村の割合」は「市町村の割合」を指数に取っているため、きめの細かい分析ができにくく、施策の有効性が性格に反映されていない可能性がある。そのためこの施策で取り組んだ事業は、実態はより大きな波及効果があると思われ、指標とのかい離が生じているのではないかと。 市町村単位ではなく、「企画数と参加者数」を指標とすれば参考になるのではないかと。</p> <p>・ようやく「食育」の重要性が認知され、県教委でも「早寝・早起き・朝ごはん」というキャッチフレーズで、生活のリズムを作ることで成績向上につなげようという取り組みを始めるなど、食育の基本に戻ろうということをやっている。これまでの事業の積み重ねを花も実もあるようにつなげたいところである。</p> <p>・教育委員会では地域と学校の連携プランが進められており、こちらの事業では食育を通じて学校・地域・家庭の関係を再構築しようということであれば、ぜひ協力関係を持って強力に進めて欲しい。各地域で行われている「点」の取り組みを「線」に結び取り組みを県の部局横断では行って欲しい。</p> <p>・施策の県民満足度が55点、県民の評価はそれほど低くない。分かりやすい取り組みであるためなのか。「みやぎ食育の里づくり事業」が終了するのは惜しい気もする。観念的な事業とは違って、県民自ら嬉々として参加しているように見える。</p> <p>・政策26全体にも関わることだが、団塊の世代がこれから大量退職を迎えることになる。食育の観点から見て、この世代の男性向けの料理教室の開催など、食の面でいかに自立させるかというのも重要ではないか。「誰かに作ってもらわなければ食べられない」のではなく、「自分の食事は自分で作る」ということで、生活の可能性を広げるというのは大切だと思う。</p> <p>・災害が発生した場合にも、平日頃から「ものの食べ方」を訓練等で学んでいれば安心である。各地域で、年に1回でも「炊き出し」のような行事があれば子どもの生きる力もつくのではないかと。今後食育を進める健康対策課で行うのか、防災担当課で行うのかといった問題はありますが、ここまでつないできたものをさらにつなげて行って欲しい。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
				重視度	満足度	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
新しい時代を担う産業人の育成				70	50			
1	農林水産業の発展を担う人材の育成	意欲ある農林漁業者・経営体数・認定農業者数	A	1位	38.1%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、農林水産業の組織活動支援や青年農業者育成センターと一体的な活動を行い、農林水産業者の育成支援を図ることである。競争力のある優れた経営体の育成や、農林水産業の後継者育成を進めるなどの共通の目的を有しており、全て施策目的を実現するために必要な事業である。 [事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度は50点であり、満足度60点以上の割合も40%以下であり、効果の発現に時間を要するため県民の実感に繋がっていないと考えられ、今後より多くの県民の満足度を高めていくという点では課題が残る。政策評価指標「新規農林水産業就業者数」は改善傾向にあるが、平成16年度目標にはやや遠い状況である。一方、「認定農業者数」「専業的漁業経営体数の割合」の達成度はAである。また、青年農業者育成センターと一体的に行っている就農相談会での就農相談件数はH15が59件、H16が74件、H17が55件と横ばい傾向であるが、新規就農候補者や認定就農者は増加傾向にあり、事業が適切に設定されている。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標は目的を達成し、多くの業績指標や成果指標はほぼ堅調に推移していることから、おおむね効率的だと判断される。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		意欲ある農林漁業者・経営体数・認定林業事業体数	B					
		意欲ある農林漁業者・経営体数・専業的漁業経営体数の割合	A					
		意欲ある農林漁業者・経営体数・新規農林水産業就業者数	B					
2	製造業等の発展を担う人材の育成	技能検定合格者数(累計)	A	3位	12.3%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、国の計画に基づき、県職業能力開発計画を策定し、県立高等技術専門校で職業訓練を実施するほか事業主等の行う認定職業訓練を支援することである。製造業等の発展を担う人材の育成のためには、労働者自らの職業能力の向上を図ることが必要であり、新たな技能・技術の習得や向上のため企業の職業訓練を支援することは適切である。 [事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度が50点と低いため、施策の効果を確認することはできない。政策評価指標「技能検定合格者数(累計)」は平成16年度に引き続き受験者数が多く、目標を達成できた。また、事業所・企業統計調査では平成8年から平成13年、平成16年と事業所数、従業員数とも減少傾向にある。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 事業費が減少する中で、業績を堅調に確保しており、概ね効率的と判断できる。政策評価指標も堅調に推移し目標を達成していることから、概ね効率的と判断できる。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策1の政策評価指標は「認定農業者数」に偏っており、これは必ずしも農林水産業全体の人材育成の成果をあらわすものではない。他の産業も含めて、それぞれの産業人の育成達成度をあらわす政策評価指標の設定を工夫してほしい。</li> <li>・施策5「人材育成に必要な指導者の育成」については、県民の優先度も2位と高いので、政策評価指標の設定を検討してみてもどうか。</li> <li>・全体として県側の育成体制が産業界の変化やスピードに適切に対応できていない面が散見される。今後さらに、産業界と提携したり、産業界を幅広く巻き込んだ外部資源活用型の能力開発方法を大胆に推進する必要がある。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標の「新規農林水産業就業者数」は目標と実績がかい離している。業界の疲弊を反映しているものと思われるが重要な分野であり、一層の取組が必要である。</li> <li>・政策評価指標「新規農林水産業就業者数」については、各分野の内訳数も併記してほしい。</li> <li>・「専門的漁業経営体数」の政策評価指標分析カードで指摘されているように、「専門的漁業経営体数の割合」は指標として漁業の実態を正しく反映しておらず、注意して利用する必要がある。</li> <li>・農林水産業の振興は重要な位置を占めているが、その基本をなす人材育成が魅力に乏しい。一部積極的な取組みもあるが、全体的には関係課が多く何に力を入れているのかわからない。具体的かつ重点的な施策が望まれる。</li> <li>・農業実践大学校における教育は農業経営者のリーダーを育成するために質の向上が望まれる。</li> <li>・新規農林水産就業者数の増加については課題が多く、より体系立った取組が必要と考えられる。特に新規農業就業者については、農業出身者と非出身者に分けて具体的な施策のあり方を検討するとともに、農業実践大学校のカリキュラムや研究内容についても、さらに工夫を加えて欲しい。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の有効性を判断する社会経済情勢データとして使用している製造業事業所数や従業員数は、今後も大幅に増加させていくことは難しいと考えられるので、有効性についての別の判断基準が必要と思われる。</li> <li>・高等技術専門校における科目間の人気にばらつきが大きく、時代のニーズにあうように定員の見直しやカリキュラムの検討等が必要である。</li> <li>・産業技術総合センターにおける人材育成研修はテーマが時代の要請にあっており、企業での成果が期待される。</li> <li>・産業界のニーズにマッチし、企業の実態からかい離しない能力開発をさらに進めていく必要がある。そのためには企業と連携し、巻き込んだ能力開発の方法をさらに推進してほしい。</li> </ul>



施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)			
3	商業・サービス業の発展を担う人材の育成	商業・サービス業の人材育成につながる事業への参加者数等(研修受講者数等)	A	5位	7.8%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、国と適切な役割分担の下、中小企業関係団体等を積極的に活用し、効果的な人材育成事業、中小企業支援センターや中小企業関係団体への財源的支援・地域商業活力創造事業(若手マネージャー等実践研修事業)を実施することである。県内商業界の中核を担う中小小売・サービス業を営む経営者等の管理能力の向上、地域の商業リーダーとなる人材の育成、受講者派遣企業の業績の向上を目的とするものであり、施策目的を実現するために必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度50点と平均的な値であるが、満足度60点以上の割合が35.0%と平均値以下である。政策評価指標「商業・サービス業の人材育成につながる事業への参加者数等(研修受講者数等)」は、経済情勢が厳しい中でも、研修関係の予算がある程度確保されている状況であり、好評なもの枠は、伸びている。今年度、平成22年度の目標については、上記を踏まえ、平成17年度の数字を参考に目標値を増やす方向で検討する。目標を達成していることから有効と判定できる。また、平成16年度商業統計調査結果で見ると、事業所数31,717事業所(前回比 3.1%)、従業員数228,037人(前回比 3.7%)、年間商品販売額10兆2432億円(前回比 6.3%)となっており経営環境は厳しい状況である。地域の商業リーダーとなる人材の育成は必要である。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>政策評価指標各種データは、施策の目指す方向に概ね進んでおり、効率性指標も向上している。施策の目的に対して効率的に実施されていると判断される。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>社会経済情勢の変化に対応した、各産業分野の人材育成を推進する必要がある。</p> <p>地域商業の発展や活性化を図るために、地域活性化の中心的役割を担う中小商業・サービス業者への研修事業を提供することは有効であるので、効率化を図り引き続き支援していく。</p> <p>各研修担当機関(国、県、民間団体)の役割分担や事業間に重複はないものの、各機関の連携と協力を図り、研修受講者(商業・サービス業者)への研修内容の充実、有効性の確保及び効率的な事業運営が求められていることから、支援機関間の連絡調整機能の強化を推進していく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>施策重視度は70点だが、この政策の中での県民の優先度は最も低い。さらに、有識者(市町村職員)の優先度では、登米、石巻圏域で0%となっており、この施策の認知度を高めることも必要である。</p> <p>各支援機関が実施する事業については、事業開始以来、受講者の評価が高いことから引き続き取り組む。</p> <p>なお一層の研修内容の充実、有効性の確保及び効率的な事業運営に努めるため、他の支援機関との連携・協力体制の整備を進める。</p> <p>低迷する地域中小商業・サービス業の振興の推進役となるリーダーの育成事業の必要性及び有効性は認められているので、各市町村への施策の広報等を行うとともに、引き続き県民及び事業参加者のニーズの把握に努め、支援内容の充実を図る。</p>
4	IT(情報技術)等社会経済の変化に対応した人材の育成	情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数	B	4位	9.2%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】</p> <p>本施策での県の役割は、ITコーディネーター等の企業訪問、経営者向けセミナーの開催である。県内の人材育成に向け県が主体に行っているものであり、適切である。</p> <p>経営者がIT知識を有する人材を確保するために、県が施策を設定し、かつ浸透させることは適切である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>満足度は50点と「やや不満」であるが、満足度60点以上の回答者の割合も40%程度あることから、事業の有効性がある程度認められる。政策評価指標「情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数」は平成17年度の専門家の派遣を受けた中小企業数は21社であるが、目標値を下回ってしまったが、達成割合としては約92%となっている。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>業績指標・成果指標及び事業費に対する業績指標の割合は、施策の目指す方向に進んでおり、全体としては一定の効率性は確保されていると思われる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【施策・事業の方向性】</p> <p>この施策の事業等によりIT(情報技術)を活用する中小企業は増えたが、企業間でのIT格差が拡大してきていることから、支援内容を企業のニーズに合わせてながら事業を継続していく必要がある。</p> <p>企業の需要に応じ、また需要を掘り起こし、事業を継続する。企業のIT格差は拡大しているが、中位以下のレベルの企業を主な対象に設定し、広く対応していく。</p>
5	人材育成に必要な指導者の育成			2位	31.6%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街のコミュニティ機能を充実させ、商業者だけでなく住民が幅広く参加できる拠点をつくる施策を推進して欲しい。</li> <li>・商工会議所・商工会の指導員の資質向上が極めて重要であり、県としてそのための支援を強化する必要がある。</li> <li>・事業環境は厳しく、経営者の意識改革が必要である。若手マネージャ研修で大手スーパー等への派遣を実施しているのは適切である。このような研修をもっと増やしていくことが望ましい。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家派遣事業のIT活用経営革新支援事業はITを活用して経営革新を行う事を狙ったものであり、人材育成を主目的としていない。産業技術センター等において行っているIT系研修事業の方がよりこの施策に近い事業ではないか。</li> <li>・「情報技術活用による経営革新をめざして専門家の派遣を受けた中小企業数」は達成度Bではあるが、これは派遣内容の見直しによるものであり、支援の実態については一定の評価ができる。</li> <li>・派遣や支援の内容がますますITそのものにとどまらず、それを戦略や経営と一体化したものと変化しているため、チームでの対応や経営者の経営ビジョンを明らかにしながら、ITを効果的に活用していくよう施策の体系を見直していくが必要になっている。</li> </ul>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
高度な産業技術の普及推進				重視度	満足度			適切
1	普及活動を推進する専門的技術者の養成			1位	32.9%	中		
2	普及を推進する施設の整備			3位	14.5%	中		
3	早く確実な技術移転			5位	10.3%	中		
4	技術に関する情報の迅速な提供			6位	9.8%	中		
5	各産業分野の課題やニーズの適切な把握			2位	20.1%	中		
6	産学官連携による技術の普及	先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数	A	4位	11.0%	大	適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策で県は、国の支援策等を活用しながら事業を推進し、中でも、産業技術総合センターは、技術面での企業支援、大学等との連携を推進し、基盤技術高度化センターを設立した。また、平成18年3月に策定した「みやぎ知的財産活用推進方策」を推進していくこととしている。施策目的は、産学官連携による技術の普及であり、目的に沿ったものである。生産のグローバル化が進む中、国内生産は高度な技術分野や付加価値の高い技術分野と、かなり限定的になってきている。国内では、産業振興の地域間競争が活発になってきており、知的財産の活用も重要になっている。新技術、高度技術の企業への普及は、県としても積極的に取り組むべき分野であり、企業と大学等との連携を進めるこの事業は、時流に適した事業である。</p> <p>【事業群の有効性:有効】 事業としては平成17年度から開始された。これまでは、関連事業に付随し非予算的に政策評価指標と同様の目標のもと実施してきた。満足度は52.5点、満足度60点以上の回答者の割合は44.3%であり、それぞれの平均「51.1点」「39.4%」を上回っており、概ね有効と判断する。政策評価指標「先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会等)数」は企業ニーズとしても産学連携による技術移転・技術開発に関する要望が高いため、目標として設定した数値を上回る結果となっているもので、有効と判断する。</p> <p>【事業群の効率性:効率的】 政策評価指標や社会経済情勢のデータ等の推移と、業績指標と成果指標の推移からは判断が不能であるが、平成17年度から指標設定し、初年度の実績から目標を上回っており、その点で効率的と判断した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するために、今後も重点的に事業を実施していく必要がある。 妥当性、有効性、効率性については、政策目標、施策目標に合致した事業を実施するものであり、今後、知的財産の創造・活用・保護を含め、重点的に事業を実施していく必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】 MEMS等マイクロテクノロジー産業の地元定着・集積と自動車関連産業の集積による、地域産業のクラスターの展開を推進しているが、そのためには、県内の中小企業のものづくりの基盤技術の高度化支援等が必要であり、この施策は次年度も特に重点的に取り組むべきである。 県内の中小企業のものづくりの基盤技術の高度化を進め、また知的財産の重要性を認識し、知的財産の創造・保護・活用等による競争力の強化が必要であり、この施策は特に重要であり重点的に取り組むたい。</p>



行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この政策は産業活性化の起爆剤として期待されており、施策群の設定は妥当である。</li> <li>・施策評価指標が設定されている施策は6施策中1施策のみであり、他の施策への政策評価指標の設定が課題である。</li> <li>・施策1～3の農業分野の試験研究機関(農業振興課担当)についても高度な技術の速やかな移転が従来にも増やして必要となっていることから、具体的な取組みを期待したい。特に消費者サイドを意識した取組みがもっと必要である。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標「先端・基盤技術高度化支援事業における産学連携グループ(研究会)数」は新しく設定されたものだが、達成度から施策の有効性が評価でき適切である。</li> <li>・この施策は重要であり、支援機関との連携による事業推進は成果が期待される。</li> <li>・基盤技術高度化支援センターの設置は、極めて効果的・機動的な取組みであり、今後の成果を大いに期待したい。</li> <li>・活動内容が地味で県民の目に見えにくいことから、積極的な情報公開や広報活動を進めて欲しい。</li> </ul>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策の必要性	施策評価	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
産業間の連携と地域資源の活用による産業活力の創出				70	50		おおむね適切	<p>【施策群設定:適切】</p> <p>政策を実現するため7施策すべてが必要と認められる。特に政策目的を達成するためには、ビジネスとしての農林水産業の取組みや農村や森林がもつやすらぎや憩いの場の提供など、多面的な機能を観光資源として活用する取組み、さらには地域経済の拠点としての商店街の活性化を一層支援する必要がある。施策4,5,6は施策2,3を補完する施策として一体的に推進する必要がある。</p> <p>【政策評価指標群:おおむね適切】</p> <p>既に目標値をクリアしたものがあり、見直しを検討する必要がある。必要性を「大」とした5つの施策のうち4つに指標が設定されており適切である。</p> <p>【施策群の有効性:おおむね有効】</p> <p>政策全体の政策評価指標達成状況(A:3指標, B:1指標, 判定不能:1指標)から「有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「有効」と判定した。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	農林水産物の付加価値の向上	アグリビジネス経営体数	...	3位	16.3%	大		<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策において、県は平成13年10月にみやぎ食と農の県民条例基本計画を策定しアグリビジネス関連事業を推進するとともに、平成15年3月にフードシステム連携強化・循環推進基本計画を策定した。この施策での県の役割は、農業と食産業との連携を図るため「地域フードシステム連携構築」の主体にアグリビジネス経営体を位置づけ支援機関ネットワーク化を図ることである。企業のアグリビジネス経営体育成支援事業は、支援機関のネットワークやモデル経営体の育成には重要であり、アグリビジネス創造型生産基盤整備支援事業は、アグリビジネスを担う人材への動機付けや掘り起こしで人材確保・育成は重要であり、ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業は、志向者や実践者に対する支援で、両施策を一体的・体系的に行うことにより、より施策評価指標の向上が図られる。また、グリーン・ツーリズム推進活動事業では、都市との交流や体験型グリーン・ツーリズムを通してビジネスチャンスを広げるものである。</p> <p>【事業群の有効性:有効】</p> <p>施策満足度は50点であり、事業群は概ね有効と考えられる。政策評価指標「アグリビジネス経営体数」は平成17年度に見直した指標であり、平成17年度は現況値であることから判定不能である。また、農林水産物の付加価値の向上に取り組む県内のアグリビジネス経営体数は平成14年～16年の3年間で15増加(H14:160 H16:175)しており、施策の目指す方向に向かっている。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>平成17年度に政策評価指標を見直したため、判定することができない項目はあるものの、事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)からみると効率的といえることから、全体としては概ね効率的といえる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「適切」と判断する。</p>
							大	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>今後も政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。</p> <p>現事業群は、指標値向上に直接的な効果をもたらしており、今後とも継続的な施策の展開が必要であるが、これまでのソフト施策の効果を活かすことや農家レストラン、農産物直売所など今日のアグリビジネスの多様性を踏まえ、さらには今後の指標値の向上を考慮すると、ハード施策の充実が望まれる。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>農産物価格の低迷による所得の確保対策やリスク分散を行う観点からも、2次・3次産業部門を取り入れた、本県農業の新しい経営の展開方向を示す意義は大きい。また、これまでの施策展開により、対象者や地域の動きも見られることから、この施策を推進する事業を拡充していく必要がある。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・施策4・5・6には特に政策評価指標が設定されていないが、知事の提唱する「富県戦略」を実現するための重要な施策であり、また2008年の「destination・キャンペーン」に向け本格的な取組みが期待される施策といえる。特に施策6は県民の優先度は7位と低いものの、全体の施策群の中心的エンジンとしての役割を果たすものと考えられるため、戦略的な取組みが必要である。</p> <p>・消費者の活動範囲が急速に拡大している中で、農村も商店街も衰退が著しい。この流れを止めるためには、地域資源を有効に活用して地域の魅力を広く打ち出し、消費者との交流を盛んにする施策の充実が望まれる。施策が細切れになっており、象徴的な施策がない。</p>
4	<p>・「年商1億円以上の農業経営体数」を指標としてモデル経営体やアグリビジネスへの取組みを支援することが推進されており、今後の成果に大いに期待したい。</p> <p>・年間1億円以上の売上を達成できる経営体を派出することを成果目標としているが、中堅規模の事業者も元気の出る施策が望まれる。政策評価指標は今回見直したため達成度は把握できないが、引続き積極的な取組みが必要である。</p> <p>・地産地消の促進と農村の活性化に産直販売所が有効な役割を果たしているが、行政の支援は窓口が色々あり、効率的ではない。</p> <p>・地方振興事務所の果たすスピーディな現場対応や各地の状況にマッチしたアイデアの創出が重要になると思われるため、この面での一層の努力を望みたい。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
2	農林水産業や観光産業などの産業間の連携	地域資源活用事業創出件数	A	5位	15.3%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策での県の役割は、各事業を通じ、市町村や民間団体への活動支援、情報発信等を行うことである。本県が有する農林水産物などの多彩な地域資源を活用し、生産から加工、流通、販売までの地域の様々な産業の連携や交流を促進し、地域が一体となった産業活動の展開により、産業活力の創出を図ることを目的としており、すべて施策目的を実現するために必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点であり、満足度60点以上の割合は37%と低い状況にある。県民の満足度は低く、今後より多くの県民の満足度を高めていくという点では、課題があるものと言える。新商品の開発や交流施設の設置などが順調に伸びており、政策評価指標「地域資源活用事業創出件数」は、平成17年度の目標値を大幅に上回り、平成22年度の目標も達成した。また、農畜産物、木材、水産物の輸入拡大や国内の産地間競争の激化などにより、生産量や所得が減少するとともに、担い手の高齢化や後継者不足が深刻化するなど、持続的な経営を維持することが困難な経営体も増加しつつある中で、地域における農林水産業や観光産業などの連携により、地域特有の資源の付加価値を高めるなどの、地域特性を生かした産業振興の展開を促進する必要があり、事業の有効性がある。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 地域産業を取り巻く厳しい環境の中で、事業は概ね効率的に展開されていると判断できる。また、政策評価指標データは、施策の目指す方向に進み、事業全体の業績指標・成果指標の傾向を上回って推移しており、概ね効率的だと認められる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 地域の産業振興を進めるため、各地域の特色を活かした地域主導による取り組みを重点的に推進する必要がある。 地域が一体となった産業振興を推進するため、地域産業を担う農林漁業者、中小企業、各事業者が組織する団体等それぞれの主体に対し、重点的に支援を行う必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】 地域の産業振興を継続的に進めるため、事業者間の連携を促進し、農林水産、観光等地域資源を活かした多様な取り組みにより、地域の産業活動の活性化や産業の創出を図る必要がある。 地域内の産業間連携を促進するため、県、市町村、民間の関係者が連携し、地域ごとの特徴を生かした事業展開を図る必要がある。 新たな地域産品の開発やコミュニティビジネス、新規作目生産等、経営体の新たな事業展開への支援が必要である。</p>
3	地域資源を活用した観光産業の振興	観光客入込数	A	2位	17.2%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】 本施策での県の役割は、国、市町村、民間団体と連携を図り、観光立県行動計画推進プロジェクト事業を実施することである。観光立県行動計画において、観光振興の4つの基本的方向を示し、これに基づく事業群を5か年戦略プロジェクトにおいて内容・バランスとも十分検討・実施しており、全て施策目的を達成するために必要な事業である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度(中央値)は、50点であり、概ね有効である。政策評価指標「観光客入込数」は、目標値に達成しているため、各事業は効果があったと判断する。また、一つの目安として、県内における観光消費額(推計)では、宿泊費、飲食費等の直接消費額が、H15年4,872億円からH16年5,086億円と214億円の伸びを示している。また、観光消費額がもたらす各種産業の誘発効果(推計)においてもH15年3,265億円からH16年3,618億円と353億円の効果を表しており(以上:観光統計概要より)、施策の効果があったものと判断できる。以上から、当該データにおいても好調に推移しており、有効と言える。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標は目標を達成しており、また、一般的に業績指標・成果指標とも概ね効率的と判断できる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値に達したものの、施策に対する県民満足度が低くないが、施策の主な内容が県外の旅行者に対するものであり、県民に直接アピールできないことが原因となっている可能性が非常に高いことを考慮すべきである。 観光立県行動計画の基本理念に基づき、社会情勢の変化に即応可能な観光需要の形成のため、みやぎ観光戦略プラン(アクションプラン)を平成18年度に策定し、的確に事業を展開する必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】 今後とも経済波及効果が高い観光産業の振興に関する事業の展開を図ることが有効であることから、引き続き重点的に実施する必要がある。観光産業のみならず経済波及効果は高く、自然、歴史・文化、温泉、食など地域資源の活用による観光振興は、地域産業全体の振興の起点となり得るものである。 観光立県行動計画の基本理念に基づき、社会情勢や観光客のニーズの変化に対応すべく策定する「みやぎ観光戦略プラン」により的確に観光産業の振興を図る。 また、県内各地への誘客には、観光基盤の整備は勿論のこと、その地域に住む人が自分の地域に誇りと愛着を持ち、自信を持って紹介できる魅力的な地域となることが重要である。したがって、県内の交流人口を増やすこと、特に仙台圏域の県内各地への誘客により、宮城の良さを再認識するなど「地域力」や県全体の観光地のレベルアップ(観光力)の向上を図る。 併せて、平成20年度に開催されるデスティネーションキャンペーンを核とした国内外からの観光客の誘致を積極的に進める。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・政策評価指標「地域資源活用事業創出件数」は十分に目標をクリアしているものの、今後は事業の数だけでなく、内容が問われる段階に入っていくものと考えられるため、その面にも配慮した目標値を設定する必要がある。</p> <p>・地域資源の活用、特産品の開発、販売等により地域の活性化、交流人口の拡大につながる。成果をあげるためには認知度を高めることが重要である。広く情報を伝えるための支援が不足しているのではないか。</p> <p>・地方振興事務所の更なるイニシャティブに期待するとともに、より「産業間の連携」を戦略的に生かした取組みを増やしていく必要がある。</p>
4	<p>・山形県と連携を深めていることは評価できる。なお他県にも広く呼びかけ、東北地域一体となって魅力を打ち出す努力が望まれる。地域資源、食材等の開発が有効であり、広く情報を発信し、官民一体となって集客に努めることが重要である。</p> <p>・「観光客入込数」はこの数年順調に増加しており、2008年のデスティネーション・キャンペーンに向けたさらに積極的な取組みを期待したい。</p> <p>・特に「地域資源を活用した」の部分にもっと力点を置いた政策的テコ入れが必要である。この点では施策4・5・6との結びつきが不可欠であるため、これらの施策群の強化を期待したい。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
4	地域間の連携による地域産業の育成			4位	16.2%	大		
5	地域資源を活用するための情報集積・情報提供			6位	8.1%	中		
6	農林水産業者、商工業者、NPOなどによる地域ネットワークの形成			7位	7.7%	中		
7	魅力ある商店街づくりによる商業の振興	中心市街地活性化基本計画策定地区数	A	1位	18.6%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】</p> <p>本施策での県の役割は、市町村やTMOなどと連携し、若手商業者グループの育成を図るとともに、中心市街地をはじめとする商店街に事業拡充等各種補助金を交付し、地域商店街の活性化を支援している。事業の実施にあたり、地域経済への波及効果や地域商業の活性化への貢献などを重視しており、施策目標を実施するために必要な事業である。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】</p> <p>施策満足度は50点と「やや不満である」となっている。政策評価指標「中心市街地活性化基本計画策定地区数及びTMO認定数」において、TMO認定数は目標に到達できなかったが、基本計画策定地区数は達成できた。また、全国で新たに中心市街地基本計画策定市町村数は26市町村、TMO認定は11団体であり、平均すると各都道府県でそれぞれ1市町村(団体)以下であり、設定した事業群は有効と判断できる。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】</p> <p>事業全体の業績指標、成果指標の相関が認められないが、政策評価指標等各種データは、施策のめざす方向に進んでいるので、概ね効率的と判定できる。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
		TMO認定数	B					維持



行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・まちづくり三法の改正や市町村合併の影響などでなかなか具体的な成果が見えてこない不透明な状況に直面している。今後は古川や丸森の事例などを分析するとともに、合併が大幅に進んだ県北を中心にどう中心街を再生するのかの県としての戦略の練り直しが必要になってくるのではなかろうか。</p> <p>・商店街の魅力づくりを真剣に考え、内部から積極的に行動を起こすリーダーの育成が急がれる。少子高齢化、車社会に対応した街づくりを行うための効果的な支援策が望まれる。</p>



施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
産業基盤の整備による生産力の強化				重視度	満足度			
1	ほ場整備等農業に必要な基盤の整備			2位	21.2%	大		
2	漁港、漁場等水産業に必要な基盤の整備			4位	11.4%	大		
3	林道など林業に必要な基盤の整備			6位	3.9%	中		
4	企業活動に必要な工業団地等の基盤整備			4位	11.4%	中		
5	戦略的な企業誘致	全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合	A	3位	20.4%	大	<p>[県関与・事業群設定:適切] 本施策での県の役割は、先端技術産業を優遇した奨励金制度を新設し、戦略的な企業誘致活動に取り組むことである。県内外の立地有望な企業への誘致活動と戦略的なPR活動等による事業構成となっており、全て施策目的を実現するために必要な事業である。 [事業群の有効性:おおむね有効] 施策満足度は50点であり、満足度60点以上の回答者割合も30%以下であるので、今後のより多くの県民の満足度を高めていくという点で課題が残る。政策評価指標「全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合」は、達成度Aとほぼ順調に推移している。立地有望な企業に対してPR資料を効果的に活用しながら訪問等を行うとともに東北大学等との連携を密にした戦略的な企業誘致を図る。また、企業の設備投資に明るい動きが見られ、本県への企業立地件数は増加傾向にある。先端技術を有する企業の立地圏域は、仙塩地域2社、大崎地域2社、石巻地域1社、気仙沼地域1社である。 [事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標等各種データは、施策の目指す方向に推移しており、事業全体の業績指標、成果指標も概ね適切である。以上から、事業群は概ね効率的に実施されていると判定できる。 [総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p> <p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 企業の設備投資に明るい動きがあり、企業立地件数も増加しているが、県外からの新規の立地が少ないことから、政策評価指標目標の達成と企業立地の推進のため、引き続き重点的に実施する必要がある。 国内製造業は、安価な労働力等を求めて海外移転等を行う動きがあり、本県への企業立地を促進するためには、今後も国内において製造を継続する分野や地域の持つ強みを見極め、地域特性にあった分野における集中的な取り組みが必要である。宮城県には東北大学をはじめとする研究機関等が集積しており、東北大学等との共同研究を行う企業が立地しやすい制度を構築することが目標達成のために必要である。</p> <p>[施策・事業の方向性] 産学官ラウンドテーブルにおいて締結された「地域産業経済の成長に向けた基本合意書」の項目として、「研究開発プロジェクト・研究開発型企業の誘致に関すること」があげられており、地域の受け入れ態勢は十分に機が熟している。 東北大学等の協力が得られることで他地域との差別化が可能となった現在、企業立地を促進するための優遇制度の拡充が県としての責務である。 特に、先端技術企業を誘致するために必要な優遇制度について十分に検討し、企業にとって宮城県が魅力ある地域となるような支援体制を整える必要がある。 東北大学等と共同研究を行う企業を立地し、先端技術の海外移転等による空洞化を防止することにより、先端技術産業等の集積と雇用機会の拡大を図る。 県外の先端技術を有する企業を県内に誘致するために有効な事業であると認められるので、来年度は事業を再構築し企業誘致を図る。</p>	
6	物流、情報通信、エネルギー等産業活動に必要な基盤の整備			1位	30.3%	中	<p>[施策・事業の方向性] 産学官ラウンドテーブルにおいて締結された「地域産業経済の成長に向けた基本合意書」の項目として、「研究開発プロジェクト・研究開発型企業の誘致に関すること」があげられており、地域の受け入れ態勢は十分に機が熟している。 東北大学等の協力が得られることで他地域との差別化が可能となった現在、企業立地を促進するための優遇制度の拡充が県としての責務である。 特に、先端技術企業を誘致するために必要な優遇制度について十分に検討し、企業にとって宮城県が魅力ある地域となるような支援体制を整える必要がある。 東北大学等と共同研究を行う企業を立地し、先端技術の海外移転等による空洞化を防止することにより、先端技術産業等の集積と雇用機会の拡大を図る。 県外の先端技術を有する企業を県内に誘致するために有効な事業であると認められるので、来年度は事業を再構築し企業誘致を図る。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標は1施策に設定されているのみである。他の施策も重要なので、指標の設定を検討してほしい。</li> <li>・施策5以外のハード面の整備に関する施策群の評価はどうなっているのか。またそれらの評価と施策5の評価との整合性・体系性をどのように考えたらよいのかが明示されておらず、何のための施策群設定かが理解しにくい。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標「全立地件数に対する先端技術を有する企業の割合」については産業再生戦略により一定の成果を上げているが、企業誘致全体を考えると大型の誘致案件に乏しく、施策の有効性としては課題がある。また、県民からの期待も大きいので、さらにきめ細かな戦略的誘致を着実に推進してほしい。</li> <li>・本県は工業力が弱く、企業誘致は最重要課題である。他県並みの優遇措置では実効性は期待できないので、もっと踏み込んだ対応が望まれる。</li> <li>・先端技術企業誘致事業は事業費が0になっているが、実際の事業費の捻出先を注記してほしい。</li> </ul>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
産業・雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発の推進				重視度	満足度			おおむね適切
1	IT(情報技術)等時代の要請に対応した新たな職業能力の開発	県の支援による職業技術向上者数	B	6位	10.7%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。平成13年度に白石高等技術専門学校が統合新設され、情報系を中心とした訓練ニーズに対応した公共職業訓練を実施しており、施策目的を実現するために必要な事業である(白石校以降のハード整備は凍結)。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効] 満足度は55点であり、60点以上の割合も46.4%程度あることから、おおむね有効であると判断する。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標を下回りBとなったが、過去5年間達成度Aであり、多様なIT等の職業能力開発は、産業界から強く望まれており訓練ニーズが高く、各事業は概ね有効であると判断する。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標は若干目標値を下回ったが、業績指標はほぼ堅調に推移しており、各事業も効率的に展開していると判断され、概ね効率的であると認められる。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] IT(情報技術)等時代の要請に対応しうる施策となるよう検討が必要である。情報化や技術革新の進展に伴う新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。</p> <p>[施策・事業の方向性] IT(情報技術)等多様な職業能力開発は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確な訓練ニーズを把握することが必要であり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容の見直しを行うなど柔軟な対応が必要である。 雇用情勢を注視しながら、離転職者の再就職支援や在職者の技能向上にも対応した多様な職業訓練を積極的に実施していく。</p>
2	より高度な技術や技能を習得できる職業訓練体制	県の支援による職業技術向上者数	B	2位	18.1%	大	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切] 本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。近年の技術革新の進展に伴い、高度な技術・技能や体系的な職業訓練を実施しており、各事業は施策目的に沿った事業である。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効] 満足度は50点であり、60点以上の割合も40%程度あることから、おおむね有効である。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標を下回りBとなったが、過去5年間達成度Aであり、より高度な技術を習得できる職業能力開発は、産業界から強く望まれており、訓練ニーズが高く各事業は概ね有効であると判断する。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的] 政策評価指標は若干目標値を下回ったが、業績指標はほぼ堅調に推移しており、各事業も効率的に展開していると判断され、概ね効率的であると認められる。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] 技術革新の進展に伴い求められる、より高度な技術・技能の習得に対応しうる施策となるよう検討が必要である。 情報化や技術革新の進展に伴う新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。</p> <p>[施策・事業の方向性] より高度な技術や技能を習得できる職業能力開発は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確な訓練ニーズを把握することが必要であり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容を見直ししていく。 雇用情勢を注視しながら、離転職者の再就職支援や在職者の技能向上にも対応した多様な職業訓練を積極的に実施していく。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・この政策の実現に7つもの施策が必要かどうか検討する必要があるのではないか。特にこれらの施策の中には他の政策中の施策との重複が見られたり、6つの施策を結局はひとつの政策評価指標で評価している点を考えると、もっと単純な施策群の設定でもよいのではないか。</p> <p>現在の施策体系のまま事業展開を図るのであれば、全ての施策で政策評価指標が同一になっており適切な評価が出来ない。それぞれの施策の目的にふさわしい指標を工夫してほしい。</p> <p>・「職業技術向上者数」の算定方法を表記しておいた方がわかりやすい。</p> <p>・施策7「熟練技能者の能力の活用・継承」には特に評価指標が設定されていないが、2007年問題をはじめとして、今後施策の重要度が高まることが予想されるため、より明確な県としての対応が必要であると思われる。</p> <p>・色々な分野において技能者が不足している。社会を支える技能者の人材が不足する時代が来ると思われるので、人材育成は重要である。技能は若者を早くから訓練しなければ優れた人材が育たないし、若者の雇用促進についても真剣に考える必要がある。</p> <p>施策の内容が実効性を伴っているか確認し、訓練のあり方を近代化して魅力のある技能教育環境を整えてほしい。</p>
4	<p>・白石高等技術専門学校を中心に一定の成果を着実に達成している点は評価できる。能力開発の性質上、時代の変化とともに急速に技術革新が進展していくために、他の関係機関とも連携したスピーディな対応をさらに期待したい。</p> <p>・高等技術専門校の科目配置が必ずしも効果的とはいえない。IT関連科目がなぜ白石市のみで、ニーズの高いと思われる仙台市にないのか。生徒のニーズにふさわしい効果的な訓練校のあり方を考え直す必要がある。</p>
3	<p>・事業3（新林業機械作業システム技能者養成事業）を除けば、施策1との違いがどこにあるのかが必ずしも明らかではなく、この施策を独立に設ける根拠が明確とは言えない。</p> <p>・技能者ではなくてはならない職業である。時代のニーズにあった科目、カリキュラムの見直しと教師の配置等魅力のある教育が望まれる。生徒の質も重視し、高等技術専門学校を卒業したら、技能者として誇りを持てるような教育を目指して欲しい。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
3	職業能力開発のための施設、設備の充実	県の支援による職業技術向上者数	B	3位	16.4%			大
						維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 産業や雇用のニーズに対応した職業訓練施設や訓練用機器等の設備の充実が図られる施策となるよう検討が必要である。 情報化や技術革新の進展に伴う新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】 職業能力開発のための施設、設備の充実は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確な訓練ニーズを把握するところから始まるものであり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容を見直していく。 産業、雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発を推進していくため、財政状況をみながら事業内容の見直しを検討する。</p>	
4	高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成	県の支援による職業技術向上者数	B	5位	11.7%	中	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】 本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。高度で専門的な技術や技能を教えるために必要な指導者の育成に向けて、指導体制の充実、強化は必要不可欠であり、概ね適切である。 【事業群の有効性: おおむね有効】 満足度は55点であり、60点以上の割合も45%程度あることから、おおむね有効と判断する。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標に届かずBとなったが、過去5年間達成度Aであり、高度で専門的な技術や技能を支える指導者の育成は産業界から強く望まれており訓練ニーズが高いことから各事業は概ね有効であると判断する。 【事業群の効率性: おおむね効率的】 政策評価指標は僅かに目標値の達成には至らなかったが、高度で専門的な技術や技能を支える指導者の育成は産業界から強く望まれており、施策の目指す方向に推移している。事業全体の業績指標及び成果指標については堅調に推移しており、概ね効率的であると認められる。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 高度で専門的な技術や技能を教えるために必要な指導者の確保や育成に向けた施策となるよう検討が必要である。 農林水産業を行う上で求められる能力も高度化・多様化しており、それらも含め新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。</p> <p>【施策・事業の方向性】 高度で専門的な技術や技能を支える指導者の育成は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確な訓練ニーズを把握することが必要であり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容を見直していく。 産業、雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発を推進していくため、高度で専門的な技術や技能の習得を支える指導者の育成を積極的に実施していく。</p>



行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・施設・設備については財政的な制約の下で、即戦力的な技能の養成に必要な機械等が追いついていない状況が見られるので、さらに民間の設備の利用や能力開発の面での連携を強化していく必要がある。</p> <p>・(現地視察を行った)農業実践大学のIT教育用パソコンは古いものが使われている。適切なメンテナンスと学生への配慮が望まれる。</p>
3	<p>・指導者が意欲を持って指導する体制が出来ているのか、疑問である。民間からもすぐれた人材を招請し、指導者を育成されたい。</p> <p>・県として「指導者の育成」にさらに力点を置いた固有の施策が必要か否か検討してみる必要があるのではないかと。技術・技能そのものの能力開発と並んで、「束ねる人間」を育成するといったニーズが今後ますます拡大することが予想されるため、県として何をどこまで対応できるか検討して欲しい。</p>



施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
5	企業内における 職業能力開発の 推進	県の支援による 職業技術向上者 数	B	7位	6.7%			大
						<p>[県関与・事業群設定: おおむね適切] 本施策での県の役割は、県立高等技術専門学校での施設内訓練及び民間訓練施設への委託訓練の実施である。それぞれの産業分野を担う人材が自ら行う産業人としての能力開発を支援していくことは必要であり、年齢や地域間の格差、就業形態の多様化にも対応した施策が必要であり、各事業は施策目的に沿った事業である。 [事業群の有効性: おおむね有効] 満足度は50点であり、60点以上の割合も24.3%程度あることから、おおむね有効と判断される。政策評価指標「県の支援による職業技術向上者数」は僅かに仮目標に届かずBとなったが、過去5年間達成度Aであり、個人が自ら職業能力開発できる環境整備は産業界から強く望まれており訓練ニーズが高く、各事業は概ね有効であると判断する。 [事業群の効率性: おおむね効率的] 政策評価指標は僅かに目標値の達成には至らなかったが、多様なIT等の職業能力開発は産業界から強く望まれており、施策の目指す方向に推移している。事業全体の業績指標及び成果指標については堅調に推移しており、概ね効率的であると認められる。 [総括] 上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策] それぞれの産業分野を担う人材が自ら行う職業能力開発を支援する仕組みづくりに対応しうる施策となるよう検討が必要である。 農林水産業を行う上で求められる能力も高度化・多様化しており、それらも含め新たな技術や技能の高度化・多様化等に対応する事業の検討が必要である。</p> <p>[施策・事業の方向性] 個人が自ら職業能力開発できる環境整備は、ハローワークや関係機関との連携を図りながら、的確にニーズを把握することが必要であり、実施規模は維持しながら必要に応じて内容を見直していく。 産業、雇用のニーズの変化に対応した多様な職業能力開発を推進していくため、個人が自ら職業能力開発できる環境整備を積極的に実施していく。</p>	
7	熟練技能者の能力の活用・継承			4位	16.2%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p>・この施策の有効性に限ってみれば、現行の政策評価指標よりもむしろ「職業訓練推進者数」の方がわかりやすいのではないか。</p> <p>・企業が一定規模になれば人材育成が課題となる。企業内に有能な人材がいるかどうかが発注側が最重要視する条件でもある。人材育成の必要性を絶えず呼びかけて、効果的な企業内人材育成のシステムが展開できるように一層の支援策が望まれる。</p>
3	<p>・企業だけでなく、個人が自ら能力開発できる環境をつくることの重要性は十分に理解できるが、この施策中に掲げられた具体的な4つの事業をみると、「個人主導」の施策と各事業との関連性やこの施策の固有性がどこにあるのかが理解しにくい。「個人主導」の施策を強調して独立なものとして設定する根拠がどこにあるのかの説明とそれに合った施策内容が求められるのではないか。</p> <p>・二つが問題になっている。自ら職業能力を高め、働く意欲を持たせるためには、環境整備が大切である。時代にふさわしい職業能力開発の環境整備を行うことが重要である。</p>

政策整理番号 7

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		政策評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)		施策評価	施策評価・シート(B)の内容	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策・事業展開シート(C)の内容	
県土の保全と災害に強い地域づくり				重視度	満足度		<p>[施策群設定:おおむね適切]</p> <p>政策を実現するために7施策全てが必要と認められる。ただし、災害に対する備えは、当該政策だけではなく、平時における県全体の政策により構築された体制群等がベースとなって一体として機能することで、はじめて発動されるものであるから、当該政策だけをもって防災・災害対応を網羅するものでない。また、各施策の枠組みが「整備すべき施設」や「構築すべき体制」といった事業対象毎でまとめられていることから、地震や風水害といった災害毎の対策としては、各施策において若干重複している部分もあるが、政策全体としては概ね適切である。</p> <p>[政策評価指標群:おおむね適切]</p> <p>施策1,5については、これら施策は事業によって得られるアウトカム指標が設定困難であり、また、現在設定されている指標では一部は現してはいても、施策全体の評価には成り得ないので、今後も検討が必要である。施策2,3については適切であり今後も継続する。</p> <p>[施策群の有効性:おおむね有効]</p> <p>政策全体の政策評価指標達成状況(A:2指標,B:1指標,C:1指標,判定不能:3指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値60点)から「おおむね有効」、社会経済情勢からは「有効」と判定した。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
1	地域ぐるみの防災体制整備	自主防災組織の組織率	A	1位	31.6%	大	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切]</p> <p>本施策での県の役割は、国と連携を図りながら、市町村が行う事業に対して、必要な支援を行うことである。事業群は、県内市町村の自主防災組織や婦人防火クラブの育成、防災訓練を通して地域の連携協力促進、地震等の疑似体験による近隣住民との協力の必要性を理解させる内容となっており、いずれも施策目的達成に必要な事業となっている。</p> <p>[事業群の有効性:おおむね有効]</p> <p>施策満足度は60点であり、一定の有効性があると思量する。政策評価指標の「防災震災訓練参加者数」については、防災訓練は様々な対象・形態・範囲で行われ、また、地域によって参加者数も違うことから、業績・成果指標推移から有効性を判断することは困難である。一方、政策評価指標「自主防災組織の組織率」はA判定であり、目標値を達成している。これらのことからおおむね有効と判断する。</p> <p>[事業群の効率性:課題有]</p> <p>防災訓練は、一般県民等の意識の風化を防ぐ意味で、どのような形でも良いから実施・継続・PRすることに意義がある。また、訓練を効果的なものにするには、様々な様相の訓練を実施することが有効であることから、年々の訓練毎の対比が困難なため効率性を単純に検証することはできない。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
		各市町村における防災・震災訓練参加者数	C				<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>この施策は、地域の防災体制を機能させるために非常に有効であるが、県の事業としては補助的、支援的であるため、いかに有効に展開するかが課題である。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>いずれの事業も計画的かつ継続的に実施することにより、一定の水準を保つ必要がある。</p> <p>今後もこの施策を維持すべきである。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p><b>総評</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防災」には財源的にも限界があり、「減災」を主体にすべきことは現実的であり評価できる。</li> <li>・土木部所管の施策は、ハード・ソフト両面での施策を展開しており、また、河川、砂防が一体となった情報システムを構築し、国・県・市町村が連携して稼動するところまでくるなど評価される。</li> <li>・震災対策を中心とする総務部所管の施策は、所管課の特性に引きずられ、施策名と事業構成との対応が悪く、各施策相互の連携も理解しづらい。震災対策を網羅した震災対策アクションプランを実施しているところであり、これとの関連整理を行い、震災対策に関する総合的な施策体系に向けた再構築を希望する。</li> <li>・施策6「地震防災のために必要な施設・設備の整備」は消防課が担当しているが、結果的に消防施設に限定されることは妥当ではない。例えば地震防災のために必要な施設、設備の整備としては、緊急避難場所の耐震化の計画的推進も必要である。消防課が担当する施設・設備以外の整備も含めて評価すべきではないか。</li> </ul> <p><b>政策評価指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標の変更により判定不能とされているが、「判定できない」こと自体が、行政評価システムの効率性に疑問を投げかける。(施策5, 6)</li> <li>・評価指標が変更されると、有効性・効率性が判定不能になるのは問題である。変更後の指標について、可能なものは遡及的に調査・計上すべきである。</li> <li>・一般に、市町村数を指標とすると合併に対して安定的ではないため、人口比率や面積比率などの安定的な指標に置き換えることが望ましい。(施策2, 5)</li> <li>・評価指標の変更に関して、県側の対応は硬直的に思える。指標自体に関する協議の場が必要かもしれない。</li> </ul>
	<p>・事業以前に政策評価指標の設定の妥当性が問題である。観察指標が不適切であれば、その指標に基づく有効性等の判断は適切なものとなり得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織組織率は安定的ではあるが、消防庁で行っている調査の信頼性が問題となる。他県との比較はもちろん、県内市町村間の比較も困難である。宮城県は組織化率は8割であるが、県民の8割が非常時に取るべき行動規範を理解しているとは考えにくい。形骸化した数値を見て安心することはむしろ危険である。たとえば高齢化の進行により、自主防災に参加できない人の割合は増加することが予想されるが、指標に反映されていない。</li> <li>・自主防災組織に関する県独自の実態調査は有効であるが、その調査内容については、消防庁の調査とは独立に曖昧さを排除すべく再検討が必要である。この調査の成果を活かした県独自の指標設定を望む。</li> <li>・自主防災組織率の低下の分析とその対応策の検討が必要である。</li> <li>・政策評価指標「各市町村における防災・震災訓練参加者数」は天候に左右されるため、達成度Cとされるが、過去3年程度の累積参加者数などとして、指標の安定化を図ってはどうか。</li> <li>・財源面で、県が災害時の対応を全面的に賄うことには限界があるから、少なくとも初動段階では地域住民に期待せざるを得ない。その意味で住民に対する啓蒙・訓練活動を行うことは妥当である。ただし、高齢化の進行に伴い特に過疎地域で自助努力に期待することは年々困難になる。バックアップ体制の構築が必要であり、その意味で行政の関与は不可欠と言える。</li> <li>・教育訓練及び民間消防組織育成がこの施策の中心的な事業である。前者に関しては継続的な訓練が重要であるが、昼間時の災害も避けられないので、居住地偏重ではなく、職場・学校ベースの訓練との連携が重要である。後者については、組織の実態の把握と、高齢化に伴う隊員の名目化に注意を払う必要がある。</li> <li>・教育、訓練等の事業だけでなく、地域防災マップ、NPOなどへの支援等、地域防災体制づくりに向けた事業が考えられ、これらへの対応を望む。</li> <li>・地域ハザードマップの作成支援などは、地域住民に危険を認識してもらう上で有効ではないか。作成にあたっては、河川・砂防等のハザードマップとの整合性に齟齬が生じないようにする必要がある。むしろ避難マニュアル作成の方が補完性から考えると有効かもしれない。</li> <li>・施策実現までの道筋の内容が一般論に止まっている。現状の進捗を踏まえ今後力を入れるべき対象、事業内容等を明記してほしい。</li> <li>・政策目標が明確でないで、施策・事業の方向性を判断できない。他県の災害事例をみても防災体制の不備が多く指摘されているところであり、県の原案である現状維持でいいのか、再度点検して欲しい。</li> </ul>



政策整理番号 7

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(政策)		政策 評価	政策評価・シート(A)の内容	
				重視度	満足度		政策評価・シート(B)の内容	
				満足度(施策)			施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容
優先度 (順位)	優先度 (割合)							
2	水害から地域を守る河川等の整備	ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)	B	4位	8.7%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定：適切】 本施策で県は、水防警報や注意報等の発令を行うための雨量、ダム及び河川の水位データの収集・情報提供、県管理河川における浸水想定区域図の作成・公表、「市町村担当者のための洪水ハザードマップ作成マニュアル」の作成・配布等の役割を担っている。河川流域情報システム整備事業は、洪水ハザードマップを作成するための基礎資料や水防警報・注意報等の発令を行うための基準となる雨量、ダム及び河川水位等のデータを収集し、提供するシステムの構築を行うものであり、加えて、このシステムを活用し、危機管理の演習や地域住民の防災教育による防災意識の啓発を行うものである。また、総合流域防災事業は、洪水ハザードマップの基盤として市町村に提供する浸水想定区域を作成するため氾濫解析を実施するものであり、全て、施策目的を達成するためにソフト対策として必要な事業である。 【事業群の有効性：おおむね有効】 施策満足度は50であり、やや不満の領域にはいるが、満足度が60点以上の割合が40%近くあり、事業群の有効性は概ね有効である。政策評価指標「ハザードマップ作成市町村」は、平成17年度に2市町村増加しているものの、目標値には達していない状況にある。昨年7月に水防法が改正され、浸水想定区域に含まれる市町村は洪水ハザードマップの配布が義務付けられたほか、昨年度より浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成が補助事業の対象となるなど、社会情勢が洪水ハザードマップの作成を促進している。また、これまで実施してきたハザードマップ作成の基礎となる浸水想定区域図の作成等が非常に有効と判断される。 【事業群の効率性：おおむね効率的】 業績指標は河川の氾濫解析等に係る費用を換算したものであり、河川の延長や流域面積により費用が異なることから効率的であるかを評価することは難しいが、社会経済情勢としてハザードマップに作成の要求が増大している今、これまで先進的に事業が行われてきたため、その要求に併せて増大せずに対応できており、効率的に事業が行われていると判断される。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
						維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 近年、全国各地で発生した洪水による甚大な被害を受けて、昨年7月に水防法が改正され、浸水想定区域を含む市町村は洪水ハザードマップの配布が義務付けられるほか、昨年度から浸水想定区域図の作成や洪水ハザードマップの作成が補助事業の対象となるなど、ソフト対策の推進が図られている。これまで取り組んできた事業群は、それを先取りして実施しており、非常に効率的ではあるが、ハザードマップの作成には多くの時間と費用を要すること、ハザードマップの必要性に対する市町村の認識が不足していることなどから、作成市町村数は増加しているものの、目標には達していない。このため、昨年度に創設された市町村が洪水ハザードマップを作成する費用を、国と県が1/3ずつ補助する制度を利用し、洪水ハザードマップ作成の推進を図るほか、市町村に必要性を認識してもらうため、河川流域情報システム等を利用した危機管理演習や防災教育等を実施し、平常時からの防災意識の啓発に取り組む。</p> <p>【施策・事業の方向性】 新河川流域情報システムの供用開始後の適切な情報提供を目指す。 市町村における洪水ハザードマップの更なる整備を目指し、作成の支援を行うとともに、その必要性についてさらに意識啓発に努める。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
6	<p>・河川改修は計画高水流量に基づいているが、都市化や気候変化による降雨パターンの変化に伴い、確率自体の安定性の検証が必要である。</p> <p>・政策評価指標である「ハザードマップ作成市町村数(洪水災害)」は、現行法制下では理解できるが、市町村合併により市町村数が動くので、今後はハザードマップが作成された面積を基準に進捗状況をおさえていくことが望まれる。また、施策3の政策評価指標のように事業費の大半を占めるハード面の整備事業を含めて有効性が判断できる指標にすべきである。</p> <p>・降雨・水位情報収集を含むソフト的な事業のみが挙げられているが、予算の大半を占めるハード面の整備事業に関しても、減災の観点から一体的に評価されるべきである。ハード対策とソフト対策を絡めて減災の実を上げてほしい。</p> <p>・河川流域情報システムが本格稼動しており、更なる事業の進展が望まれる。降雨・水位情報のインターネットを通じた県民への提供は評価できる。 しかし、災害時にアクセス集中により情報提供が困難になる懸念がある。水害等は局地的であるため、全国的に同時に発生する可能性は低い。離れた県との連携により、分散型の情報提供システムの構築が望ましい。</p> <p>・ハザードマップによる減災の費用対効果は高いことが予想されるが、法律で義務付けられたにもかかわらず整備の進行は遅い。作成に必要な情報の継続的な精度向上を含め、県はリーダーシップを発揮してほしい。また、ハザードマップと併せて、総合的な避難計画の策定も必要ではないか。</p>



施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容		
3	土砂災害から地域を守る地すべり対策等	土砂災害危険箇所におけるハード及びソフト対策実施箇所数	A	7位	3.8%		大	適切
							維持	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 土砂災害から県民の生命を守るため、従来のハード対策(砂防施設等)に加え、ソフト対策(避難意識の向上)の推進は重要であるが、「押しかけ出前講座」のみでは地域限定的であることから、今後は、広く県民に対する土砂災害情報の提供に取り組む、県民満足度の向上を目指す。 【施策・事業の方向性】 県民満足度調査では、施策重視度が高い水準で推移しており、この施策が有効であると判断されることから、今後も事業群の水準が保たれるよう努めたい。また、施策満足度の低下を踏まえ、今後は土砂災害から県民を守るためこの施策の広域的な展開を図り、県民の期待に応えていきたい。</p>
4	高潮や高波等による災害に強い海岸の整備			6位	4.9%	大		
5	震災対策の推進	各市町村防災計画(震災対策編)の更新市町村数	...	3位	20.5%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定:おおむね適切】 本施策での県の役割は、国の防災基本計画及び県地域防災計画の修正に基づき、市町村地域防災計画の見直しを促進すること、木造住宅の耐震化等の県民への普及啓発、技術者の養成、助成事業を実施する市町村への補助などによる支援である。事業群は宮城県沖地震の再来に備え、震災対策の充実を図るためのものであり各事業を展開することは施策目的達成のために重要である。 【事業群の有効性:おおむね有効】 満足度が55点であることから、概ね有効である。政策評価指標「各市町村防災計画(震災対策編)の平成16年度を基準した更新市町村数」は初年度であるため判定不能である。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 各事業とも事業費に対する業績指標の割合は、横ばいであり概ね有効である。当該施策には、本政策内のほかの各施策に該当しない震災対策事業が割り振られていることから、事業間での組み合わせが統一的な施策展開とはならないが、事業費に対する業績指標の割合からも概ね適切と判断する。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 災害発生時に県内外から駆けつけるボランティアの活動を支援・調整するため、社会福祉協議会等が中心となって災害ボランティアセンターを設置・運営する必要があるが、財政的・人的資源が十分とはいえず、行政の支援がもたらされている。そのため、ボランティアコーディネーターなど災害ボランティアセンタースタッフの育成・確保、災害発生時の情報発信や収集手段の確保が課題である。 【施策・事業の方向性】 宮城県沖地震再来の切迫感が日々増している中で、減災に向けた取り組みへの重要性が高まってきており、その促進策を実施することが効果的である。 施設の耐震化などのハード事業だけでなく、普及啓発等のソフト事業をあわせて総合的な震災対策を行い、自助・共助の意識を高めることが必要である。 高い確率で発生が予想される宮城県沖地震による被害想定では、人的にも施設的にも甚大な数量が見積もられている。被害を最小限に食い止め、減災を図るためには、現在の耐震化の実施率を大幅に上げる必要がある。 市町村に対しては、引き続き震災対策に関する助言・指導等を行っていく。 震災時に迅速にボランティアの受入ができるよう、平常時から受入れ・調整体制の整備を図るために、関係団体との連携を図りながら、災害ボランティアセンターの設置訓練や震災時に中心的な役割を果たすボランティアコーディネーター等の運営スタッフの研修会等をさらに充実していく必要がある。</p>

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
7	<p>・土砂災害は水害よりさらに局所的であり、ハード対策には限界がある。土砂災害相互通報システムの整備、孤立集落対策を基本としたハード整備、危険箇所の優先順位を付けたハード整備、ハザードマップの整備、住民に対する啓蒙活動等、現段階で考えうる施策・事業で構成されており、ハードとソフトの連携が取れていて評価できる。</p> <p>・ハード・ソフト対策の実施箇所数は市町村合併等に関して安定的であり、その数値も着実に伸びてきているため、施策は有効に機能していると判断される。危険箇所が新たに認定される場合や、逆に住民が居なくなる等の事由で危険箇所から除外される可能性に配慮する必要がある。</p> <p>・ハード面における事業の優先順位決定等、平常時の施策には県の調整機能が重要であるが、実際の災害時における避難行動には市町村との連携が重要となる。</p> <p>・土砂災害ハザードマップに関しては既に全市町村で作成済み、今後は整備箇所数の増加が期待される。成果指標の土砂災害危険箇所を認知した箇所数がH17年度の市町村数の数字(69)となっているのが理解できない。土砂災害危険箇所を認知した「箇所数」であればもっと多いのではないかと。</p> <p>・土砂災害危険箇所におけるハード的整備も伸びているが、実施箇所数の増加に比べ、「住民の生命が守られる箇所数」が減少している。これは整備内容に若干の問題があったのか。或いは整備内容が見直されているということなのだろうか。</p> <p>・河川防災と共同してインターネットによる総合防災情報サイトを開設することは、効率性の点から評価できる。</p>
4	<p>・「防災計画の更新市町村数」を政策評価指標とするが、防災計画は朝令暮改が望ましい訳ではない。更新されなくとも、長期にわたって安定的に適用可能な防災計画は望ましいはずである。</p> <p>・政策評価指標は例えば、公共施設の耐震化比率などのストックを表現する指標の方が望ましいのではないかと。</p> <p>・ブロック塀や住宅改修などの細かい事業が多く、減災のための総合戦略的な事業が必要ではないかと。施策全体の総合的ビジョンを策定した上で、個々の事業を位置づけることが必要である。</p> <p>・県としては病院・学校等の公共施設の耐震化、道路・水道等のライフラインの確保を中心とする、重要課題に取り組むべきである。規模や多様性から見て政策への格上げが相当ではないかと。</p> <p>・施策を拡充すべきという方向性には同意する。災害時にはボランティアの処遇を含めて、県が司令塔になる必要がある。そのために平素から関係機関と連携した十分なシミュレーション(図上演習)を行っておく必要がある。</p> <p>・避難マップは震災に限定せず、水害・土砂災害等とも連携したものとすべきである。</p> <p>・災害ボランティアの受入体制として、被災地の負担とならないボランティアの宿泊や水の確保が前提として必要ではないかと。</p> <p>・現在の事業構成は、居住地ベース(夜間時)が中心であるが、通勤帰宅時、中間時での被害想定に基づく施策・事業への展開が必要である。</p> <p>・耐震改修促進法の施行にともない、これまでの木造住宅耐震対策事業に加え、オフィスビル・商業施設等の民間施設の耐震化に向けた事業群の追加を検討してほしい。</p> <p>・大規模震災対策事業の各々についての現状や事業展開による改善の進捗状況について記載してほしい。</p> <p>・危険ブロック塀等地震対策総合事業が廃止されているが、その理由として、危険ブロック塀の除去に見通しがついたことの説明を付記する必要がある。</p>

政策整理番号 7

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
6	地震防災のために必要な施設、設備の整備	消防水利の基準に対する充足率	...	2位	23.3%			大
		119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合	...			<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】</p> <p>政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き実施して整備促進を図る必要がある。</p> <p>【施策・事業の方向性】</p> <p>近い将来の宮城県沖地震発生が予想される中、市町村の消防防災施設設備の整備を今後も促していくことが重要である。</p> <p>県の事業を活用し、消防水利の迅速な整備を行うよう市町村に助言していく。高機能消防司令センター(型)を整備する団体に対しては、高上補助を行い、119番通報発信位置情報表示システムの整備を促す。型を整備する団体に対しても、国の各種財政措置の活用を促し、同システムの整備を助言する。</p>		
7	学校などの公共施設等の耐震改修			5位	6.3%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
2	<p>・政策評価指標が判定不能の状況で事業の有効性は県民満足度だけに頼っており、説明力に問題がある。</p> <p>・地震防災の定義ができておらず、また、整備の達成状況も判定不能であることから施策評価が不可能である。</p> <p>・事業構成が消防を中心としており、震災防災に向けた構成となっていない。結局総務部消防課が当該施策を担当することに無理があるように思える。</p> <p>・「119番通報発信位置情報表示システムを運用している消防本部の割合」は以前の消防ポンプ車よりは面的であり改善ではあるが、位置が特定できても震災時に到達できない可能性から、地震防災の指標として適切とは思えない。同様のことは「消防水利の基準に対する充足率」にも言える。 新しい指標も過年度の指標と同様に平常時のものである。平常時の整備が地震防災に役立つとすることは理解できるが、施策の目的は非常時の対応施策であり、地震防災の観点から指標の再検討が必要である。</p> <p>・国による3年ごとの調査データを活用した「消防水利の基準に対する充足率」は、毎年の達成度が判定不能となり、施策評価ができない。データ把握の観点から指標の再検討が必要である。</p> <p>2 国の調査は3年ごとであっても最新の数値からその後の建設・除却を差し引きすれば概数を出すことは可能ではないか。この種の施設は公共部門しか建設しないので、情報の把握は容易なのではないか。</p> <p>・地震防災に直接的に必要な施設・設備としては、避難所や生活用水の確保のための耐震水槽などがある。 また、情報システムの面では、たとえば電話線が遮断された場合の被害把握、道路が寸断された場合の利用可能な経路情報など、異常時のフェイルセーフ(装置やシステムに障害が発生した場合、常に安全側に制御すること。またはそのような設計手法)が期待される。</p> <p>・耐震水槽の計画的設置は必要で、事業として妥当である。あわせて既存水槽の耐震化の推進も必要である。</p> <p>・119番発信位置情報は重要だが、災害時には通報に頼るだけでなく、消防側のセンサー機能も必要ではないか。</p> <p>・高度消防防災施設整備費補助金は、次年度の方向性を維持としているが、過去3年間の実績がなく、現状維持とする理由が不明瞭である。補助対象とする高度消防施設の対象とその実態、これに基づく整備スケジュールを明記等、維持するための説明が必要である。</p>



施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(施策)				
				優先度(順位)	優先度(割合)	施策の方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
多様な主体の協働による地域づくりの推進				重視度	満足度			
1	県・市町村・住民の協働による地域づくり			1位	50.0%	中		
2	NPO(民間の非営利組織)の活動の支援	NPOの法人設立認証数(人口10万人当たりの全国順位)	C	4位	5.2%	中	おおむね適切	<p>[県関与・事業群設定:おおむね適切]</p> <p>本施策での県の役割は、NPO法人設立認証(宮城県に事務所を有するNPO法人)等の事務事業を通じたNPO活動の支援である。平成15年度に本県が実施した「NPO活動実態・意向調査」において、NPOについての理解、資金、活動場所、マネジメント能力等が不足しているとの結果が出ており、施策目的(NPOの活動の支援)のためにはこれらの課題の解決を目的とした本事業群が必要であると判断される。</p> <p>[事業群の有効性:課題有]</p> <p>施策満足度は、「50」と一定程度の満足度は得ていると考慮される。但し、満足度60点以上の回答者割合が「41.5%」と半分以下であった。政策評価指標達成状況は未達成である。しかし、NPO活動にとって厳しい社会情勢が続く中、NPO法人設立認証数は着実に増加し、その意味ではNPO活動の広がりを端的に示しているものと判断され、NPO活動の課題に即したこれらの事業群は概ね有効であると判断される。全体としては、施策満足度の結果から、課題有りとした。</p> <p>[事業群の効率性:おおむね効率的]</p> <p>政策評価指標達成度は未達成である。しかし、NPO法人設立認証数は着実に増加し、その意味ではNPO活動の広がりを示している。また、業績指標推移、成果指標推移とも明確な傾向を示すまでには至っていないため、今後の事業継続により、その推移がどう変化するかを確認する必要があるが、各事業はNPOの実態調査に基づき、NPO活動の実態に即して設定しているため概ね効率的であると判断される。</p> <p>[総括]上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
						維持	<p>[評価結果から抽出される課題と対応策]</p> <p>地域課題、住民ニーズが多様化・複雑化する中、行政がそれら全てに対応することは制度・財政面で限界がある。一方で、このような課題の解決やニーズへの対応に向け、地域住民が地域の資源を活用し、自発的な活動を展開している。県は、これら地域住民・NPO・市町村等との連携を深め、有機的な協働関係を築いていくため、この政策及び各施策の必要性は高いと判断する。</p> <p>NPOは社会が抱える課題に対応するため、まちづくりや福祉など様々な分野で活動を展開しており、世論調査に見られるとおりNPOについての社会的な理解も広がりを見せている。しかし、平成15年度に県が実施した「NPO活動実態・意向調査」、平成17年度に内閣府が実施した「NPOに関する世論調査」等からNPO活動を支える社会制度や環境面での整備は依然として十分とは言えない状況にある。このため、NPOが真に自立した「市民セクター」として発展するよう、行政・民間団体はもとより県民や企業も含めた社会全体でのNPO活動の支援を今後も継続すべきと判断される。</p> <p>施策満足度は、昨年度の「55」から5ポイント低下し、政策評価指標達成状況も未達成である。しかし、社会経済情勢を示すデータの推移から、NPO活動の課題に即したこれらの事業群は有効であり、施策満足度の向上に向けて、今後も継続して事業を実施すべきものと判断される。</p> <p>[施策・事業の方向性]</p> <p>各事業の有効性に関し十分に検証しながら、NPO側の意向把握に十分配慮の上、効率及び効果的な施策及び事業展開を図る必要がある。</p> <p>NPOと行政との間で有機的な協働関係が構築されるよう、事業の共同実施や県業務委託等を一層推進するとともに、NPO及び行政の相互理解促進に向けた取組を総合的に実施する。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p><b>総評</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市町村といった行政がカバーできる範囲は財政的に限られるから、民間の参画を求めることは重要である。NPOもその形態の1つで、将来に渡って重要性が増すことは事実である。</li> <li>・地域振興、環境、文化、福祉の各セクションからの施策で構成されているが、多様な主体の協働による地域づくりとはどのようなものか、その定義と範囲が不明瞭である。官民パートナーシップで官が期待する協働とはどの分野なのか、民間が担う意向のある分野はどうか等を整理し、メリハリのある施策群の設定とその事業推進が望まれる。</li> <li>・施策1「県・市町村・住民協働による地域づくり」の優先度が高いが、施策評価の対象となっておらず、この施策に対する対応が必要ではないか。政策評価指標を設けて評価されるべきである。</li> </ul> <p><b>3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働への取り組みは、始動期から発展期にさしかかっており、これまでの施策の評価に基づく説明が必要である。</li> </ul> <p><b>政策評価指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の活動内容は多岐に渡るため、一括して数で論じることには余り意味がなく、活動分野等(なるべく県・市町村の活動を補完するもの)に基づいて評価すべきではないか。</li> <li>・政策評価指標群の妥当性については「課題有」と評価されており、今後の検討を望む。</li> </ul> <p><b>政策評価仕様</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策に設定されている施策のうち、政策評価指標が設定されているものが1施策だけの場合は、政策の総合評価のための情報が不足するため、A - 2 (政策評価指標群の妥当性)、A - 3 (施策群の有効性)の記述は省略する仕様にすべきではないか。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口当たりNPO法人認証数を政策評価指標としているが、複数県にまたがる法人が除外される(全国規模のNPOの活動は評価されない)こと、合併等による数の減少が必ずネガティブに評価される(規模拡大による活性化も有り得る)等、適切とは言えない。</li> <li>また、政策評価指標で用いているNPO法人認証数はストックであるのに対し、事業の成果指標で用いている法人認証数はフローに基づくなど、概念上の齟齬がある。</li> <li>・NPOの規模や継続性と関係なく数だけで順位を競うことに意味があるとは思えない。宮城県は比較的立ち上がりは早かったが、他の県が追いついてほぼ平均的になったことがC評価とする根拠も薄い。要は数ではなくて、参加人員や活動内容で評価されるべきで、NPOの活動分野の情報が提示される必要がある。</li> <li>・複数県にまたがる法人は国、それ以下は県の認証であるから、県は県内法人だけ見ればよい、という旧来の機関委任事務の枠組みに捉われる必要はないと思われる。事業内容が研修と助成を中心とすることは適切だが、最終的な妥当性はNPOへの自己評価・外部評価を通じて判断されるべきではないか。</li> <li>・事業予算が同じであるのに助成団体数が増加したことは1団体当たりの助成金額が半減したことを意味する。1団体20万円程度の助成で、大きな成果は期待できない。法人数は単調増加をしているが、小さな法人を増やすことより有力法人を育成する方が、活動の活発化に役立つ可能性があるのではないか。</li> <li>・最も予算規模の大きいNPO活動促進事業の具体的な事業内容が明確ではないが、認証事務自体の経費だとすれば、実体を伴う研修・助成事業とのバランスを欠くのではないか。</li> </ul> <p><b>3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ予算を使っても、活動範囲が類似の法人よりも、独立な分野をカバーする法人を支援する方が一般に効率性が高い。その意味でNPOの活動分野に関する資料が提示される必要がある。NPOの活動は多岐に渡るため、内容が理解できるよう情報を提供してほしい。</li> <li>・NPO法人格の付与、活動資金支援、人材育成、活動拠点づくり等、多面的な事業に取り組んでいることは評価できる。</li> </ul>



政策整理番号 27

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)		中	施策 評価	施策評価・シート(B)の内容
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
3	環境美化運動など地域コミュニティ活動			3位	16.9%	中		
4	住民主体の地域福祉活動等の推進			2位	23.0%	中		
5	市民団体等のネットワークづくり			5位	4.4%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段 階 判 定	政策評価
	施策評価

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度		施策評価	
				満足度(施策)			施策の方向性	
				優先度(順位)	優先度(割合)			施策・事業展開シート(C)の内容
				重視度	満足度		おおむね適切	<p><b>【施策群設定:おおむね適切】</b> 国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化のために、6施策すべてが必要と認められる。政策目的実現のためには、空港や港湾機能本体の整備だけでなく、周辺施設やアクセス機能も一体的に整備するとともに、活用推進策や貿易振興策といったソフト事業も推進していく必要がある。</p> <p><b>【政策評価指標群:おおむね適切】</b> 各指標とも適切であり今後も継続する。また、4施策に指標が設定されており、おおむね適切と判断する。</p> <p><b>【施策群の有効性:おおむね有効】</b> 政策全体の政策評価指標達成状況(A:3指標)から「おおむね有効」、政策満足度結果(中央値50点)から「おおむね有効」、社会経済情勢から「有効」と判定した。</p> <p><b>【総括】</b>上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
1	仙台空港の機能の強化と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	A	2位	21.5%	大	おおむね適切	<p><b>【県関与・事業群設定:おおむね適切】</b> 本施策での県の役割は、国との連携に努め、仙台空港国際化利用促進協議会に主体的に参画し、利用促進策や航空会社へのセールス等を展開することである。既存路線の維持、運休路線の再開、新規就航路線の開設等の目的達成のため、適切に各種事業を展開している。社会経済情勢への対応は個別具体的に航空会社等と情報交換しながら検討することとしている。</p> <p><b>【事業群の有効性:おおむね有効】</b> 施策満足度は60点で有効と判断できる。政策評価指標「仙台空港利用者数(国内線、国際線)」は、平成16年度と同程度の水準を維持し、ほぼ14年度の数値まで回復した。SARSや鳥インフルエンザ等の疾病流行時からの回復、新規路線の就航や国際線の増便等、一定の有効性が見られる。</p> <p><b>【事業群の効率性:おおむね効率的】</b> 政策評価指標の回復状況、国内線の就航や国際線の増便から、業績指標・成果指標との相関である程度の効率性が伺える。</p> <p><b>【総括】</b>上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
							拡充	<p><b>【評価結果から抽出される課題と対応策】</b> 政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。特に、航空機利用者の増加のため、アクセス鉄道の開業等の関連事業を意識・活用し、近隣県も対象としたPR活動を行う必要がある。国際線休止路線再開及び新規路線の就航のため、航空会社等へのセールス活動を引き続き重点的に実施する。新規就航した路線や増便路線の安定・向上のため、海外からの集客力を向上できるように、国や本県の観光施策との連携が必要である。航空貨物量の増加を図り、総合的に魅力ある空港とするため、関係航空会社との情報交換を密にし、荷主や運送代理店へのPRを行うとともに、貨物ターミナル機能の充実を図る必要がある。</p> <p><b>【施策・事業の方向性】</b> 常に変化する国際経済情勢に的確に対応し、安定的に発展させていくため、施策は可能な限り拡充を図ることが必要である。引き続き仙台空港の利用促進を図り、旅客需要を喚起するため、これまで以上に積極的・効果的に施策を維持・展開するべきである。特に、利便性の大きな向上につながる空港アクセス鉄道の開業が平成18年度末に予定されることから、その情報を空港PR活動の際に盛り込み、利用者増に結びつける施策を展開する。</p>

行政評価委員会政策評価部の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>総評</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空港と港湾に関して、本体部分と周辺部分に分ける施策区分は妥当である。</li> <li>・施策1(仙台空港利用者数)・施策3(仙台塩釜港外貿コンテナ貨物取扱量)の政策評価指標に関しては、景気動向等の外的要因に支配される面が大きく、ポートセールスが具体的にどれだけ有効であったかを客観的に評価することは難しい。</li> <li>・新市街地形成を主たる事業内容とする施策2・4について、良好な宅地供給は重要であるが、人口減少期に向かって、コンパクトシティの観点等から適切な市街地配置のマスタープランが必要だろう。</li> <li>・空港、港湾のみならず仙台空港アクセス鉄道、周辺地域の区画整理事業等の基盤整備が一定進捗した時期であり、これまでのハード整備を中心とした施策構成からインフラを有効活用するソフト施策の更なる充実が望まれる。</li> <li>・そのためには、空港・港湾の利活用に関する施策の一層の充実とともに、仙台空港臨空都市、仙台港背後地形成等の周辺まちづくりにつき、当初計画が立てられた時点から長い年月がたっていることを踏まえ、これらまちづくりプロジェクトの今日的な意義と今後の方向性を整理し、それに向けたソフト施策の充実をはかっていくことが望まれる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標である「仙台空港利用者数」の将来予測結果が最新データを元に見直されて修正されたことは評価できるが、さらに需要予測の変化要因を整理し、予測値の説明力を向上させる必要がある。 仙台空港利用者の需要予測結果はある仮説の下での見通しであり、この予測結果と政策目標値の設定との関係がわかるような表記が望まれる。</li> <li>・「仙台空港利用者数」という指標は概ね妥当と考えられるが、景気回復等、外部要因の影響を受けるので、増減を必ずしも県の政策の結果として捉えることはできない。利用者数は路線数・運行便数等に支配されるので、これらの確保が重要な政策目標となる。</li> <li>・便数の増加は周辺環境に影響を与えるので、共生のための努力が必要である。</li> <li>・需要低迷期の中で、国際空港化促進事業による国内外でのPR活動が新規路線開拓につながっていることが評価されるが、利用者増を目標とした施策体系の新規性がみられない。需要予測結果から導き出される需要拡大の要件のもとに、戦略的な施策体系を構築することが必要ではないか。</li> <li>・空港需要を開拓すべき地域、アクセス鉄道の利用想定地域等を明示したPR活動を予定しており、成果を期待する。</li> <li>・国際線の横ばいは、運休路線再開や新規路線就航が進まない点にあり、ポートセールスが重要である。 隣県と横並びでは便数を確保できないので、東北地方の需要を仙台に集約する必要があるが、少なくとも近距離国際線に関しては成田へ行くより便利だ、という国内向けポートセールスも重要である。</li> <li>・第2種A空港のため管理・運営は国の担当であり、県の役割は側面支援(需要拡大)が中心になる。事業費面では「新貨物ターミナル」建設費の後年度負担が大半を占めるが、これは3年以内に終了するため、施策の方向を「拡大」とするためには、その後の具体策に関する検討が必要ではないか。</li> <li>・費用対効果で効率性を判断することは難しいが、国際線に関しては一時期の低迷を脱しつつあるのではないか。</li> <li>・エネルギー面で航空は必ずしも効率的ではなく、近距離国内線に関しては鉄道による代替が望ましい場合もあるので、羽田や成田のように常時混雑した空港が成功例であるとも言い難い。</li> <li>・業務系の移動に関しては通信による代替も可能なので、観光需要は意外と空港利用者数に占める割合は大きいのではないか。</li> </ul>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
2	仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用	仙台空港利用者数(国内線、国際線)	A	1位	42.5%			大
							<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 政策評価指標の目標値を達成するためには、空港本体の整備だけでなく、周辺施設やアクセス機能の一体的整備が不可欠であり、引き続き重点的に実施する必要がある。</p> <p>施策目的を達成するためには、現在、ストック形成期にある各事業の施設の早期完成・供用を図る必要がある。</p> <p>事業群の中核を成す仙台空港アクセス鉄道は平成18年度内の開業を目指しており、仙台空港臨空都市については鉄道開業と時期を合わせたまち開き、空港関連道路を構成する主要路線も鉄道開業と同時期の供用開始に向けて整備を進めており、施設の完成供用後は長期にわたってその効果が発揮できる。</p> <p>【施策・事業の方向性】 この政策は、政策重視度が70点で政策満足度との乖離が20と、その必要性が認識されており、その中でも県民の優先度が1位の施策であることから、県民はこの施策の必要性をかなり感じていると判断される。</p> <p>不透明な経済情勢等、各事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、施策の円滑な推進のためには行政側の支援が不可欠であり、ハード・ソフト両面にわたる取り組みを強化する必要がある。</p> <p>平成18年度末に「アクセス鉄道開業」及びこれと時機を合わせた「臨空都市の一部まちびらき」「空港関連道路の一部供用」を予定しているが、鉄道との相乗効果による仙台空港の一層の拠点性向上を図るため、平成19年度においても各事業への重点的な取り組みが求められる。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台空港需要予測から、仙台空港需要拡大に向けたアクセス鉄道整備の寄与率が推察でき、目標値達成のためのアクセス鉄道整備の必要性を説明することが求められる。施策の達成を見る指標として来年供用するアクセス鉄道利用者数を評価指標とすることも視野に入れ、政策評価指標の再検討を望む。</li> <li>・アクセス鉄道と周辺施設の整備の重要性は認めるが、アクセス鉄道を除くと空港の利用促進という目標に対しての有効性は期待できない。              空港に関連する流通拠点や空港関連サービスの立地が期待されるが、具体的施策は臨空地区でなくても適用可能なものに見えるため、施策目的の明確化が必要である。</li> <li>・施策1の空港の本体機能と同じ政策評価指標を用いることは適当ではない。主要事業である区画整理事業は、特に空港関連産業の立地を目指したものではないため、空港利用者の増加に結びつかないのではないかと。              政策評価指標として、区画整理における仮換地指定・保留地売却等により利用者が確定した面積比率等を検討してはどうか。</li> <li>・空港アクセス鉄道は未供用であるため、施策の直接的な有効性の判断は困難であるが、間接的には沿線地価のキャピタルゲイン(資産の価格上昇から生じる利得)等を通じて部分的に計測することは可能だと思われる。</li> <li>・仙台空港臨空都市のまちづくりが時代的背景から変化してきていることを踏まえ、今日的な目標、役割を再整理する必要があるのではないかと。</li> <li>・モータリゼーションが進展する時代にあって、鉄道と沿線市街地の一体的整備が必ずしも鉄道を有効に活用するまちづくりに直結しないことを踏まえ、ハード整備とともに鉄道の需要を喚起するための交通ソフト施策等の事業展開が望まれる。</li> <li>・空港本体は国の管理であるため、県としては周辺整備推進が中心になることは妥当である。アクセス鉄道を第3セクターとして運営することは妥当で、その利用者が空港利用者に限られると採算的に問題があるが、臨空地区への住宅・商業施設立地は鉄道利用者増加に貢献する。</li> <li>・仙台空港臨空都市整備推進事業について、当面の目標年次を明記する等タイムテーブルを簡単に記載してほしい。</li> <li>・アクセス鉄道は利用者数の増加に寄与することが期待される。しかし供用前なので有効性は判断できないが、事業の進捗率という点からは概ね有効だと判断される。</li> <li>・未供用のストック形成型事業の効率性は事業進捗率と事業費の比で評価することもやむを得ない。ただし単年度より、累積による評価の方が安定的になると思われる。              真の評価は、アクセス鉄道の利用状況・臨空地区への施設立地状況によってなされる。</li> <li>・「有効性」と「効率性」の定義上の差が明確ではない。</li> </ul>



施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
3	仙台国際貿易港 の整備と活用	仙台塩釜港(仙台 港区)外貿コンテ ナ貨物取扱量	A	6位	2.8%			大
						拡充	<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】                      政策評価指標の目標値を達成するため、引き続き重点的に実施する必要がある。                      外貿コンテナ貨物取扱量は順調に推移しているが、荷主企業・船会社等の高砂                      コンテナターミナル利用者からは、外貿コンテナ貨物取扱量の増加に伴うコンテ                      ナヤードの手狭感や、ヤード内施設等の使い勝手の悪さが指摘されている。</p> <p>【施策・事業の方向性】                      荷主企業・船会社等の指摘事項を解消し、さらなるコンテナ貨物の増大を図るた                      めには、コンテナ貨物の取扱量に対応したヤードの整備を行っていく必要がある。                      平成18年度に今後のコンテナ貨物需要予測調査等を行うこととしており、その結                      果により、コンテナヤードの拡張と各施設の配置を検討する。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
5	<p>・外貿コンテナ取扱量が順調に増加しており、ハード・ソフトの事業が効果を挙げている。県民満足度は50点と高くないが、コンテナ取扱量の順調な伸びから施策は有効であると判断される。 東北地域での自地域内港湾取扱率、仙台港シェアがともに増加傾向にあり、事業群の有効性が示されている。</p> <p>・港湾は経済活動に不可欠な施設であるが、一般県民の重視度は空港と比べて低いので、県民の理解を得る活動が必要である。 県民満足度から有効性が確認できないのは、身近な施設でないためやむを得ないが、仙台港があることによる便益を計算するなどのわかりやすい評価を試みるのが望ましい。今後は、県民に理解できる施策としてのPRに向け、宮城県・東北地域での産業・生活面での仙台港の役割、整備効果等を整理することが望まれる。</p> <p>・「外貿コンテナ貨物取扱量」が成果指標として採用されているが、仙台港の活動レベルを「外貿コンテナ貨物」に限定することには疑問がある。少なくともコンテナ貨物が全貨物量に占める割合と、「外貿」が内航フィーダを経由した輸出入を含むか否かに関して明記されたい。</p> <p>・「外貿」に限定しているが、港湾施設利用率の観点からはフィーダ輸送を含めてもよいのではないかと。同じフィーダでも横浜は指標から除外されるが、釜山は含まれるのでは合理性を欠く。 フィーダ輸送(定期航路の本船が寄港する拠点港湾と本船が直接寄港しない港湾との間を、内航船などで結ぶ補助的な輸送)</p> <p>・港湾本体は国が整備するため、コンテナヤード等の必要施設を県が整備することは適当である。事業費面ではコンテナターミナル整備が中心となるが、能力的に限界に近づきつつあるので、引き続き整備が必要である。</p> <p>・ポートセールスは必要ではあるが、効果が見えにくい。ポートセールス事業の効率性を訪問先数で評価するのは自己完結的である。貨物取扱量は航路・便数の関数なので、航路・便数がどれだけ増加したかによって評価することが望ましい。</p> <p>・空港と同様に、航路数・便数の確保が利用促進に重要である。ただし海運業界の集約化傾向に注意が必要である。</p> <p>・施策・事業の方向性の欄に、コンテナ貨物取扱量に応じたコンテナヤード整備の必要性や今後の港湾計画見直し等を具体的に記述して欲しい。</p> <p>・東北エリアの港湾貨物の仙台港への集約が進みつつあるが、これは外国航路維持の結果でもあるし原因でもある。 外航船の大型化により、東北エリア内の各県が個別に誘致合戦をすれば需要が分散して結局京浜港を利用せざるを得なくなるという意味で、隣県との協調が効率性のために必要である。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値達成度	満足度(政策)		施策の必要性	政策評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度		施策評価	
				満足度(施策)			施策の方向性	
				優先度(順位)	優先度(割合)		施策評価・シート(B)の内容	施策・事業展開シート(C)の内容
4	仙台国際貿易港の周辺施設の整備と活用	仙台港背後地区市街化率	A	5位	5.4%	大	<p><b>おおむね適切</b></p> <p>【県関与・事業群設定: おおむね適切】                      本施策で県は、土地区画整理事業の事業主体として施策目標達成に向け社会基盤整備や市街化促進等の中心的な役割を担っている。宮城県と仙台市は、港の物流機能強化の整備及び仙台市の都市基盤整備を目的として共同で整備する方針を決定し、公共施行による土地区画整理事業を実施することとしたものである。事業主体は地区内に多数いる仙台港建設に関係した地権者への対応を考慮して県としたが、21世紀に向けた県のプロジェクトとして積極的に推進すべきものでもあることから、県の関与はおおむね適切であると言える。                      【事業群の有効性: おおむね有効】                      施策満足度は50と「やや不満」を示しているものの、満足度60以上の回答者の割合は40%以上あり、事業の効率性はある程度確認できる。また、政策評価指標「仙台港背後地区市街化率」は過去3年間目標値を上回っている。さらに、保留地の処分面積は、平成17年度末で売出済面積に対して約36%となっている。「土地利用相談窓口」での相談件数は購入と賃貸の希望者を併せ平成15年度が87件、16年度が72件、17年度は73件となっており、当土地に対する需要または関心は高い。保留地の処分状況は必ずしも好調ではないが、事業区域内の市街化率は目標値を達成していることから事業はおおむね有効と判定する。                      【事業群の効率性: おおむね効率的】                      政策評価指標達成状況のほか、事業費に対する業績(土地造成面積)の割合も増加していることから事業がおおむね効率的に実施されていると判定する。                      【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	<p><b>拡充</b></p> <p>【評価結果から抽出される課題と対応策】                      平成4年度以降、地価の下落が続いているため、保留地を販売し事業資金に充てる土地区画整理事業には厳しい状況にある。                      そのため、早期の土地利用が図られるよう、セールス活動のほか、保留地販売促進のための規制の緩和、保留地形状、位置の変更や、換地や保留地の共同利用による大規模画地利用を可能にするなどの取り組みを行っている。</p> <p>【施策・事業の方向性】                      平成23年度の事業完成に向けた年次計画を踏まえ、平成19年度の事業量を設定した。                      仙台国際貿易港は、増大する物流需要と船舶の大型化・コンテナ化等の輸送革新に対応することで国際競争力を強化することにより、周辺施設を含めて東北の物流拠点としての機能を拡充する必要がある。                      仙台港周辺地区については、仙台東部道路や仙台空港等の交通ネットワークを積極的に活用し流通業務の効率化を図ることで、地球温暖化防止に向けて運輸部門における温暖化ガス排出量の削減を図る必要がある。                      そうした社会的背景を受け、港湾流通拠点地区として仙台国際港周辺の土地の活用を積極的に促進するため、今後は土地区画整理事業地内の関係権利者はもちろんのこと、企業誘致のための他部局との情報共有など多様な主体との連携を積極的に進めていく必要がある。                      特に仙台港背後地区において、平成18年度に予定しているセンター地区での公募による進出企業決定を契機として、これまで以上に土地の流動化が期待できることから、保留地について整備・広告・販売を戦略的に進め、市街化の促進を図る必要がある。</p>
5	地域を支える港湾の整備と活用			3位	16.1%	大		
6	輸出入を促進する貿易振興策の充実			4位	9.8%	大		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
5	<p>・港湾地区外における区画整理事業が施策の全容であるから、当該地区の「市街化率」を評価指標とすることは適当であり、この指標で見ると順調に推移している。事業成果を早期に実現するため、目標値の上方修正が望まれる。</p> <p>・臨空地区に比べて流通業務系用途の割合が高く、港湾背後地整備の目的に添う点が評価できる。事業として土地区画整理事業のみが挙げられているが、市街化実績からは概ね有効であると言える。</p> <p>・港湾地区と一体的に機能するために、港湾地区内の土地利用(アクセル・夢メッセ等)との整合性が重要である。</p> <p>・センター地区は商業施設として計画されているが、港湾地区との関連が薄くなる可能性があるため、センター地区のビジョンを打ち出す必要がある。</p> <p>・人口減少に伴い市街地の量的拡大が必要な時代は終わり、行政効率面からコンパクトシティの実現を目指すべきである。今後は商業施設も含めて、既存市街地の空洞化に伴うコスト(既存市街地に関する選択と集中)も考慮に入れた計画とすべきである。その意味で、既存計画の計画実施段階における見直しは重要であろう。</p> <p>・整理された評価調書は昨年度指摘した事項への配慮・改善が図られており、評価される。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策の 方向性	施策・事業展開シート(C)の内容	
国内の交流を進めるための交通基盤の整備				重視度	満足度			
1	高速道路の整備	高速道路[C40分間交通圏カバー率]	A	4位	10.7%	大	<p>【おむね適切】 【県関与・事業群設定:適切】 本施策について県の役割は、高規格幹線道路を補完し地域集積圏相互の交流を図る「地域高規格道路」を整備することである。高規格道路等は社会基盤として公共性が高く、国又は県など地方公共団体が整備するべきものである。また、県が実施する地域高規格道路整備事業(仙台南部道路・みやぎ県北高速幹線道路)は、国及び東日本高速道路(株)が整備する高規格幹線道路(常磐自動車道、仙台東部道路・仙台北部道路及び三陸縦貫自動車道)を東西に連結する自動車専用道路であり、両者で高速道路ネットワークを形成するものである。 【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度は50点であり、満足度60点以上の回答者割合も40%未満であることから、県民の満足度を高める点では課題が残る。また、投資額が巨額で、事業実施に年数を費やすことから、評価指標には大きな向上は見られないが、政策評価指標「高速道路[C40分間交通圏カバー率]」は目標値を達成しており有効と認められる。 【事業群の効率性:おおむね効率的】 事業の性格上、平成17年度は新たな供用開始区間がなかったこともあり、前年度比較では各指標値の有意な向上は認められなかった。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
							<p>【拡充】 【評価結果から抽出される課題と対応策】 高規格幹線道路整備事業及び地域高規格道路整備事業は、国内の広域的交流を進めるために整備を促進する必要がある。 【施策・事業の方向性】 県民満足度調査結果から、気仙沼・本吉圏域の重視度が高く、満足度が低い状況であることは、三陸縦貫自動車道の整備促進を願うものであり、重点的に整備を推進する必要があり「拡充」と判断した。 三陸縦貫自動車道については、平成18年度に本吉気仙沼道路が事業着手している。 国内の広域的交流を進めるためには、高速道路ネットワークの形成を図ることは急務であるが、絶えずコスト縮減と効率化を図る。</p>	

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
3	<p><b>総評</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来は事業面から道路整備のみが評価対象となっていたが、公共交通を対象として取り上げたことは評価できる。公共交通の現状は厳しいが、高齢化や地球温暖化等に鑑み積極的に生かす施策が必要である。</li> <li>高速道・一般道・公共交通・総合交通という施策の構成は妥当だと判断される。4つの施策のうち、施策4「各輸送機関相互の連携の強化」の必要性が「中」とされているが、政策目的である国内交流の促進や県民満足度と社会経済情勢の適合性からみて、各輸送機関相互の連携の必要性の評価を「大」とすべきである。</li> <li>地方圏においてDoor-to-doorを全て公共交通で賄うことには限界があるので、自動車等の私的手段との連携を図ることが公共交通の活性化のための鍵となるが、その意味で施策4も重要である。</li> </ul> <p><b>政策評価指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価指標は今回新たに設定したため判定不能とされているが、「判定できない」こと自体が、行政評価システムの効率性に疑問を投げかける。(施策3)</li> <li>ストック形成型施策を、「高速道路IC40分圏カバー率」のようなストック変化がない限り固定的な指標で評価するのでは有効性評価は困難である。道路の有効性は利用状況で判断すべきだから、「高速道路通行台数」や「県庁60分到達人口比率」のような時間的に変化する指標を用いることが適当ではないか。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートIC整備やICアクセス道路整備等の事業が、ICへのアクセス時間の短縮に貢献していることを示すための評価指標(例:高速道路IC20分交通圏カバー率)の検討を行う時期ではないか。</li> <li>また、「カバー率」の概念も人口比・面積比か、市町村単位か町丁目単位かなど、概念に曖昧さが残る。</li> <li>高規格幹線道路・地域高規格道路の整備とともに、スマートIC整備も事業群に加えることが必要ではないか。</li> <li>「高速道路IC40分交通圏カバー率」94%から、目標はほぼ達成されており、事業拡充という方針を導くことは困難ではないか。</li> <li>高規格幹線道路・地域高規格道路共に新規供用が無く、指標からの有効性の判断は不可能である。</li> <li>事業の効率性を、供用延長を事業費で除して評価することは適当ではないが、ストック形成を目的とする事業全般に共通する問題であり、新たな効率性指標を検討すべきである。</li> <li>事業群の効率性の評価で国全体の供用延長の増加が述べられているが、それは県レベルの事業効率性の根拠にはなり得ないと思われる。</li> </ul>



施策体系				県民満足度		評価原素				
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容		
				重視度	満足度					
施策 番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)					施策の 方向性	施策 評価
				優先度 (順位)	優先度 (割合)	施策・事業展開シート(C)の内容				
2	国道、県道、市町 村道の整備	高速道路IC40分 間交通圏カバー 率	A	1位	46.3%		大	おお むね 適切	<p>【県関与・事業群設定:適切】 本施策について県の役割は、補助国道、都道府県道の整備である。道路は社会基盤であり、管理区分に基づき国又は県市町村の地方公共団体が整備すべきものである。</p> <p>【事業群の有効性:おおむね有効】 施策満足度55点であり、満足度60点以上の割合も46%程度であることから、おおむね有効と判断する。政策評価指標も「高速道路IC40分間交通圏カバー率」で目標を達成しており、おおむね有効と認められる。道路の改良率は9割を超え、かなり整備が進んでいる。</p> <p>【事業群の効率性:おおむね効率的】 政策評価指標の達成状況からおおむね効率的と言える。なお、道路事業は複数年事業であるため、事業の効率性を単年度ごとに判断するのは難しいが、個別の事業計画やコスト縮減の積み上げにより、各事業はおおむね効率的に展開している。</p> <p>【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>	
		道路の改良率	B			維持				<p>【施策・事業の方向性】 県内の広域的交流を進めるためには、高速道路ネットワークと県内各地を結ぶ国道・県道・市町村道の整備及び緊急輸送道路橋梁整備を図ることが必要である。緊縮財政の下では効率的な執行を求められているため、事業の効果的な展開を図り、全体としてこの施策は「維持」とする。</p>
		緊急輸送道路橋 梁整備率	...							

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
4	<p>・「緊急輸送道路橋梁整備率」を政策評価指標に加えたことは評価される。今後は、さらに中心都市へのアクセスや安全・安心して生活できる道路整備等、県民ニーズの高い日常生活での移動の利便性や安全性に関わる指標を加え、その進捗、達成度を見ていくことが重要となる。</p> <p>・「緊急輸送道路橋梁整備率」について、非常時のライフラインの確保は重要な視点であるが、指標名からは定義が明確でないので検討してほしい。</p> <p>・この施策は政策を構成する施策として最も県民の必要性の支持が高い施策であり、広域ネットワークを構成するバイパス整備や橋梁耐震補強等の事業に加え、地域の安全・安心・まちづくりのための道路事業を加えることが望まれる。</p> <p>・政策評価指標の「IC40分圏カバー率」、「道路の改良率」は共に既に高水準であるため感度が悪く、これらの指標を通じて施策の有効性を判断することには無理がある。「高速道路IC40分圏カバー率」は施策1と共通なので、指標から削除し、「道路の改良率」は安全・安心の観点から「一定幅員以上の歩道整備率」などのような指標とするのが、望ましいのではないかと。</p> <p>・県の「整備率」が全国平均よりやや高いとしても、全国一律の基準による整備率の妥当性も検討されるべき。例えば降雪時の除雪のための幅員余裕などの条件も考慮が必要ではないか。</p> <p>・事業の有効性の説明には道路整備によりもたらされた効果(実態)を明示した整理が必要ではないか。</p> <p>・管理者・財源規模・補助負担率が定まっていることは、逆に整備の硬直化も招く。限られた財源の中で、整備の優先度の決め方(必要度や難易度)が益々重要になる。</p> <p>・挙げられているバイパス事業は現在整備中であり、まだ効果が発揮されていない状況にあり、事業分析カードの作り方の工夫が必要である。</p> <p>・ストック形成型事業の単年度評価が困難であることは理解できるが、事業費の執行を有効性の根拠とするのは適当ではない。 また、満足度の高さは過去の事業で形成された道路ストックに関して「これ以上の整備は不要」という解釈も可能なので、現在の事業の有効性を意味するとは限らないので留意してほしい。</p> <p>・事業の効率性について自動車のシェアに基づいて評価しているが、道路自体に誘発効果があるので、公共交通など他のモードとの均衡の点で、自動車分担率が伸び続けることが効率的だとは言えない。</p> <p>・高齢ドライバーの増加に対応できる余裕を持った道路、災害時のライフライン確保のための冗長性等、質的側面を念頭においた効率性評価も重要であろう。</p>

施策体系				県民満足度		評価原素		
政策名				満足度(政策)		施策の 必要性	政策 評価	政策評価・シート(A)の内容
				重視度	満足度			
施策番号	施策名	政策評価指標名	指標値 達成度	満足度(施策)				
				優先度 (順位)	優先度 (割合)			
3	バスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備	県内移動における公共交通分担率	...	2位	29.9%	大	おおむね適切	<p>【県関与・事業群設定：適切】 本施策について県の役割は、国・市町村と強調し、施設整備や運行欠損額への補助により公共交通の維持。拡充を図ることである。公共交通の維持・活性化のため、少子高齢化やモータリゼーションの進展により、民間事業者の採算性が悪化し、路線廃止が進行しており、学生や高齢者等の独自の移動手段を持たない人の移動手段確保のためには必要な事業である。 【事業群の有効性：課題有】 施策満足度が50点で満足度60点以上の割合が36%程度であることから、事業の実効性を高めていく必要がある。政策評価指標「県内移動における公共交通分担率」は今回新たに設定した指標であり、現在のところは、現況値と仮目標値を同一としている。 【事業群の効率性：課題有】 県内の公共交通利用者数は年々減少傾向にあり、業績指標及び成果指標と同様に減少傾向で推移している。 【総括】上記3点を総合的に検証した結果「おおむね適切」と判断する。</p>
								<p>【評価結果から抽出される課題と対応策】 施策満足度は50点と低調であり、施策満足度とのかい離も30点と高いことから、課題解決のためバスや鉄道などの公共交通ネットワークの整備をより一層進める必要がある。 【施策・事業の方向性】 県内の公共交通の安定的な運行体制を確保するため、引き続き必要な支援を行っていく必要がある。 公共交通の経営基盤の安定及び安全運行の確保のため、引き続き必要な支援を行う。</p>
4	各輸送機関相互の連携の強化			3位	12.1%	中		

行政評価委員会政策評価部会の意見	
7 段階 判定	政策評価
	施策評価
2	<p>・政策評価指標が「判定不能」、事業群の有効性・効率性が「課題あり」とされているにも係わらず、施策評価(総括)が「概ね適切」との判断は理解しがたい。</p> <p>・公共交通の利用者減少は、従来型の施策(事業群)が有効ではなかったことを意味する。総合交通体系のビジョンを確定し、その中で公共交通の役割を明確に位置づけることが先決ではないか。</p> <p>・公共交通分担率は今後上昇するとされているが、この根拠が不十分である。宮城県内のモータリゼーションの進行、公共交通利用の後退の実態を踏まえ、また、採りうる施策・事業の範囲も踏まえ、宮城県交通計画でその目標設定を行うことが望まれる。</p> <p>・この施策では利用者の拡大が目標なのか、交通弱者の生活維持が目標なのか、論点を明確にしてほしい。</p> <p>・現在宮城県交通計画が改訂作業中であることから、全国旅客地域流動調査の公共交通分担率を暫定指標としており、早期に評価指標を設定することが望まれる。</p> <p>・政策評価指標「県内移動における公共交通分担率」の仮目標値の設定方針が示されるべきだが、地方バス路線の撤退等の状況下で、現況維持でも相当な成果と見なせるのではないか。</p> <p>・社会経済情勢を示すデータの推移では鉄道とバスの合計利用者が減少しているのに、公共交通の分担率が横ばいだとすれば、後者の指標値の信頼性に問題がある。</p> <p>・政策評価指標「県内移動における公共交通分担率」の全国値は各県の単純平均ではなく、人口による加重平均とすべきではないか。</p> <p>・公共交通は規制緩和等による撤退が進むが、県の役割はバス路線の欠損補助とバス停上屋整備が中心であり、県全体の公共交通網に対するビジョンが欠けているのではないか。</p> <p>・公共交通ネットワーク整備をより一層進めるとしながら、縮減した事業費のままでの維持やくりはら電鉄補助廃止を打ち出しており、事業展開シートとしての説明が不十分である。</p> <p>・地方バス路線の維持・活性化事業で補助額が減少している。バス路線に対する補助額が増加するのは望ましいことではないが、バス路線の撤退の結果補助額が減少するのは公共交通の衰退を意味する。県が従来行ってきた県内の公共交通ネットワークの維持・拡充のための事業群の有効性は低いと考えられる。</p> <p>・全般に事業予算は縮小傾向にあるが、鉄道駅舎等のバリアフリーにしても整備が一巡したためとは言い難い。交通需要が少ない場合は、パラトランジット(準公共移動手段)等の代替手段の方が効率的な場合がある。</p> <p>・パーク＆ライド、「バスの駅」等の交通結節施設の整備が公共交通の利用促進には必須、という視点から、効率性以前に事業群の再構築が必要ではないか。</p> <p>・公共交通はネットワークが重要であり、県内交通だけでなく県際交通も含めて評価すべきではないか。</p> <p>・同様にインターモーダルな総合交通体系のビジョンを策定し、そのための手段として事業群を位置づける必要がある。</p> <p>・維持すべきバス路線に関しては、補助金入札等の手法も検討してはどうか。</p>